

嘉永6年(1853)

〔表紙〕

# 齊彬公史料

嘉永六年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数三十四枚）」の記載あり〕

## 目録

- 齊彬公海防御建言
- 島津忠寛意見建言
- 齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘
- 水戸前中納言殿返書
- 齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘
- 水藩士戸田忠大夫へ賜書
- 齊齊公水戸前中納言殿へ送ラレシ書牘

以上七条

### 三二九 齊彬公海防御建言

今度、亜墨利加船より差上候書翰和解写式冊拜見被仰付、商法可否は不容易御一大事ニ候間、存慮之趣不殘申上候様被 仰付奉畏候、

一 亜墨利加人願之儀は、此以前阿蘭陀より申上、琉球江滞留之異人よりも、毎々噂仕候事にて、一朝一夕之考にてハ無之、於彼方ニモ 御制禁之段は承知之上、押て渡来仕候間、 御国法之趣被 仰渡ニ相成候共、一通ニては承知も仕間敷、乍然御打払之儀は、海防御手薄之折柄故、必勝を得候儀無覚束奉存候、仮令一往被追払候共、海上自在之異船、殊ニ近来は唐国并無人島之辺江数艘滞船罷在候様子ニ相聞候間、時々海運之妨可仕候、此度之御処置は、実以御一大事之場合と奉存候、且此節御許容ニ相成候ては、 御威光も薄らき候形、其上阿蘭陀国王江被对候ても、御義理合不相済訳ニも相当り、且又戰爭を御厭ニて御免ニ相成候哉と、外国ニて心得候ては、永年之御為め甚残念千萬奉存候、

就ては此節御免被 仰出候儀は、不可然御時節欵と奉  
存候、乍然来年渡来之節、直ニ御断ニ相成候ては、戦  
争之端を開き候も難計候得は、成丈ケ年を延し候様ニ、  
無抛御沢合被 仰聞候て、帰帆被 仰付、其内海岸之  
御手当十分ニ被 仰付度儀と奉存候、三ヶ年之程は丈  
夫ニ延し候御処置可有之奉存候、左候て三ヶ年も相立  
候ハ、諸国一統御手当相整候は必定ニ御座候、軍備  
相整候得は、元来勇壯之人氣ニ御座候間、打払被 仰付  
候共、必勝之計策如何程も可有御座と奉存候、御手当  
場所之儀は、浦賀を第一と被 仰付、其外要地之場所、  
御評議之上委細ニ被 仰付度、兼て異国ニ於ても、日  
本人氣勇壯之儀は、憚り罷在候段及承候間、御手当嚴  
重ニ相成候ハ、無礼之振舞仕間敷、軍船御全備之上  
は、通船妨ケ有之候共、如何様之御処置も可被為在候  
間、其上ニて急度打払被 仰出候方可然哉と奉存候、  
将又海防御手当被 仰出候上は、頭立一身ニ引受致総  
裁候者無御座候ては、行届間敷事ニて、殊ニ人心第一  
ニ御座候間、御連枝方之内御一人、諸指揮被 仰出度、  
右被 仰付候御人体之儀迄申上候は重疊恐入候得共、  
当時御年輩と申、人望と申、異国之事情も委細ニ御会

得被為 在候は、〔徳川齊昭、前水戸藩主〕水戸前中納言殿之外は被為在間敷と  
奉存候間、海防之儀御委任被 仰出候様、乍恐奉念願  
候、此度之儀は 天下之御一大事ニ御座候間、彼を知  
り己を知て後之御処置無御座候ては、必勝之御良策は  
行届申間敷奉存候間、能々御評議之上被 仰出候様奉  
存候、何分ニも此度直ニ 御免被 仰出候ては、御國  
体之処如何ニも恐入奉存候、前文之儀申上候は、実以  
恐怖之至ニ御座候得共、不願恐愚存之趣不残申上候、  
以上、

但石炭置場所等之儀は、猶更御免不被 仰付候方と  
奉存候、

七月廿九日

〔島津齊彬、薩摩藩主〕  
松平薩摩守

尚魯西亜・亜墨利加兩國ハ、和蘭同様ニ試ミ、五ヶ  
年程通商御許、其余之異国ハ魯西亜國ノ取計ヲ以不  
願立様申付置、邪宗門御禁制可然、乍去通商免許此  
節ハ不宜、三ヶ年程モ延シ置、諸国海防手当備リ候  
上御許シ、右ニ就テハ公辺ニテモ御入用御構無之、  
御手当有之、諸大名へ軍賦ニ応シ金銀ヲ配当、且水  
戸前中納言殿一身ニ御引請御指揮有之、石炭置場等  
ハ不被許、漂民ハ囚人取扱ニ無之、手厚ニ手当有之

度候、

〔大日本古文書幕末外国關係文書之一にて校訂〕

〔原案〕

「紙送りハ書」  
一、亞米利加之義ニ付、 公辺江

差出候所存書付

此度、亞米利加船より差上候書翰和解写二冊拜見被仰付、商法之御免之事<sup>可否</sup>不容易御一大事ニ候間、存慮之趣不殘申上候様被 仰付奉畏候、

一、亞米利加人志願之儀は、此以前阿蘭陀よりも申上、琉球江滞留之英人よりも毎々噂仕候事にて、一朝一夕之事<sup>考</sup>ニは無之、彼方にて御制禁之段承知之上押て渡来仕候間、

御国法之趣にて御断<sup>被仰渡</sup>ニ相成候共、<sup>一通ニテハ</sup>承知仕間鋪、乍然当

時御打払之儀は、海防御手薄之折柄故、得必勝候儀無覚束奉存候、縦令一応被追払候共、海上自在之夷艦、殊ニ近来は唐国并無人島之内江、<sup>刃</sup>数艘滞船罷在様子ニ

相聞得候間、時々海運之妨可仕候、此度之御処置は、実以 御一大事之場合と奉存候、尤亞米利加国之儀は、

御制禁已後国立候新国ニ御座候間、 御免相成候ても御国法破れ候姿ニも無御座候間、申出之通四五ヶ年も御試之為御免御座候ても可然候得共、亞国御免相成候

上は、魯西亞も同様ニ御免不成候ハ、承知仕間鋪、既

ニ此節長崎江書翰持越候由御座候間、 御免之上は、

両国共御免可被 仰付候、左候ハ、佛蘭西・英夷之兩國も追々渡来之上、商法可願出は差見得申候、右江

御許容不被 仰付時は強訴可仕と奉存候、また 御免相成候ては、是迄之御国法は不殘破れ候間、魯・亞兩國江御差免之節、兩國之以取計、其余之異国より通商等不願立様可仕旨、被 仰付候義も可然事ながら、彼

国々兼て同盟之國と承及候間、御受之程も無覚束、縦令一応御請申上候共、心底難計奉存候、若亦実ニ承服仕り、外国渡来之患無御座様相成候へは、無此上御事

ニは候得共、右兩國之者共、於 日本は兩國之保護ヲ以て外患を免れ候と自負仕、殊ニ寄候ハ、屬国同様ニ可申触も難計奉存候、左候得は乍恐

神國之御恥辱可相成哉と恐入奉存候、先年和蘭國王より書翰差上候節ニ候得は、往昔より之 御制禁にて、不容易御訳合ニ候得とも、申立候趣も尤ニ候間、何々

之國は御免可被 仰出候間、其余之國々より不相願様、且亦邪宗之儀、急度御制禁相守候様可取計段、被 仰出候て可然候得共、此節 御許容相成候ては、

御威光も薄きかたち、其上和蘭国王江被対候ても、御義理合不相濟訳ニも有之、且また戦争を御厭ニて御免ニ相成候と、外国ニて心得候ては、永年之ため甚残念千万奉存候、且又異人多人数入込候ては、御内地之案内も致熟知、思不慮はさる災害を生し候も難計、清国同様之振合相成候ては、如何ニも残念至極奉存候、就ては此節御免被仰出候儀は、不可然 御時節欤と奉存候、乍然来年渡来之節、直ニ御断相成候ては、戦争之端を開き候も難計候へは、成丈年を延し候様ニ、無拗御訳合被仰聞候て、帰帆被仰付、其内海岸之 御手当十分ニ被仰付度儀と奉存候、三ヶ年程は丈夫ニ延ひ候御処置は可有之奉存候、左候て三ヶ年相立候得は、諸国一統 御手当相整候は必定ニ御座候、軍備相整候得は、元来勇壮之人氣ニ御座候間、打払被 仰付候共、必勝之計策如何程も可有御座奉存候、扱又 御手当之儀は、商法御免之有無ニ不抱、不被 仰付候ては、外夷之輕蔑眼前ニ御座候間、端々迄行届候様ニ被 仰付度候、尤是迄通り之被 仰出而已ニては、行届候儀無覺束奉存候間、乍恐

公刃ニて御手始被為在、御入用無構海防之 御手当被

仰付度、左候て当時諸大名困窮之折柄ニ御座候間、軍賦ニ応し金銀御配当被成下、夫々用意仕候様被仰付度事と奉存候、恐入候御事ながら、御用心金も非常之為之御備ニ御座候間、十分ニ行届候様被 仰付度奉存候、御手当之内、大砲相備候軍船御造立無御座候ては、外之儀如何程御手当相成候ても、全備之 御手当ニは相成間敷奉存候、御手当場所之儀も、浦賀を第一と被仰付、其外要地之場所、御評議之上委細ニ被 仰付置度、兼て於異国も日本人氣勇壮之儀は、憚罷在候段承及候間、御手当嚴重ニ相成候ハ、無礼之振舞も仕間敷、軍船御全備之上は通船妨候共、如何様之御処置も可被為在候間、其上ニて急度御断被 仰出候方可然哉と奉存候、乍然近年は西洋諸国之船々、日本近海江罷在候趣ニ相聞得候間、折々渡来仕、永年之煩ニ可相成も難計御座候間、十分 御手当 御全備之上、御国威を被示候て、其時之様子次第、別段之以 御仁恵、魯・亜両国之分は和蘭同様、何ヶ年之間 御試之為商法御免可被 仰付、尤邪宗之儀は堅御制度相守候様、其余之國々は急度御免不被仰付段、蘭人江御達ニ相成候ハ、於彼方も 御趣意通承服可仕哉ニ奉存候、此節御

免被 仰出候ハ、彼方之存慮十分ニ申募り、過当ニ  
 願意可申上は必定ニ御座候、前文通り一度御国威ヲ被  
 示候上は、外国江之 御威光も相立、交易等之可否は  
 如何様ニも可相成と奉存候、尤通商御免之儀は不宜事  
 ニ候得とも、多年異船之患御座候得は、おのつから  
 御国中疲勞可相成候間、軍備相整候上は被仰付候ても  
 可然哉と奉存候、扱又海防御手当之儀、致永久連続候  
 処第一ニて、諸大名も拜領之金子等ニて、六七年は取  
 続可申候へ共、積年之後は弥困窮ニ不及は必定ニて、  
 是亦御一大事之事積と奉存候、此儀如も第一御評議被為在  
 候ハ、如何程も御良策可被為 在事と奉存候、將又  
 海防御手当被仰出候上は、頭立一身ニ引受致給裁候者  
 無御座候ては行届間敷、殊ニ人心一和第一ニ御座候間、  
 御連枝方之内御一人諸指揮被 仰出度、右被 仰付候  
 御人体之儀迄申上、重疊恐入奉存候得とも、当時御年  
 輩と申シ、人望と申、異国之事情委曲御会得被為在候  
 は、水戸前中納言殿之外は被為 在間敷と奉存候間、  
 海防之儀 御委任被仰出候様、乍恐奉念願候、此度之  
 儀は天下之  
 御一大事ニ御座候間、彼を知り己を知て後之

御処置ニ無御座候ては、必勝之御良策は行届間敷奉存  
 候間、能々 御評議之上被仰出候様伏て奉願候、何分  
 ニも此度直ニ 御免被 仰出候ては、 御国体之所如  
 何ニも恐入奉存候、前文之趣申上候儀、実ニ恐怖之至  
 御座候得共、不及忌憚所存之程申上候様被 仰出候付、  
 不願恐愚存之趣不殘奉申上候、以上、  
 但石炭置場等之儀は、猶更 御免無之方と奉存候、  
 漂民 御救之儀は、是迄通ニ被 仰付、囚人同様  
 ニ被 仰付候儀を、今少し手厚ニ御手当被仰付候  
 方と奉存候、以上、  
島津吉彬文書にて補正  
 此御建言書御提出ノ手順ハ 尋常ノ御手続ニアラス、御  
 家老島津伯耆久ヲ以テ御留守、閣老阿部伊勢守殿ニ提出セ  
 ラレタリ、各藩御同格モ全様ノ手続ナリシト云フ、御書  
 面ハ御手自撰ヒ玉ヒ、淨書ハ御右筆ニ命セラレ、御花押  
 モ据ヘラレシトソ、此御建言ハ各藩同様表面上ノ御意見  
 ナレハ、此際大小各藩統々提出セラレ、大体ハ和戦ノ二  
 途ニ外ナク、中ニハ過激ノ論旨掃攘ヲ主トシタルモアリ、  
 素ヨリ彼我ノ形勢ヲ考へ、實際ニ出タルニ非ス、時情人  
 心ニ依リテ、名聞ノ響ヲ取ラムカ為ナルモノ多カリシト  
 ナム、佐賀侯ノ如キハ稍戲論ニ等シク、外国征討云々ノ

如ク、素ヨリ為シ得ヘカラサルノ形勢ハ、飽クマテ知得セラレ、殊ニ長崎警衛ノ大任ニ当ラレ、外情ハ明ニセラレシノミナラス、卓識ノ人ナルハ言ヲ俟タサル御方ナル故、幕府ノ内情貫通セラレ、輕如ノ意ニ出タルナラムト、當時ノ評説ナリキ、佐土原侯カ建言モ、當時評判ニ糶リタル一二ノ中ナリシカ、是ハ公ノ御内閣ヲ願ハレシニ、公仰ニ、未タ年若ト云ヒ、天窓ニモ似タル文旨コソヨケレト、御加筆遣ハサレシトナム、

中山利善カ筆記ニ、御建言ノ御草稿拜見仰付ラレタルニ依リ、御文旨ハ全ク我國二百余年ノ昇平ニ、武備廢弛士氣衰弱、彼ニ対シ必勝ノ御見止アラセラレス、故ニ暫時ク年ヲ延而シテ、武備ヲ整ヘ士氣ヲ振作シテ、後開鎖何レニモ策ヲ定メラレ云々ノ御要領ト、伺ヒ奉ル旨言上セシニ、公仰ニ、文章上尤モ其通ナリ、然レトモ是謂フヘクシテ行フニ甚タ難シトスル処ナレハ、空文ト云ツテモヨロシ、予カ本旨ハ内外ノ政務ヲ改革シ、人心一致セサレハ、如何トモスルコトヲ得ス、二百年來ノ弊習ヲ洗ヒ、内政整ハサレハ、百万ノ銳兵幾百ノ軍艦アリト雖モ、其用ヲ為サス、即今ノ急務ハ、政務總宰ニ其人登用ヲ急務トス、其人ヲ得ルトキハ、器械乏シク軍艦砲台ナシト雖

モ、必ス國ヲ危フスルニハ至ラサルヘシ、故ニ予カ建言ノ真味ハ、總裁其人則チ水戸殿ノ外アルマシト思ヘリ、此人ノ外ニ即今人望ト云ヒ、家柄ト云ヒ、右ニ立ツ人ハアルマシ、此人登用セラレタルムニハ、必ス福井<sup>藩</sup>モ出ツヘシ、徳島・肥前モ用ヒラルヘシ、大小ノ役人モ非常ノ人物輩出シテ、政事ノ改革・武備擴張等百事萃ルヘシ、仮令ヒ一時打払ヲヤカマシク云ハル、トモ、其衝ニ当ラレナハ、必ス別ニ論スル処アルヘシ、又大小役人モ心力ヲ尽シテ論スル者アルヘシ、決シテ輕忽ニ打払ヲ令セラル、様ナコトハアルマシ、外國ノ事情ハ克ク心得ラレタル方ナリ、故ニ此建言ノ要領ハ、此人御登用ヲ主トシタルモノナリ、然レトモ和戦ノ決ヲ取ラムカ為メノ御下問ナレハ、少シク其事ヲ謂ハステハ濟マナイカラトノ仰、如何ニモ御深慮感スルニ余アリ云々ト記セリ、廣貫考フルモ、公ノ宣ヒシ如ク、當時ノ形勢ハ武備廢弛、士氣不振、兵食不足、何ヲ以テカ外夷ニ抵抗スルヲ得ンヤ、必勝ノ算ナキハ衆咸ナ唱フル処タリ、之レヲ整理振興セムニハ、其人ヲ得ルニ外ナシ、茲ヲ以テ水戸侯其人ナリト記サレタルハ、時態人情ニ貫通セラレタルモノナリ、種子島時昉日記ニ、御建言書御封印ニテ、御留守居付添

御家老島津伯耆、御老中阿部伊勢守様へ御差出相成、  
公用人髓ニ受取ノ旨、首尾書ヲ以テ申出、言上致候事ト  
記セリ、

三三〇 島津忠寛意見建言

先般浦賀表江渡来之由墨利加船より差上候書翰和解写  
披見被 仰付、殊ニ此度之義は、国家之一大事、不  
容易事体ニ付、右書翰之趣得と熟慮仕、銘々之存寄と  
も聊不差置、十分言上可仕旨被 仰出、謹て奉得其意  
候、乍併私式不調法者可申上程之儀も無御座候得共、  
一大事之御時節、不顧恐管見之箇条左之通言上仕候、  
一異人共書面願望之儀、御免被為在候儀は、努々御無用  
之儀欤と乍恐奉存候、意趣は乍恐

皇国は

神代以来百王連綿御相統被遊、政教四海ニ及び、殊更  
東照神君御治政以来は、格別御威勢隆ニて、御仁徳万  
民ニ及び、如今日各自安堵仕候儀、誠以難有御厚恩之  
程、筆紙ニ難尽奉存候、其上

皇国は東洋中之一国ニ御座候得は、土地膏腴ニ有之、

五穀を始万品生産豊饒仕、衣食住も十分足り、人物も  
自ら朴実忠直ニ御座候、然ルニ太平之化は、固より人  
君之御威徳より発候儀、勿論之御儀奉存候得共、世界  
万国ニ秀格別之御国柄ニて、外国通商杯之儀無御座候  
得共、全ク欠ル処無御座候、尤漢土・和蘭之二国ハ、  
御深慮被為在候哉、格別通商之儀御免被成下候得共、  
其他之異国船ハ一切打払被 仰出たる事ニ御座候、然  
処各別之御仁恵ニて、近年打払被停止候旨諸国江被仰  
出、誠ニ莫大之御仁恵、夷人共難有奉存、御報恩之儀  
をこそ可奉計之処、近頃追々渡海仕、剩御難題之儀及  
訴訟候事、全ク貪欲兇狼之夷狄、忸怩不礼之状不埒之  
至り候、然は是迄之通打払被 仰出、勿論之御儀と奉  
存候、万々一彼等願望之通、通商御免許杯被為在候て  
は、第一 御先世以来之御遺訓ニも被為背、且又利害  
より申候ても、所謂利は有百害無一利、何苦て為之と  
や可申候欤、総て彼等持来候品ハ、必定奇体之異物・  
美麗之織物等、都て無用之長物而已ニて、御国益ニ不  
相成而已ならず、奢靡之風を助長、尤不宜事ニ御座候、  
其中藥種杯ハ有益之様ニも御座候得共、矢張夫虫も無  
用之品と可申候半欤、扱又彼方江御渡被成候品は、扱

令聊之物たりとも追々数端ニ渡可申候、一端被差許候上は、蒼生之膏液人命第一之五穀をも御渡不被成候てハ、難叶成行可申候、左すれハ民食自然と不足仕、上下一統之困窮、実ニ無余義儀と奉存候、姦黠之夷人共其虚ニ乘し、金銀宝貨を以て人を訛誘し、恩恵を施し申候ハ、愚痴無知之細民等、困窮之余り奸計ニ陥り候とハ不覚、却て彼等か恩ニ懷候様相成中間敷者にても無御座候、其時節ニ及び、如何程御嚴重御制裁被為在候ても、最早腹心之難症にて、難治相成可申坎、如此国勢衰微之時ニ乘し、色々難題之儀とも申立候ハ、無御抛其時ニ及び、御打払ひニ相成、忠貞を存憤発仕鬪戦ニ及候とも、既ニ腹心之病ニ中候ては、必勝之儀誠ニ無覚束候半坎、唯今ハ一円ニ通商と而已申上候得共、奸黠之夷狄邪計必定と被察申候、乍併御治世久敷、人々恩沢ニ浴し候余り、公私ニ付費用稠く、武備之手当甚薄く成行申候、就中外夷追討之儀は、大砲等数多不用候ては、難得勝利事之儀ニ御座候得共、小身之輩など左様之手当別て迷惑仕候、是又時勢不得止仕合ニ御座候半坎、然は先達て西御丸御普請ニ付、上納金等仕り候向江も、格別之以思召、上納金御免

被仰出候由、難有御仁慮と奉存候、外ニ別段奉申上候筋も奉恐入候得共、遮て非常之御時節、格外之御仁慮を以、尚又一兩年中諸大名江御手伝御馳走等之御役、御免被成下候ハ、一統難有奉存候、一涯忠節を尽し、武備之手当嚴重ニ仕、万々一之節一廉御用立候様相成可申坎と奉存候、

一浦賀表之儀、嚴重御固被仰出置候得は、内海江乗入候儀ハ有御座ましく候、自然乗入候ハ、早速打払可然奉存候、万々一乱入仕候ハ、只今之通御城下ハ勿論、海辺人家引統候ては、防戦之刻究て不都合之儀と奉存候、何卒今之内引払之筋被仰付度、其涯煩無之様兼て御取計被為在度儀と奉存候、

一御府内只今通遊民多く、食物以下諸品を費し申候ては、防戦之刻第一之糧食等、一々在所より付届候訳ニは難參、御当地にて相弁候ニ、無用之人々被買取候ては、不覚之儀到来可仕と奉存候、其上浦賀表塞り居候ては、廻米も不自由ニ有之、一人にても食を潰候もの少く無之候ては、人命倚依之根本歇乏仕候ては、実ニ大事欵と奉存候、

一浦賀表之儀、当時三四人江御固被仰付、異国船到来



申候得は、在所より駆付申候、其中遠國之向も有之、危急之節は間ニ逢兼、又往来滞陣之間雜用人費も相増、第一糧食不自由ニ有之、徒ニ奔命ニ勞候得は、乍恐御不便と奉存候、何卒當時被差當置候向之内、其外ニても高地之向三四人、相・房・総之内ニ國替被仰付、頭分ニ罷在相固候様被成度、左すれば危急之節も、無回顧十分之働出来可申欵と奉存候、左候て諸國海岸持場御座候諸大名、不殘御暇被成下、国々を相固候様被仰付、左候て三ヶ年或は四ヶ年ニ一度參勤仕、伺御機嫌之上、早速御暇被下候様有御座度、御府内堅之儀、海岸ニ持場無之向、御旗本ニて受持候様相成申度、いかに程多勢集り居候ても、諸國之集り勢は所謂鳥合ニて、却て友崩杯出来仕候ては、御方之煩欵と奉存候、一勢州并攝州之儀は、格別御大切之場所柄と奉存候、万々一彼地江乱入為仕候ては、一大事之御儀と奉存候、然は御手当一涯御手厚被 仰付候様奉存候、抑皇國ハ四方沿海ニて、大名も多分海岸ニ扣居候向ニ御座候、何時何方江乗付候も難計、左すれば無敵國外患者國常ニ亡ト申候へは、假令此度之如く異國船渡来不致候共、治ニ乱を忘れ、威武之衰たると申者ニ候、然

れは古昔、唐之安祿山反逆して大乱ニ及候時も、筑紫太宰府江 勅命ニて、西海之防禦嚴重ニ御座候由、殊更當時異國ニて相用候火輪船杯、奔走速なる由ニ候得は、何時何方へ馳付候も難計御座候、既ニ近頃風説ニ伝承候得は、方今諸國大乱ニ及ひ候由、左候へハ何時其禍日本ニ及ひ候半も難計御座候、乍恐東照神君も外患は深為入御念候由承知仕候得は、弥以其趣意相通り度奉存候、所謂攻而必取者其所不守也、守而必固者守其所不攻也と御座候得は、無殘所海岸は御備嚴重ニ有御座度奉存候、

一夷人共天理友道を号し、無余儀申立候事、姑く道理に似候得とも、一廓之獨立仕候義、天地自然之形勢ニて、世界中好通不仕候ては、天理ニ背と申事有御座間敷、其上

御先世ニも漢土・和蘭之外數ヶ國通商之儀、承知仕候得共、未タ通信之儀は、朝鮮・琉球等之外承知不仕、左候得は

御子孫之御身ニて、祖宗之御遺訓を被為守候は、御孝道之大本、是程之天理ハ有御座間敷候、畢竟する所無抛申掛ニて、其実ハ

虚を覗ひ、霧を啓き、卒ニ併吞之邪謀と察申候、假令  
一曰ニても御好通被遊候ては、乍恐征夷之御称号ニも  
御背き被遊、無勿体御儀と奉存候、然は

皇国魂之有らん限りは、天之所覆、地之所載、凡日本  
ニ生を受候者は、

神靈之教を守る之外無他事と申す正道之筋目を以、御  
返答被為在候社、御当然之御筋かと奉存候、扱又御和  
睦不被成、彼方より戦闘ニ及び候ハ、御打私可然候、  
総て彼等用意之軍艦、火輪船等之者、夷物なから便利  
之品ニ御座候得は、国持大名并万石以上之向江は、勝  
手次第製造被仰付度奉存候、乍恐

聖主上被成御座候得は、万々一御闕失之御儀と申も有  
御座間敷候得とも、治乱盛衰ハ気数之変、雖聖賢不免  
処御座候得は、乍恐中興之御志を被為奮候て、正綱常  
之道を勵、風俗を正し、富国強兵、日本国中を一城郭  
之如く被思召上、上下之人心一致仕候て、一統忠節を  
尽し防戦仕、万々一之節は、乍恐御親征被遊候欤、又  
は御三家等之内ニて、為御名代御出馬御座候ハ、人  
気振起、勇氣一涯盛ニ相成、必死之防戦仕候ハ、御  
勝利之御儀と奉存候、乍恐前文申上候通、自今之処十

分之覚悟無覚束御座候得は、御時節柄奉申上候儀も、  
誠以奉恐人候得共、御大故之御儀ニ御座候得は、当時  
打払等之儀、御沙汰有御座間敷苦ニ奉存候、将又彼等  
願望之儀も右御訊ニて、此度は御返答被遊兼候段御示  
諭被為在候ハ、如何ニ夷人たりとも不奉畏事ハ有之  
間敷と奉存候、若及異儀候ハ、彼か邪曲天道人心之  
所不交ニて御座候、凡直き者は勝ち、曲れる者は敗る  
ハ、是又天道自然ニ御座候得は、一往天道無二之御  
血戦ニ及候ハ、必勝之御儀と奉存候、無事退帆仕候  
ハ、諸国一統三年を期し、防戦之手当精練仕候様、  
嚴重被

仰渡候ハ、無拠御筋欤と奉存候、総して彼若乱妨ニ  
及び候ハ、甚以不屈之儀、彼之国ニ到り御征伐被遊  
可然奉存候、夫程之勇氣備り不申候ては、決て防戦十  
分ニは調申候間敷候、当時ニては御教令違背と申者ハ  
無御座候得共、後日人氣墮落仕候時節、文武之道も輕  
薄風流ニ馴れ染ミ、其上奢靡淫逸ニ流れ行き、誠実勇  
武之本旨を失候得は、乍恐御一通之御教令ニては難參、  
能々鄭重嚴密ニ不被仰渡候ては、日本一統振起之処無  
覚束奉存候、一端人心革り、武備相調ひ、其上御計策

審密被為行届候は、彼ハ固より地之利不案内、殊ニ糧

食も不自由ニ候得は、如何ニ強悍ニ御座候とも、恐る

ゝに足らざる者ニ御座候、所謂多算勝、少算不勝とも

御座候得は、乍恐呉々も風俗革り、武備精練之御計策、

少ニても御手抜無之様、乍恐奉存候、若少ニても御世

話被為弛候ては、

御国威相廃れ、再復之時節ハ有御座間敷歟と奉恐察候、

右依 御沙汰、不憚忌諱偷越之至奉存候得共、御大切

之時節、不顧恐言上仕候、已上、

丑七月日

〔忠實、佐土原藩主〕  
島津淡路守

〔この文書は原案か〕

三三一 齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘

海防策并琉球措置ノ件

〔封書ウハ書〕  
「上」 御直覽

薩摩守

一筆啓上仕候、大暑之候御座候へ共、益御機嫌克被遊御

座、恐悦御儀奉存候、在府中は御懇之御儀難有奉存候、

乍恐暑中奉御機嫌同度如此御座候、恐惶謹言、

七月十日

薩摩中將

齊彬〔花押〕

上

猶々、時気折角御厭被為在候様奉存候、猶別紙要用

奉申上候、以上、

〔別紙一〕

一書添奉申上候

〔封書ウハ書〕  
〔アメリカ船〕

一此度異船渡来仕候ニ付ては、色々御配慮も被為在候

御事と奉存候、夜中ニ老中登城も両度御座候由、余程

之仰天と奉存候、七日ニは伊勢守罷出候よし、此節こ

そ閉口と奉存候、色々御賢策も被仰付候事と奉存候、

先々一往帰帆はいたし候事ながら、又々可参は必定と

奉存候、乍恐御十分ニ御差図被為在候様奉希候、過去

之儀致かた無之候へ共、此節十分之所置無之候ては、

後來之儀何とも難計、恐入奉存候間、呉々も十分ニ被

仰出候様奉願候、

一極内世評承候へは、アメリカは新国にて、御制禁以後

之国ゆへ、邪宗之処さへ嚴敷被仰付候へは、御免ニ相

成候とも、先は宜敷姿ニ候なと申ものも御座候やニ伝

承仕候、此儀乍恐以之外之儀と奉存候、亜船御免ニ相

成候へは、英・佛・魯之三国は如何可相成哉、是非可

参は必定、其節之御処置不容易事かと奉存候、御免之

儀は何分不宜様奉存候、此節御打払之儀は、御手当年  
恐如何と奉存候間、以計策年を延し、其内軍船造立、  
其外諸大名江海防嚴密ニ被仰出候儀、第一之事かと乍  
恐奉存候、既ニ此節琉球ニて滯留英人申聞候ニは、今  
度巫人は、戰爭之手当迄いたし、是非願達之心得ゆへ、  
終ニは日本も承知可相成、左候得は英・佛・魯之三国  
は、先年より望之処ゆへ、同様ニ不相成候ては不相濟、  
左様相成候へは、琉地へも諸国之船々參候て、繁昌之  
土地ニ可相成と為申由ニ御座候間、乍恐此段奉申上候、  
一唐国争乱之儀、追々盛ニ相成候様子申来候、未夕帰唐  
船当地江着不仕候間、委敷儀分兼候得共、琉人手紙之  
趣ニては、明之裔孫ニて朱氏と申もの有之、其外名將  
多、奇妙之策を以て五六省余攻取、就中南京省は北京  
往來第一之要処ニ候処被攻取、万事之運送不行届、米  
穀高直ニ相成、飢死之もの不少、賊之方は米穀も多下  
直ニて、普仁政を施候ゆへ、致降參候ものも多く、  
皇帝ニも至極之御配慮ニて、勅諭段々有之候よし、福  
州も當時用心最中之事ニ御座候、  
一当分兵乱之所は、江南省と申所ニて、官兵防方有之候  
得共、漸々被攻取候よし、右ニ付蘇州府も、右省之内

ニて、御註文品等も買調六ヶしき旨、彼地商人より申  
来り、三月十五日ニは、官人并ニ官兵而已罷在、余は  
方々江逃去候段申来、蘇州<sup>註</sup>之者を始、館中一同致心  
配候、

一兵乱之儀、福州ニも攻入可申哉と相尋候処、八月九日比  
ニは可攻入と申ものも有之、又は直ニ北京江可攻入間、  
北京奪取候ハ、福州は直ニ降參之事ゆへ、參るまし  
くと申人も有之、五六月比ニは、大体可相分との事ニ  
御座候、

右旁之形行申上候、尤帰帆之儀、例年より延引、六月  
中旬比ニ可相成候間、左様御心得可被下候、以上、  
右之通り之事ニて、海賊等も多く相成候よしゆへ、是  
又一大事之儀ニて御座候間、何分軍船御造立、海防嚴  
密ニ御手当御座候様、乍恐奉願候、

一昨<sup>一</sup>日琉より申越候ニは、六月廿一日ニ巫船三艘參候  
間承候処、浦賀ニて、書翰相渡罷歸候よし、一艘は用  
向ニて、中途より香港江參候段申出候よし、其後之様  
子、又々日本江可參哉、又は如何之様子ニ可有之哉、  
篤と承り合、近日中可申越よし申来候処、其後東風強  
く吹統候間、何事も不申參候、

一先は大凡之処奉申上候、何分ニも御十分ニ御所置被為

在候様奉願候、琉球さへ可也ニ只今迄通商之儀は断申

候間、一往之書翰ニテ、新国之处ニテ御免相成候儀、

幾重ニも残念ニ奉存候、遠国ニ罷在候て、不入儀と

思召も恐入候得共、内々右之段承候て、甚タ心痛仕候

間、乍恐奉申上候、何卒軍船之儀御所置奉願候、

一御内々相伺候へは、

〔得事家慶、六月二十二日薨去、七月二十二日発喪〕  
御本丸様御違例之よし、誠ニ恐入候、異国之事も有之

候処、別して閣老共仰天罷在、御手当之義、如何之評

議可仕哉、乍恐甚夕掛念仕候、何卒

御賢慮ニテ、十分ニ海防御手当相調候様奉願候、

〔伊東、幕府奥医師、法眼〕  
御違例之義、宗益より申越候、御様子ニテは何分恐入

候御様子と奉存候、何卒早く

御順快之処奉祈上候、中山一条、其外申上度事も品々

御座候得共、色々用向取込罷在候間、大略奉申上候、

〔伊勢、宇和島藩主〕  
宗城よりも、種々言上仕候と奉存候、〔松平慶永、福井藩主〕  
越前守さそく、

心配仕候事と奉存候、猶追々可申上候、恐惶頓首、

七月十日

猶以て、一日も早く奉申上度候得共、伊勢守江此節

中山届等申出、其外方々江文通等ニテ無抛延引仕候、

以上、

〔別紙二〕

〔奥封ハ書〕  
「又之書添奉申上候」

又々書添奉申上候、極内伝承仕候処、此節異船之儀、

兎角御秘シニ相成候哉之由ニ相伺候、此義乍恐入候之

動乱を、老中共恐れ候故ニも可有之候得共、余り御秘

事過候へは、猶更人々疑念を起シ、少事をも大事ニ申

ふらし候訳ニ御座候、日本ニ生れ候ものは、一人とし

て、皇国をあしかれと存候者は無之事ゆへ、此度之如

き義、御秘シニ不及、御三家方・御三卿方は勿論、國

持諸大名江も委敷被仰聞、存寄之御尋等も御座候て、

御評決ニ相成候へは、人心一和之基ひにも可相成、当

時之ごとく御秘事計りニテは、如何程之御良策ニても、

人心疑惑可仕は必定ニ奉存候、加様之儀申上候は誠ニ

恐入候得共、何分ニも後來之処心配奉存候て、外ニ愚

存申上候所も無之候間、書添此段奉申上候、彼を知り

己を知て後の御評議ニ無御座候ては、両全之御良策は

出来申間敷、乍恐閣老中格別心得候ものは無之候間、

異国之事情、十分御教諭被為在候て、御評議被仰付候

様奉願上候、実ニ差出ケ間敷儀申上恐入候得共、何分

ニも心配ニ奉存候間奉申上候、且又此義老中江も粗申  
達候へ共、琉球より申越候処も、日本にて商法御免等  
ニ相成候ては、琉球之義は致かたも無之、多年断り罷  
在候心配も水之泡と相成候間、可相成は御免無之様ニ  
との事、

公辺江御内訴申上候様ニ、摂政・三司官始より申出候  
事も御座候、其訳は滞留英人、余程退屈之様子ニ相成、  
近々は可引取模様も御座候処、此節之アメリカ渡来よ  
り、又々勢ひ立チ代り合之事等申遣し、前以唐人二人  
呼寄之様子ゆへ、此節アメリカ之義絶念ニ相成候ハ、  
自から英人代り合之もの参候ても、追々可引取、此節  
之亜船御免等相成候へは、弥琉地江は諸国之船々可参、  
唐国盛成時節ニ候得は致様も御座候へ共、当時之有様、  
自国さへ治兼候間、属国迄之差凶は勿論、異船之渡来  
を制候義は難叶、船々渡来之上は、自然と通商之義可  
申掛、日本江は御免無之候間、品物交易有之候ても可  
遣品も無之、引請候ても致かた無之、自然ニ彼国政令  
を請候様相成候は必定ニ御座候間、何卒日本にて御免  
無之様仕度趣申出候事にて、彼地にては、唐国争乱ニ  
付ては、只々

皇国計りを便り罷在候様子にて御座候、定て御賢策も  
有之候事にて、申上候も恐入候得共、琉球事情人氣之  
様子、御心得にも相成哉と、大凡之儀奉申上候、宜敷  
御勘考之程奉願候、以上、

十日

〔島津斉彬文書にて校訂〕

三三三 水戸前中納言殿返書

署中御見舞之玉章忝存候、先々貴府愈御無事、欣慰之  
至ニ候、尚又当節涼氣、為国家御保奮令至禱候、此段  
草略如此候也、

八月念四

〔徳川斉昭 前水戸藩主〕  
水戸隠士

薩摩中将殿 橋石  
相下

〔別紙御回答不見〕

三三三 齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘

防海策建言諮問并六連統綿葉等ノ件

〔封紙ウハ書〕 申上 松平薩摩守  
〔上〕 申上 松平薩摩守  
〔奥封ウハ書〕 申上 松平薩摩守

一筆啓上仕候、

公方様薨御之段承知仕、恐入奉絶言語候、内外一時之

御混雜、重畳恐入奉存候、右御機嫌伺御内々奉申上度、

如斯御座候、恐惶謹言、

八月廿九日

松平薩摩守

上

猶々、時氣折角被遊御厭候様奉存候、以上、

(別紙)

「密啓御直覽」

「密啓御直覽」

別啓仕候、此節

御登嘗被 仰出、海防之儀

御差凶被為在候段承知仕、此節中之恐悅、誠ニ以難有

次第奉存候、先比中より日夜ニ心配仕候処、御委任

之儀承知、乍恐安心仕候、此上は兼て申上候嫌疑之恐

も無之候間、十分ニ手当仕、御奉公可相勤奉存候、乍

恐 思召之儀も被為在候ハ、御教示奉願上候、此

節城下之海岸江相応之台場造立ニ取掛申候、中山之儀

も御届申上候通ニて、恐入奉存候へ共、何分攻戦之要

具無之、人氣柔弱之國ゆへ、頓と致方無之、此義も

御賢慮同度奉存候、

一此程老中迄、軍船造立・蒸氣船製造之儀、并ニ軍事必

用之品、蘭人江注文和蘭へ武器及ヒ書籍談文願書提出ヲ云、相叶候

様、願書差上候、何卒

御含被為入、願達之儀奉願上候、

一先日所存申上候通、此節御免之儀は、第一

御国体ニも響き可申、其上例之勘定辺御勘定安ニ甘し可

申処、甚夕掛念ニ奉存候間、厚く御勤考奉願上候、

来年渡来之節は御代替御混雜之所ニて、帰帆被仰付度、

色々申上恐入候得とも、先日節儉之儀被仰渡、海防一

筋ニ心を用ひ候様被 仰出、難有奉存候へ共、御書付

計り被仰出候ても、諸国全備仕候は無覚束、既ニ今度

御書付拜見之上、手当向申付候処、兎角

公辺之御様子見合候て、手当いたし度所存之もの多く

御座候間、他国ニても同様之振合も可有之哉と奉存候

間、乍恐於

公辺諸方へ響候様、御手当被仰付、左候て少々成りと

も、諸大名江金銀拝領被仰付候ハ、人氣も進ミ立、

弥御手当可相調哉と奉存候、且又御勝手向御不如意

之段、兼て奉伺候得共、大坂等江年々相応之御有余金

御座候由承及候間、二百万位之儀は御差支は有御座間敷、其上御不足之儀も御座候ハ、大坂町人共江非常之

御一大事之訳被 仰渡、出金被仰付候ハ、早速可相調、右を諸大名江配当被仰付度儀と奉存候、尤有志之向は配当不被仰付候共、身上丈ケは手当も可仕候得共、異国之事情不存、太平之習俗ニ馴候もの共、如何可有之哉と奉存候、重畳恐入候得共、心配之余り奉申上候、一此程申上候御手当、永久連続之儀、是又御一大事と奉存候、少々之 御宥免位にては、中々永年行届候儀無覚束、恐入申上兼候得共、諸大名三ツ割ニ被仰付、一年在府、二年在国公積年ノ御主被仰出候ハ、先は可行届哉、夫ニても十分之儀無覚束奉存候間、御手当全備之上、外国渡来 御禁制被仰出、諸大名江軍船直航ハ公、御主論、佐賀侯ト支那・印度辺江出張り商法被仰付候ハ、

御国威も相増シ、諸大名も右之以利潤、永久之手当可相調、乍然諸大名江御免難被仰付事ニ御座候ハ、公辺より御一手ニ通商被仰付、其御利益配当被仰付度儀と奉存候、

一蘭船より申上候風説書、御用部屋外は一切拜見不被仰付御定之由にて、近年は嚴敷 御制禁被仰付候事ながら、諸大名江は此節之如く、拜見被仰付度儀と奉存候、

只今にては却て疑念を起し、不取留風説も生し、其上異国之事情知兼、氣遠く相成候姿も有之、其上諸大名銘々自分よりもれ候と被存候を恐れ、却て流布仕間敷、不取留浮説も相止ミ、御手当之御一助ニも可相成哉と奉存候、乍然とても御沙汰ニ難被及事ニ御座候ハ、〔長崎警務ノ御岡黒田家、佐賀鍋島家〕せめて浦賀御固メ之面々并ニ長崎両家・私方ニは不残拜見之儀奉願上候、此段恐入奉申上候、〔肥後上左衛門盛之權田市渡〕一蒸氣船雛形製作仕候家来御呼出ニ相成、〔幕府工人御所望アリシ、斷ラレタリ〕本望至極難有奉存候、右は内々〔既〕箕作〔既〕江相頼和解仕、工夫申付候事ニ候へ共、未タ蒸氣之張力等知兼候間、〔既〕元甫江御吟味被仰付候ハ、可相分と奉存候、尤内々にて相頼候間、只和解等にて工夫仕候段、申上候様申付置候得共、此段御内々申上置候、其節御届不申上は恐入候得共、表向届仕候ては、〔此節既ニ小形ノ軍艦一二艘ヲ造、ランシメ玉ヘリ、伊呂波丸ト名ク〕可差障御時節故、内々申付候儀ニ御座候、

右之条々申上候儀、重畳恐入奉存候得共、日夜心痛仕候間、不願恐奉申上候、尤閣老中迄申上度候得共、兼



て肥前<sup>佐賀</sup>候。私共は、蘭好キ之様被申候哉ニも承及候

間、折角と存申上候ても、疑念有之候ては詮立不申、

残念ニ奉存候間、風説書拜見、出張通商等之儀難申上、

無<sup>レ</sup>抛御内々奉言上候、少しニても御取用ひ相成候へは、

難有奉存候、

一來年参府之上之御手当心得方も此程奉伺候、遠路之事

故、早目ニ不相伺候ては、甚々当惑仕候、宜敷 御賢

察奉願上候、恐惶頓首百拜、

八月廿九日 薩摩守

(別紙二)

〔裏封ッハ書〕

「書添」

一又奉申上候、六挺からみ之筒は近々成就仕候間、近便

ニ差上候様可仕候、綿葉之儀、先比申上候法之通ニて、

緑礬水気等取り候節ニ、赤色ニ相成候程ニ、火ニ掛、

直ニ油を蒸溜仕候得は宜敷段、長さきより承候間申上

候、猶試候ハ、差上候様可仕候、

乍恐今度御登、當仰いたされたるをかしくみ奉り候、

雲きりのへたてもはれてさやかなる

つきのひかりを仰くかしこさ

齊彬

三三四 水藩士戸田忠大夫へ賜書

此御書ノ御本簡送ス

添書申述候、

老公御服臣之面々、追々帰役帰参可相成と、欣賀之至

大悦不<sup>レ</sup>過之候、夫ニ付ても、十年來之困苦勞役、忠魂

義胆之程、後世武士之龜鑑にも可相成人物と、誠に以

て致感心候、帰役帰参に付ても、多年困苦之事故、何

角差支之儀も可有之、何そと存候得共、遠路と申、心

底に不任候間、甚々輕少此三品相廻候間、自分よりと

無之、忠臣之内へ進し度候、誠に忠義之程致賞美候、心

計り之事ニ候、家臣共へもあやからせ申度心底之人々

ニ御座候、何分宜敷御取計御頼申上候、尚又支候儀も

有之候ハ、何成共貴公御聞込御知らせ可被下候、用

事迄早々頓首、

薩拜

水戸公へ送り玉フ短尺谷勤氏所有ナリ  
シヲ廿七年一月御所望トナリテ御所藏

四海波靜

異国の船のたよりも跡たえて

なミしつかなる四方の海はら

齊彬

斯の御書簡及び御短尺は、明治廿六年十二月、宮内省御歌所出仕、谷勤氏所有なりしを、宮地巖夫氏紹介を以て示され、御文旨の尊きに感し、島津家に譲与あらむことを懇請せしに、谷氏も秘蔵せられしかとも、已むを得ず御由緒に対し諾せられたり、因て家令扶に議して、御酒肴料金貳拾五円・白七子布一匹を贈られ、而して御簡及び御短尺は、平田宗高扁巢に方り護送奉呈せしに、忠義公大に御満足あらせられしと、平田復報せり、

○谷氏か所蔵せられし因由は、同氏戸田忠大夫の親族なる故、当時戸田氏の御篤志を感戴せられ、後世薩侯の御意旨を汝か家に伝へよと与へられしとなむ、

○御短尺四海波静なるの題は、嘉永五年米艦浦賀ニ来り穩に退艦したるに依り、水戸侯より御題を送り玉ひしに公詠進せられしと云、

○御簡に何乎の品御賜与の趣なれとも、何品なるや知るに由なし、

○家来共へもあやからせ申度云々、我輩大感する処なり、故に谷氏に懇請して、御家に御秘蔵あらむことを切望したる訳なりき、

○谷氏証明書左の如し、

順聖公御自筆

御尺牘 壹通

これは旧水戸藩家老戸田忠大夫ニ与へ賜ひし御書翰の御副書ニて、忠大夫の子同家老銀二郎より譲受けたるものなり、当時尺牘ニは年号を記せざる慣例なりしかば、其年月は詳からざれども、御文意ニより考ふれば、嘉永初年の頃ならむと思はる、御本書の方は戸田の家ニありしかど、銀二郎国難ニ殉し、其子尚幼ニして蟄居したりし故、混雑のうちに書類多く散佚して、遂に其所在を失ひ、今は之を知るによしなし、誠ニ惜む可きことといふべし、されどこの御本書は、甚簡單なる普通の御書状なりきと記憶せり、

同

御短冊 壹葉

これは旧水戸藩小納戸役楊進介小子より譲受けたり、旧主烈公、近侍士井奥向の者と、月々歌の会を催されければ、此御歌も其会へ御出詠になりたるものなり、進介も其会の一人なれば、同人へ烈公より与へ

られたるもの、由、

以上二品とも小子が譲受けたるは、維新前にて今

其年月を忘却せり、

右小子所持之采由前書之通相違無之候也、

明治廿七年

谷 勤

三三五 齊彬公水戸前中納言殿へ送ラレシ書牘

造艦琉球并綿菓等ノ件

〔封紙ウハ書〕

「上 御請

薩摩守」

尊書難有奉拜見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦御儀奉  
存候、然は寒中御尋被仰下、殊ニ何寄之御品拜領仕、  
重畳難有奉存候、先は御礼奉申上度、如斯御座候、恐  
惶謹言、

十二月廿八日

薩摩守

上

猶々、時候折角被遊御厭候様奉存候、此鶴御内々奉

進上候、私ニも領分巡見仕、廿五日帰着仕候間、御

請延引ニ相成恐入奉存候、以上、

〔別紙〕

〔封紙ウハ書〕  
「御直披」

御添書難有奉存候、先比も御細書頂き難有、早速御請

も可申上処、巡見にて漸々廿五日帰着仕、夫ゆへ大延

引ニ相成恐入奉存候、戸田<sup>〔志野〕</sup>・藤田<sup>〔能、東海〕</sup>等も被召出

候よし、重畳恐悦奉存候、乍然かん気<sup>〔急〕</sup>は急速ニ難

退ものゆへ、折角御心長く御用心専一之儀と乍恐奉存

上候、扱霜月之被仰出難有次第奉存候、段々被仰下候

趣も奉畏候、乍不及相叶候程は、可相励心底ニ罷在候、

大船も先日御伺<sup>〔大船製造〕</sup>差出候間、早目ニ御差凶之程奉

願上候、中山も此節申上候通、先ツ無事ニは御座候へ

共、兎角根深ニ可相成様子、扱々心配仕候、一刻も早

く大船造立仕度候得共、中々存候程ニ成就不仕、残念

至極ニ奉存候、先当時之処にては、戦争等之掛念は頓

と無之、其内全備之上は、十分ニ人数差度度心底ニ罷

在候、何分数百里之海上ゆへ、残念ニ奉存候、

一魯船も又々入津、上海より中四日にて参候儀、誠ニ浦

山敷事、中山江之通路も、右様相成候得は、如何様ニ

も所置相叶候得共、以順季<sup>〔季末〕</sup>渡海候て、数日相掛り

候間、甚々残念至極ニ奉存候、

一此節被仰出御座候間、參府前ニ人数百人余差出候筈ニ  
手当仕候、

一琉球事夷尋問等之儀は、此度伊勢守<sup>阿</sup>迄、以直書申上  
候間、別段不申上、是非来年は重船も可參やニ相考申  
候、

一先日被仰出候御書付にて、万方手当可仕筈ニ御座候得  
共、いつ方も困窮之向多く御座候間、何卒御配当金之  
御工夫専一ニ奉願候、尤私ニは、少々之貯も御座候間、  
船十五艘位<sup>十五艘製造申  
兼セラレタリ</sup>之処は、先は差支は無御座候得共、  
外ニ困窮之向も可有御座奉存候間、何卒御工夫之程乍  
恐奉願上候、同席中も平方余は財用ニ当惑も可仕かと  
奉存候、追々私方ニも軍船造立之問合セ申来り、又は  
財用頓と当惑と申遣候向も多く御座候間、御内々奉申  
上候、

一乍恐奉願候、以後尊書被成下候節、天下之御為ニ御座  
候間、大船其外之手当十分ニ可仕段、御書取奉願上度、  
左候得は、夫にて不得心之家来江も篤と申含メ、十分  
ニ船其外造立仕度候間、乍恐天下之御為ニ御座候条、  
宜敷御聞濟奉願上候、先は御請旁申上度、如斯ニ御座  
候、恐惶頓首、

十二月廿八日

又申上候、綿葉も弥出来仕り、此間十五間にて三分板  
三分云々ハ銀玉ヘリ、五寸ナリ、雜編  
中ニノ丸ニ於テ御試験云々ニ詳記ス試仕候処、打抜き申候、今  
便差上度候得共、今少し不足之処も御座候間、後便  
差上候様可仕候、方は不相替候得共、製葉極々入念  
不仕候ては、難調様ニ御座候、追て委細可申上候、  
以上、

薩摩守

上

御試験ノ事夷ハ雜部綿火葉製造ノ部ニ詳記ス、

〔表紙〕

齊彬公史料

嘉永六年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料（紙数五十二枚）」の記載あり〕

目録

長崎港ニ魯国軍艦渡来ノ報

当時流行謡歌

参考 旧幕外交談ノ抄田辺太一著

以上三条

三三六 長崎港ニ魯国軍艦渡来ノ報

昨十八日（嘉永六癸丑七月）御届申上置候白帆船四艘、同日未下刻比当港口高鋒前〔神崎〕へ御碇候処、夜入四半時比御奉行所ヨリ諸家類役一統被召呼候ニ付、罷出候処、大澤豊後守殿ヨリ右四艘之船被相札候処、魯西亜船ニ〔定宅 長崎奉行〕テ、書簡ヲ持参乗渡候旨申立、且類船無之外疑敷儀モ不相聞、江戸へ之注進ハ明日申上候付、右之段御国元へ申上越候様被相達、別紙御達書一通被相渡候付、大宿次ヲ以テ差上越候、右船一体之模様承合候処、別テ質素ニテ穩成事ト相心得申候、就テハ何ソ異変等ニ可相及事トハ全ク相見得不申候由、右ニ付諸家之御振合モ承合申候、長崎御受持之御方様ハ、御受持場所等モ御座候付、人数モ駈付候由ニ御座候得共、其外御請持杯無之御方ハ、駈付人数等モ不被差出、尤当地御屋敷固メ之人数迎モ、不被差出候由承及申候間、御国元ヨリモ人数等御差出ニハ相及申間敷、併在勤御奉行へ之内御見舞御先例之通、御使者并御家老衆ヨリモ同断御状可被差越儀ト奉存候、其外相変儀モ御座候ハ、追々申上越候様可仕候、此段御届方申上越候間、被仰上可被下候、以上、

在勤

丑七月十九日

奥 四郎

御軍役方掛

御用人衆

右之通御届ニ付、人数被差出儀御沙汰無之候、此節御内達承知之人数ハ、惣テ已来臨機長崎表へ可被差出人数ニ付、其心得ニテ可罷居旨被達候、

七月廿六日

### 三三七 当時流行謡歌

チヨボクレ 後編

ヤレ／＼ソウダヨ、チゲネイ咄シダ、夫ハヨケレド時世ノ有様、異国ハ扨置自国が大変、今ニモ非常ノ事有時ニハ、ドウナル浮世ジャ、夫コソ百難即座ニ起ルゾ、天下ノ危急ジャ、アメリカ・ヨロシヤノ類ヒジャ御座ラス、伊勢サン、戸田サン、ソコラノ防キハドウスル積リジャ、抑天下泰平ナリヤコソ、権デバツカリオサヘテスモウガ、事有時節ニ、徳デナヅケタ天下デナケレバ、衆和ニヤイカネイ、衆和デナケレバ軍ハ出来ヌゾ、ソコラアタリノ時勢ノ跡先、チツトモシラズニ、

諸大名ナンゾガ、リキンダ上書ハタマゲタ咄シダ、オマヘノ御無理ハ誠ニ尤、何ノカントテ暑ハ知テモ、寒ヒコタ知ラズニ育タマンマノオ大名了簡、何デ異国ノ強弱ナンゾハ何シニ知ルベヘ、増テ自国ノ騒動ノ氣ザシハ、ケガニモシルメイ、先年薩摩ノ軍ノ咄シハ比興ナ仕方ヨ、イハバ寝鳥ヲ取タモ同様ジャ、是ラガ手本ニヤ、チツトモナラヌゾ、譬ヘヌラクラサツパリワカラヌ、御返事次第ニサラリト聞濟、イツテシマツテコナケレリヤヨカログ、コツチノ勝手ハ向フ不勝手、子供ノ使ヲダマス積リジャ中々ユクメイ、君モフンドシ先カラハヅレテ、ダカムク／＼ツテ手ゴトニイケネヒ、其スキ見込デ、月ヲカクシテ中途ヲクラマス雲メヲ憎ンダ天下ノ士民ガ、ムヤミトコゾツテ、天草如キノ一揆ガ諸方ニムヤミト興ツテ、唐人騒ギニカテニクハヘテ、細カニキサンデヨボクレ大事ナ咄シダ、抑今度ノ表ノ看板見分計リハ、ヒヨロ／＼出来テモ、世上ノ人氣ガ一和トイカネキヤ、夫レコソ誠ニ五月ノ幟ジャ、定テヨカシク船カラノゾイテ、蒸氣船デモヨ躋テワカシテ、ペルリトシテイテ、大和ノ神国神武ガ自慢ダ、シンブタタシカニ葉ノ名ノヨダ、キクソフナモノダト、

恐レテ見タレド、センジカラ屋ラカラツボハナシダ、  
 何ノカノトテ若モ軍カ叶ハヌ時節ニ、和平ト出カケリ  
 ヤ、足下見込テヨモネリ、莫太和全ト出カケリヤ、交  
 易ナンゾハ成ルノナラヌト義理ニモイハレズ、夫コソ  
 天下ガ塗炭ノ苦シミ、扱々油断ハ少シモナラヌゾ、夫  
 ハ扱置、世上ノ取沙汰細カニ聞ナヨ、凡天下ヲ徳デナ  
 ツケテ、諸向ノ役人正直路デ上ノ恵ミヲハム事ナイ  
 ケリヤ、賢士・忠士ハフル程出テ来ル、国ヲ富スモ兵  
 ヲ足スニモ、仁義ガ本ジヤト、孟子ノ親耳モ言タジヤ  
 ナイカヒ、夫ヲ今デハ世界ノ豎横隅カラスミ迄、心ハ  
 敵ジヤゾ、オチルトグハラリゾ、蚤トリ眼ジヤ、夫ガ  
 コハサニ天下ノ役人、権ト刑罰是ガ天下ノ御威光ナン  
 ゾト心得違テ、飽迄募レバ下デハ弥益イツハリ、邪正  
 一如ト悟リテラシテ、理屈ハ非クツト奇妙ニ聞スルフ  
 シギナ葉デ、ワイロトヤラカシ、首ノカケガへ佐渡カ  
 ラ出ルノカ、諸向デヨロコブテウホナ浮世ト、五分デ  
 モスカネヒ御制度ナンゾモ、上デハ立テモ中途デ潰シ  
 テ、下デハ知ラネイ世上ノ有様、御条目トハ何ノ事ジ  
 ヤトジイサンニ聞タラ、アレハ天下ノ目安ノカン板、  
 昔シハアレデモ随分済タガ、今ノ浮世ハ中タイケネヒ、

五常ハカザリデ利欲ガ肝心、親子ノ中デモ錢金他人ダ、  
 ソコラデヨボクレ武士ノ心ハ、オ直段極ラヌ商人、キ  
 ハイテ見世ノ売物政事ノ切り売カラクリ仕掛テ、地極  
 ノ沙汰デモ金ナラ聞セル不思議ナ仕掛ダ、夫ハ扱置シ  
 ハイガ御役ノ勘定奉行ジヤ、シワヒ勘定杯トリキンデ、  
 御上ノ為ニモ天下ノ為ニモ無勘定奉行テ、自分勘定ハ  
 御勝手マカナイ加増ノ御褒美、跡ハ野トナレ山ホドホ  
 シガル勘定奉行デ、己ガ身上ノ才躰ニクラベテ、天下  
 ノ大事ヲヨフジデツ、イテ、ツ、イテケチノ／＼カン略  
 スルノガ、儉約御為ナンゾト心得違ノ吝嗇ナンゾガ、  
 御益筋ダノ何ノカノトテ、執権・執事ノ御評議究タ事  
 デモ、錢ナラ側カラサラリト潰シテケチラシ、小田原  
 文句直様出カケル、諸向ノ御修造モ手薄ガ肝心、入札  
 サセラレ、棒デモ落シテ自分ノ勘定ハ五分デモスカネ  
 イ、常例直段ハヤミクモネギツテ、失フ錢ナラ御上ノ  
 物ダゾ、安物仕込ハ御役ノ持前、セイガヒクケリヤ下  
 駄ヲハカセルガク屋ノハナシデ、表ハマジメデ褒美ノ  
 見積リ、諸向ハツメテモ自分ノ諸向ハ少シモヘラサヌ、  
 是ガ肝心要ノ御役ダ、ソコラデ近国諸国ノ辺土ジヤ、  
 虎ノ威ヲカル狐ノオバケノ代官ナンゾハ、情ハ少シモ

天下ノ威光デセカセテヤラカス、尻馬トバセテ、手附  
ヤ手代ハ下カラヌラレル葉ノ御蔭デ、先々自分ノ身上  
ヲ直スガ肝心要シヤ、百姓ガナイタラダマシテヨシツ  
ケ、良田麥ジテ海トハナラネイ、アレ地トナルカラフ  
ヘルハ遊民、不使ハ乞食シヤ、道路ニコロゲテナクナ  
ラ、ナベカラ能ク見テナキヤレノ何ノカノトテ、無慈  
悲ナ掟シヤ、夫ハヨケレド、肝心要ノ天下ノ融通ノク  
ル、廻リノ車ノ本ト、江戸ノシンボヲ先年ヤタラニ  
イデリチラシテ、ムケネイチンボヲ鳥居ガカツイデ、  
スベツテコロシテ夫カラクジケテ、浮世ガツマツテ、  
時計ノヤツコガ少シモフラネキヤ、ガツチリ廻ラス、  
ソコデ天下ノ大事ノ金玉カラリトナクシテ、居所カワ  
ラン、夫ヲ能々サガシテ見タレバ、御膝本デモアチラ  
ノマタグラ、コチラノ穴蔵、オモニ大坂・伏見ヘ引コ  
フカ、松前アタリカ、加賀カ、越後カ、オシカ、ツン  
ボカ、メクラカ、オ寺カ、ヘンヒ辺土ノ豪富ノアタリ  
ニズツシリカラシテ、下ヘモ下ガラズ、上ヘモノボラ  
ズ、ソコデ御上モ金玉ナクテハナラネイ筈ダト、コン  
タンスル程ツカマイキレネイ金玉騒デ、コマツタ役人  
詰ツタ浮世シヤ、時々ノ御触ハニヤンニヤノ目玉デ、

子供ノイタヅラ、其クセ比興ナヨボクレ役人、ヨワイ  
者イジメテ、手ゴハイ大名ヤ旗本ナンゾガユスリカタ  
リヤ、百姓イジメテ追ハギスルニハ、恐レテ構ハズ、  
裏店・小店ノ下駄ノハナオヤボロノ世話迄、細カニヤ  
ラシヤル、爰ニアワレナ咄シガアルゾヤ、独り女デ亭  
主ハノラクラ、ソフナキヤ大病カ子供ヲカ、ヘテ髪ヲ  
ユウタリ、或ハジヤラクラ人ノナサケデ、オカゴトナ  
ツタリ、ツラノアツイガ切売ヤラカシ、地獄ト成ツタ  
リ、ヒツパリナンゾト姿ヲ替ヘタリ、夜タカデ飛ダリ、  
サケ重ヒサゲテ、マンデウトフクレテ、諸人ニクハレ  
テ、ドウヤラコウヤラ親子三人マデメナ貌シテ、カウ  
デハホソイノ、ソフデハフトイノ、正路ニ致セノ、何  
ノカノトテ、立派デヤラカス、内証能ク、サグツテ  
聞ノニ、吉原如キノ廓ヤナンゾノ葉デバカサレ、オ先  
ニツカハレ、鰥寡孤獨ノ鼻ノ下ナルクウデン建立ノサ  
ン銭サラツテ、三年三月ノ奉公サセタリ、イモガラク  
ハセテ親子アコガレ、コロシテシマツテドウスル積リ  
ダ、アゲクノハテニハ御上ノ惠ミノ天下ノ融通サツパ  
リ止メテ、置去リナンゾノ沢山出来タリ、ドロボノフ  
ヘルハ何ノセイヤラ、夢ニモワカラン、岡引ナンゾト



心ヲ合セテウハマイトツタリ、コゾリハ肝心、御役ノ  
 タシマヒ何ノカノトテ、ハイヲ追フヨナ仕方デヤラカ  
 シ、アゲクニヤトウノ手ゴトニヤイカネキヤ、勝手  
 次第二コロセノイカセノ何ノカノトテ、書付ナンゾゾ  
 ベツタリ張出シ、天下ノ威光ノハゲルモシラズニ、御  
 役人トハタマゲタ、ドウダヨタハケナ咄シハ、寺社ノ  
 役人天下ノ威光ハ鼻ノ先マデブラサゲマハツテ、岡引  
 ナンゾニセラツテ、頼テ茶代ヤ割前ユスリノ先ガケ、  
 種々ナ馳走デ芝居ノ様ナル仕懸テ、女犯ノ坊主ハサラ  
 リト買ネイバカゲタタワケヨ、兎角伊勢サン、ヘタナ  
 考ヘ休ムニ似タリダ、ヨシタラヨカロフ、ヘタニアン  
 マリ御世話ガトマクト、天下ノ内乱益起ルゾ、夫ニ付  
 テモ江戸ノ融通ノ少シハ助ケニ成タ筈ナラ、繁花ノ土  
 地ヲバ、邪魔ニモナラヌニ取除テラシテ、野原ヤ明店  
 紙スキナンゾノ干場ニシタトテ、益ニモナルメイ、何  
 ノ事ナイ、都ノ有様田舎モ同様デ、オ江戸ノ不景氣、  
 諸國ノツマリジヤ、火事ノ用心ヨイハヨイダガ、市中  
 ノ衰微テ、町ノ地面ハ懸リテ潰レル、コンナ仕懸ジヤ、  
 天下ノ士民ガ恨ル計リデ、一途ニヤナラネイ、五両ヤ  
 七両、十ヤ三十ノ下サレ金デハ、ニゲテハアレ共死ニ

テハ御座ラヌ、若モ来年アメリカ来タナラ、内外騒動  
 ノ起ラヌ御為ニ、拾万石程ヤツテ治メテ、オマヘハ隠  
 居デ、ミモ来ルナラ三年先ナル鳥トニゲタラ、オマヘ  
 ノ身上ニヤ掛リモシマイシ、モラツタ加増ハ当ニハナ  
 ラヌゾ、ソコロノオ知恵ガトマノ止リダ、及又咄ダ、  
 恐レ入タル咄ノ様ダガ、御遺言ニモ仰セ置レシ上位ハ、  
 登ハ天マデトドイテ、下マシヤ見ヘネイ、下位ハ下ミ  
 ル地底ニ居カラ、上マシヤトマカン、中ヲ付込、悪魔  
 ノ雲メガ地震雷雨ヤ、アラレハオロカナ咄シテ、ヤリ  
 迄フラセテ地獄ノセツカン、是カ天下ノ御威光ナンゾ  
 ト、リキミチラカス所ハヨケレド、シラサ仏ノ御慈悲  
 ノ御立ジヤ、枝モナラサヌ浮世ナ積リハ、イフモオロ  
 カナ勿体ナイ事、咄モナラナイ、凡四海ノ人ノ心ニ恨  
 メル時ニハ、天ノイカリテ種々ノ災災カ起ルハ道理ジヤ、  
 モチツトトボケテノラクラナル内、若モ天ノ革命ナ  
 ソントヤラカス時節ニ、クラリト成タラドフスル積リ  
 ジヤ、義政時代ハ近クノ鏡デ、清朝ノ有様前車ノ手本  
 ジヤ、早々仁義ノワタノ様ナル、温順大度ノ政事トナ  
 サネバナラネイ時節ジヤ、人ニ上下ノヘダテハアレド  
 モ、トモニ天地ノ神ノ靈ジャゾ、夫デ四海ノ人ノ心カ

ナツイタ時ニハ、凡我朝三千有余ノ神ヲ、初メテ御機嫌ナオルニヤ、祢宜ヤ神主・坊主ノ御世話ニヤチットモナラネイマ、デ、天下ノ愚夫ノ心ヲ一和トナラニヤ、人ハ城ナリ、人ハ堀也ト、甲斐ノ和尚モイハレタ通りダ、再ビ天下ノ天ノ戸開ケテ、御代ハ万代、御ハラヲタ、ヒテ歌ノセシカバ、松ノミドリヲ君ニサ、ゲテ、十八公枝ノ花モ咲ナリ、尤モ咲ナリホフイホイ、

### 三三八 参考 旧幕外交談ノ抄田辺太一著

#### 緒言

徳川幕府、島原の変に懲りて鎖国の制を施して以来、通商は英国（後中絶ス）・阿蘭・清国の三に限られ、又我邦人の外航を嚴禁し、剩へ西洋の書籍は、耶穌教伝播の種ならんことを慮り、これを読むことを禁せられ、既に漢人の訳になれる職方外記のこともをさへ、禁書の内に算して、これを目するを許されず、されは海外の事情としては、人之れを知るによしなく、殊に漢学流行の時に方りて、その経済談も共に行れて、通儒新井白石のことも、外国貿易を以て一大漏卮と見なし、其隆盛をは冀

はず、却てこれを減じ、これを損して、竟に之を杜絶せんとまで計りたるほどなれば、通商の国を利するを知るもの絶へてあるべきならず、將漢人の尊内・卑外の陋風、いつしか人心に浸潤して、かの夷狄禽獸と並称する套語に、其心胸を蝕られ、教心政治文武備我國に優るとも劣ざるの国々、宇内に存するを知らず、かの日本橋下の水は大西洋と相通すとの警語に、人耳を聳せし一時の先覺者林子平のことも、其説くところたゞ外国来寇防禦、所謂海防策を講せしにとゞまりて、媾和通信の事にいたりては、一語のこれに及ぶものなきほとなれば、善隣の国宝たることは、是亦人のをもいたるべきにあらず、かゝる世界に二百余年、恬熙の太平に鼓腹せる人々の、突然米艦の砲声浦賀の海上に轟くをきゝて、いかで倉皇措を失はさるべき、是れ幕府の末路、外交の局に当れるもの靈跋狼狼の状、今日よりこれを觀れば、一笑にも値ひせざるかことくなるも、没身処地より其情を察せば、其苦心を想見すべきものなきにあらざるなり、況んや我儕のとき、当時外交官の末僚にありて、親しく見聞する所あるもの瘁尽て痛を思ふの情豈中に切なるものなからんや、いかで其記憶する所を述へ、これを今の史を論ず

る人々に質して、其参考の資に供せん、

外交の発端

嘉永六年癸丑五月、米艦初めて浦賀に來り、通交を請ひ、其翌七年甲寅(此年十一月改元アリテ安政ト云フ)正月に再來し、竟に其三月三日を以て、その使節彼理は我全権林〔備、備後〕大學頭・井戸對馬守・伊澤美作守・鶴殿民部少輔に横濱に會し、十二条の約を締しこれに調印し(是所謂神奈川条約ニシテ、我国外国ト結ヒン条約ノ最初ナリ)、又同年五月廿二日、下田に於て其附録十三条を議定し、又これに調印せしは、世の人の普く知る所にして、今事新しく云にによはず、然れども是れ素より万国共通の公義に基き、至平至和の約をなせるものにして、毫も怪むべき所あるにあらず、然るに当時彼にありては、咆哮恫喝の状あり、我に於ては畏縮恐惶の態を現はし、何となく事強迫に出しかこときの觀あり、為に攘夷の論紛々四起するの勢を馴致して、幕府政柄を失ふに終りしは、皆自から招く所以にして、此第一着に於て、一の断の字をかきしに職由せずんばあらず、

鶏犬の声相聞へて相往來せすと云ひし太古の風、めでたからざるには非すといへとも、人智漸く開けては、又こ

れを復するに由なし、兩間に列する国々の相交通し、相往來すること、亦一村一郷間に於けるが如く、今日にありては、復絶交獨立する能はざるの氣運に際し、特に汽船の發明ありては、益々其蹠を走して万里比隣の概あり、これ我旧法の守るべからず、旧習の沿ふべからざること、少しく考索を費せば、甚だ解しがたきの理にあらざるなり、況や近く我西隣なる清国は、鴉片烟の事よりして衅を英国に開き、東南沿海の地を劫掠せられ、割地乞和に局を結ひしは、現に耳に聞くところなり、前車の覆がへるを以て後車の鑑と為すべし、これを理に考ふるに彼れが如く、これを勢に徴するに又此の如し、然らば宇内の大勢に従ひて、本国の危機を避けんことは、実に柄国者の当に務むべきの責にして、為に我慢を忍び、未練を捨て、大に断する所なかるべからざるなり、

断とは何ぞや、預め開国の国是を定め、彼理の來る時礼を以てこれを見遇し、信を以て其説くところを納るゝにありたり、これ決して難き事にあらざるなり、蓋し此時米國より使臣を遣はし、縦令威嚇を用るとも、我國を開くべき覚悟を以て、数隻の軍艦まで派遣せしめたる事實は、宇内各国の既に知悉する所たり、されば和蘭国王は、こ

れに先つて咬啣<sup>シヤガウ</sup>吧総督に命じ、書を我国に送らしめて、其事情を預告し、且為めに代謀する所もあり、殊に長崎に在留する甲比丹に、人撰を以て我政府の顧問にも充つべき人物をも差越したり、これ実に嘉永五年の五月にして、彼理の来るに先だつこと一歳なり、この一歳の間若し戦備を修めんとならば、とても間に合ふべきにあらざれども、この為めに一警省一考察するところありて、宇内自然の勢の勝つべからざるを知りて、通信通商を許さんとこのことならば、現時我邦の情勢に斟酌して、預め其事宜を画さん為めには、充分の日月あるべし、果して然らば、かの彼理の来る我既に成算の存せるあり、美事にこれを引接して其の局を了らんこと、実に容易かりしなるべし、而して後一紙の令書を発して、祖法の今日に守るべからず、開国の将来に已むを得ざるの旨を、天下に諭告せんには、声色を動かさず、耳目を驚さず、人心果して恬然たりしならんと思はる、何ぞ紛々擾々これを朝廷に奏するを須ひん、何ぞこれを諸藩に諮ふを須ひん、是徳川氏の天下を制馭する祖先已来の成法なればなり、然るをこゝに出づる能はず、和蘭よりの預告あるも、猜疑と怯懦との為めに、あたら光陰を怵惕して、浦賀海口

に星旗を掲げたる海城の出現するを見て、初めて驚きたるは何事ぞや、それ既に預画する所なし、不得已来歳まで返答の猶予を乞ふの無策に出づ、縦令慎徳公の大坂に会し、大政改革によしなしとの口実あるとも、其実ただ一寸を緩めて、一尋をのべんと目の目の姑息に外なきなり、是これをその将然に断ずる能はず、又現然にも断ずる能はず、一誤して再誤せり、然れども猶なすべきにはあらざりし、此猶予の間を以て開国の国是を一定して、民心を一新すること猶及ばざるにはあらざるなり、蓋し徳川氏の始に溯るに、東照公の海外通商に力を致せるも、<sup>〔徳川家光〕</sup>大猷公の鎖国の制を定めたるも、其後寛政に到りて稍其禁を弛めたるも、文政八年又其旧に復して、無二念打払ふべしとの令を布きたるも、寛政の令は、徳川氏柄政の代、第一の名相と称せらるるものなりと伝ふ、この時は、英人方に印度を経営するの時に会せり、さすがは世の人口に伝誦せる宝船の咏歌の主として、海外の動静を度外視せざるの遠慮見るべし、文政八年に打払の旧に復せしは、<sup>〔忠成、若中〕</sup>水野出羽守が君寵を擅にして、威権を弄し（文政四年出羽守に一

万石加増の特典あり、その嚮用の殷見るべし、(徳川家)文恭公の末年秕政漸く行はるゝ時なれば、徒に大平を粧ひ、無事を喜ぶの意に出でしは、論を俟たず、

猶天保の十三年に到り、又其令を改め、寛政の故に復し、十四年には更に薪水・食料給与の方までを令示せり、

此時比隣の清国にては、阿片烟の事よりして英国と衅を開き、敗聞頻に聞こえ、彼の所謂蜜社の獄(渡邊登・高野長英等の処刑)も、これによつて起りたるが如く、人心の嚮ふ所自から此令を発するに到れるところあるが如し、尤も其主因は、令書の起手に、享保・寛政の御政事に被復云々とあるが如く、現在の弊政革正の一部たるに相違なきも、自から氣運のこゝに一転せる兆を見るべし、されば弘化元年和蘭国王より使を派し、書を呈し、開国のことを勸説せるに及べるなど、今日より回顧すれば、我國の勢は不知不覚の内、業に既に万国と併馳馳聘せざるべからざる馬埒中に乗り込みたるものといふべし、

如此く幕府外交上政略の方針、数変換すといへども、みな古来より伝承し來れる唯一の成法によりて、其時の老中或は二三有司の議決する所を行ふて、天下亦一人のこ

れを是非するものありしを聞かず、就中文化元年露国使節の來りしなどは、最も大事に属すといへども、当時これを朝廷に奏し、諸藩に議せしを聞かざれども、これを以て幕府大権内の事として、人敢て怪むものなかりき、之を以之を推せば、彼理再来の時幕府にして、定見と定力とあらんには、又速に其請を納れて開国の国是を一定し、天下の人心を一新せんことは、猶一紙布令の力にて成し遂げ得たらんも知るべからず、然らば慎徳公大故の口実も口実にあらずして、言順に理正しく、内外に對して愧づるところなかるべし、

此時幕府は、当職の有司を初め、諸旗下家人学校の書生に至るまで、和戦上その意見を問ひ、其尽言を求めたるに、和戦の決は何れに帰するとも、幕府の所見を以て断行すべし、決して朝廷に奏し、諸藩に議して祖宗已來負責決行の政訣を變ずべからず、然らざれば他日威權を失ふの源たるべしと極言せしは、元勘定組頭、此時は無役小普請たりし向山源大夫一人なりときけり、これをしも、その勢に乗じ其機に投じて断ずる所あるにあらず、纔に請ひ得し猶予の期中、何事をかなし得たる、蓋し戦の不可たるは、当時少しく事を解するものは、之

を知らざるにあらず、然れども故常に拘るものは、祖法の枉ぐべからざるを議し、疑懼を抱くものは、異類の近づくべからざるを説き、柱に膠して瑟を鼓さんとし、弓を疑ふて蛇となす、腐儒俗吏の論に動かされて、幕府は自からこれを断することを敢てせず、以為く、之を衆議に問ふて、かれよりこれを云出さしめんにはと、我慢にも其強を粧ひ、未練にもその責を逃れんとして、朝廷奏上諸藩諮問と云ふこの善巧方便を試みんとせしものゝ如し、然るに我に此の心あり、人またそのこゝろなからんや、諸藩の答議は、又各々その強を粧ひ、責を逃るゝの途に出で、多数は平和の説にあらざりき、況んや朝廷にありては、宇内の変遷など何とて長袖の公卿の弁識する所なるべき、奏上の結果は、七社七寺の御祈禱となりて、宣命の面に於て、始て退據夷類の四字を見るに到れり、こゝに於て幕府の善巧方便と思惟せる詭謀は、全く其効を奏する能はず、却て其期するところに反するを見たり、竟に十一月朔日、將軍をして左の論書を発せしむるに到れり、

亜米利加合衆国より差出候書簡之義に付、被致建議候趣熟覽集議参考之上、達御聴候処、諸説異同は有之候

得共、詰り和戦之二字に帰宿致候、然る処面々被致建議候通、当時近海を始、防禦筋未御全備不相成候付、彼申立書簡之通、弥来年渡来候共、御聞届之有無は不申聞、可成丈此方よりは平穩に為取計可申候得共、彼より及乱暴候儀有之間敷とも難申、其節に到り不覚悟有之候ては、御国辱相成候儀付、防禦筋実用之御備向精々心掛、忠憤を忍び義勇を蓄へ、彼の動静を熟察いたし、万一彼より兵端を相開候はゞ、一同奮発、毫髪も御国体を不汚様、上下挙て心力を尽し、忠勤可相勵との上意候、

これを聞くもの如何の觀をなすべき、心あるものは其涙を揮はず、却て其頤を解かんとす、何ぞその藏頭露尾の醜を呈したる、而してこの紛々擾々の末、如何なる果を結びたりや、即ち横濱・下田の条約に局を了へて、彼が初めに請ふ所に減ずる所ありしにもあらず、われが曾て拒みし所に加ふる所ありしにもあらず、殆ど一歳の月日を費して一の効を見ず、是更に三誤するものにあらざるなきか、

しかのみならずこの十数月間、模稜依違の際、彼が挙動いくばくか跳梁跋扈の相あるが如く、当時少見多怪の我

國民をして、多少憎惡の感を発せしめ、これを従來の固陋疑怖の精神に融合して、益その念を固からしめし所なきにあらず、是他日攘夷の源を導けるものにして、乗除打算せば、幕府の爲めにはこの一不利を剩すを見る、もし虚心平氣に彼我を比較して、其大体より之れを論ぜんには、第一使節を待つに其礼を以てせず、第二国書を受くるに其敬を尽さず、第三即答を肯んぜずして再航の勞を執らしめ、第四敵意を以て警備の兵を備へたる、かれの我に無礼なるより、我のかれに無礼なりしは、猶此の外にもありしなるべし、然るを彼れの枉て我意に従ひ、言好に帰せしは、今日の眼もてこれを見れば、殆んど慙謝すべき価値あり、これを理不尽と云ひ、自尽といひ、乱妨と云が如き語、往々にして當時布令中に散見せり、彼をして之を聞かしめば、將これを何とかいはん、しかのみならず國民中に、若し其理不尽、自尽、乱妨を見遁せしは何人なりや、と反詰するものあらば、幕府は何んの言ありてこれに答へんとする、忠憤を忍べるものなり、義勇を蓄ふる所以なりといはんとするか、自ら欺きて又人を欺かんとす、その誤こゝに至りて益甚しといふべし、万一しからずして幕府に定見あり、定力あり、断然その

為さんとする所を決行せば、当時彼理を都城に延見すとも、和蘭人例年の拝礼にひとしく、琉球国王の來朝に同じく、都人士女に一段のよき見物を与へしまでに止まりて、憎惡の感を発するにも到らしめずして、一誤・再誤の後を善すること、なしがたきことあらじ、たゞ其強を粧はんとするの我慢心と、責を逃れんとするの未練心の爲めに、期する所みな反対に出で、却て弱を示すに到り、責を重くするに到れるぞ是非なき、

此時に方りて幕府の政を宰るもの、実に阿部伊勢守正弘とす、正弘弱冠にして老中となり、水野越前守が求治の急と、革弊の劇との爲め施政往々刻薄に過ぎ、人心を失ひし後を承け、寛大の治民望を博得せしのみならず、當時親藩にては水戸老侯、強藩にては島津侯、みな交を結んで驕心を得しがごとき、官吏登庸の旧格を破りて、有爲の材を挙げたるがごとき、始て洋式の大船を模造し、また和蘭人を聘して航海の術を伝習し、我邦に始めて海軍あらしめたるがごとき、蕃書調所を建て、洋学を研究し、講武所を設けて、漸くに兵制の改革を画せし如き、皆当務の急を急にして、よく適時の政を布きしものといふべく、且其励精勉力怠曠の譏なく、操守嚴正幃簿簞

の諂なし、幕府有数の良相と称するも、過譽ならざるを知る、此人にして此時に際し、一刀両断の勇なかりしは、豈惜むべきの至ならずや、今其所由を繹ぬるに稍察すべきものあり、水戸老侯が嘉永六年七月を以て、正弘に書送せる海防愚存中に、「和の一字を封じ候て、海防掛ばかり而已に致し置」との語あり、これ此良相と賢侯と心々に相印するの秘にして、実に当時政略の方針となるものなり、其意を尋ぬるに、現今の勢固より其戦ふべからざるを知れり、又戦ふの理あらざるを知れり、然れども無下にかれが請を入れれば、あまりにふがひなきがごとし、故に戦はんとするの決心を示して、而して後に和に出で、内は二百年來の太平に萎靡せし人心を鼓舞して、敵愾の氣を興さしめ、外は威を示して侮られざらんを期せんとの方略なるべし、かゝる機変は為政者の方寸に蔵して、神鬼不知の間に、迅雷風烈を転じて、景星慶雲を現せんこと、天晴の伎倆なるべしといへども、国是を一変し、人心を一新し、一大経綸を施さんとするが為めには、公明正大の直道を踏むべく、權謀術數の曲逕に由るべからざるを、悟られざりしにはあらざるか、されば鼓舞せし敵愾心は、一変して攘夷の妄拳を企つる一党を生じ、侮

られざらんを期せし示威は、却て黔驢の技と見做され、後來動もすれば、外人の威嚇力逼を受くるの導火となり、幕府の政治は左支右吾、この内訌外侮の間に彷徨して、開も開ならず、攘も攘ならず、權立たず、威振はず、漸衰漸亡に及びし病毒は、実にこれに胚胎せしものといふべし、世に伝ふ、正弘人に語りていふ、米使の来るはこれを来るの日に知りしにはあらず、預画するの暇ありといへども、これを事前に計らんとするに、衆議ただ好事を以て、これを擯斥せしを如何せんと、當時有識有力の士の、これを協賛するものなく、空しくこの良相をして、此嘆を発せしめしは、亦正弘の為めに、其志を哀まずんばあらざるなり、

夫れ如此く、一誤して再誤し、三たびして其誤益々甚しく、着々歩を錯るとはいへども、其歳の十二月、京都所司代より通牒あり、左の如し、

魯西亞・英吉利・亜米利加国への条約写、入

叙覽候処、段々之処置振、殊の外

叙感被為在、被遊御安心、千万御苦勞之儀被

思召候、御年寄衆にも不一通御心勞、其外掛り面々に骨折之儀と御察被



思召候旨、関白殿被達候条、伝奏衆被申聞候、

これ明に開国主義を是認するものなり、外国交通を勅許ありしものなり、殊に認許ありしのみならず、然もこれを賞誉贊揚ありしものなり、曩に幕府専制の代にありては、此通牒もさしたる価値もあるべからずといへども、既に京師に奏し、諸藩に諮るといふ政体の緒を開きたる当日にありては、これ実に九鼎太呂の重きをなすものにして、然もかの執て以て善巧方便となせし政略の彀中に入るものなり、これ実に生を回し、死を起すべきの独参湯なり、此に乗じて、天下の人心を一新する所あらば、豈一大転機ならずや、然るを米国初め条約を天下に公にすることを憚るためにや、此独参湯をも並せて当局者の掌中に握り潰したるは何ぞ、於是乎、かの和の一字を封するとの秘訣は、戦の一字を封せるものと天下に誤解せられ、仮装作戦の攻略は仮装媾和の権謀と見做され、よし媾和通商の約を締結されたるも、異日は必ず膺懲の大挙あるべしと誤信し、武備を飭ふの令あり、固より攘夷の力を蓄ふるものなり、節儉を尚ぶの訓あり、亦攘夷の資を養ふものなりとして、彼固執者・疑懼者はもとより、政府に迎同附会するの徒まで、翕然みな攘夷を説き、一

唱百和して、一に時を知り勢を審にするの士あるも、力これに抗することあたはず、一二年の間にして雷励風行攘夷の説国内に普く、殆んど天下の輿論となるを致せり、これ恐らくは、正弘と老侯との真意にはあらざりしならん、然れば斯く誤を重ねし後も、正弘にして死せざれば、猶その自から繋げる鈴を、自から解くの機を得しことあらんも知るべからずといへども、惜むべし、強仕の年に達せず、其有為の身を以て、この多事の時を謝し去らしめしは、幕府の為めには大不幸なりといふべし、

和蘭・英国・露国の条約

亜米利加使船の来しにつゞきて、同じ年の七月十八日、露西亞の使節布恬延(フチャイテン)その国相の書を齎らして、長崎に來れり、これまた予知せし所なきにあらず、昨五年和蘭啗吧都督より上りし書面上、既に其事を報告せしは、亜米利加のごとくなりしなり、而して其請ふ所は、其国界を議定して後來の和平を保ち、港を開いて其国人民の來往と、船舶の食料薪水を得んに便せんとの二件なり、幕府よりは筒井肥前守・川路左衛門尉(成允 目付)荒尾土佐守を長崎に差して、此方老中よりの返書を渡さしめたり、其書中には、須必奏之京師、諭告之列候、群官協同、商議議定

而后從事、顧不獲弗費三五年之時月云々の文あり、これ亦たゞ一時を姑息するの計に出で、空しくその期を緩くするものとはいへども、其奏京師諸諸侯の廟謨は、蓋し既にこゝに定まりて、徳川氏祖先以來、責を負ふて専決せし旧慣は、一変せしを見るべし、この時に方りて露西亜の寛政年中、信牌の旨を奉じて長崎に來りしを初め、その平和を示したるは、大に亞米利加の近海に跳梁せしがごとくならざりしを以て、朝野の人心はこれを一樣視せざる所あり、故に阿部正弘も重臣を差して長崎に應接せしめ、談もし破るゝに到り、江戸近海に來り劫逼するがごとき状あらんには、却て大に國を辱しむるに至るべし、さればかれの請ふところもあれば、これを陸路江戸に引接して、かれが挙動の爲めに弄ばれざるやうすべきやを、下問せしことありし、畢竟その紛擾人心を動かすを期せざるの意見るべく、又正弘のいくばくか當時の人に立優りて、見識を有せしを見るべし、しかるに時の有司、ことに大小目付など恇怯疑猜の念を挟み、これを不可とせしが如き、実に正弘が志を助けて、贊襄の力をいたすものなかりしを見るべし、しかるに翌年の正月、布恬廷は一度退帆し、十月箱館に來りて、予告せるごとく大坂

に來りし時は、既に亞米利加と条約締結の後なるを以て、これを下田に招きて前三名に會して、十二月廿一日を以て締約調印したり、其他英國と和蘭は、長崎に於て在任の奉行と締約を了へたり（英は八月廿二日、和蘭は十二月廿三日）、皆亞米利加の約に同じく世のよく知るところなれば、改めて其全文を抄示するの勞を省けり、

#### 露艦下田港に沈む

露西亜使節の下田に來りし時、我全権三員と應接未だ央ならざるに、十一月四日海嘯の変あり、露艦は爲めに其舵を折り、その龍骨を損じて、復駕すべからざるに到れり、よつて其修理の爲め、他の平安の港に入らんことをいひ出せり、此異変に際して、とかくの議あるべきにあらねど、當時の人情として、其他港に入らんことを請ひしは、下田の現在海嘯の爲めに荒廃せしを見て、別に開港の地を相せんとするやとの疑を生じ、さては先に米英に許せし外に、港を開くに到らんかと、当路者は無益の憂慮を抱きしものゝごとし、されども当然の請に拒むの辞なければ、伊豆国内君澤郡戸田村を相して、修船の地とせしも、露艦は引船して港を出でんとしたるの際傾覆し、別に戸田にてスクーナ形船を打建て、使節初め重立

たるものは、これに乗じて爪哇に到り、本国に帰り、後安政二年に到り国相より書を奉じて、かの沈没せる軍艦に装せる大砲五十二門を我政府に贈りて、救助の恵を謝せり、これ固より一時の事にして、重要な件にあらざることさらにこれを、こゝに語り出すまでもあらざれども、吾儕は世の論者に対して、この事をして猶三四年の後にあらしめば、よく攘夷党のその禍を利として、毒手を肆にし、殺戮の事なきを保し得べきやの一問を發せんとす、当時戸田村にある外人に衛兵を付せしも聞かず、中外雑居して彼此無事なりしは、以て人心の如何を想見すべし、知るべし、攘夷の説の喧しきをいたせしは、みな幕府初着の政略、その方針を誤れるに起れるものにして、鎖国を開き、外交を肇むるの政、当時に行はるべからざるものにあらざりしを、

沿海測量

嘉永七年は、其十一月を以て改元あり、安政といふ、翌二年、亜米利加国の太平洋測量船の首長ジョンロツディル、汽船ウキンセンスに駕して下田に來り、書を執政に寄て、我国沿海の測量を請へり、その大意は既に和親を講じ、其難民を救助せんことを許せし以上は、其海路の

危険を秘して、航海者の不知して害を受くるにいたるを希ふべきの理なし、されば此事にして許容せられざれば、本國大統領には決して日本國政府の好意あることゝは信ぜざるべし、といふにあり、下田奉行伊澤美作守・都筑〔改義〕駿河守よりその事を上稟せしに、廟議また紛然たり、或は特使を米國に派して、これを謝絶せしめんといひ、或は此方にて軍艦を製成せる上は、それにて沿海の測量をなさしむべし、この時に米人三五輩を乗組ませて、ともに測量せしむべし、それまでは猶予ありたしと答ふべしなど、迂濶空疎の口実を設け、目前を逃れんまでの説にて、殆んど一笑に値すべきものゝみなるに、独り識見の卓越議論の剴切朝陽の鳴鳳と称すべきは、儒者古賀謹一郎が献言なり、今その全文を抄して、幕府全く人なきにあらざるの実を示し、併て潜徳の幽光を發せんとす、其言にいはいはく、

アメリカ船より相願候日本海測量之儀、並に以後異國船御取扱振等之儀、存付候趣も可有之候間、忌諱に触候儀等有之候共不苦候間、御為筋と存込候趣意十分取調早々可申上旨、林大學頭を以て(儒者は、林大學頭支配にして、老中には直轄せず)御渡相成候御書取之

趣奉畏候、愚昧之至、聊是と申見込も無御座候得共、御尋の上は乍不及御答をも申上度、再応勤考相加候得共、何分目前之良策に（目前之良策は、当時政府の聞かんことを欲するものにして、即ち永世の長計に非らざるものなり）乏敷、恐入候次第に御座候、一体之処右願筋御国禁之詔を以て、御諭有之、承伏仕候はゞ重畳の儀、又は如何程申張候共、屹度御差留の御手段被為在候はゞ、是亦格別、右両様の外は御聞届の有無に依り、後患之浅深如何と申処、又願筋不埒自尽にて、是非とも可及御断訳に候や、又右御断相成候て、通親之御義理合に不差障候や、以上の箇条静に御勘弁被為在候はゞ、御聞届の有無は不及申上、御決着の事と乍恐奉存候、既に一昨年秋夷人被呼寄候に付ては、海陸測量可仕候得共（当時謹一郎、筒井肥前守・川路左衛門尉に従ひ、長崎にて露使に応接し、つゞいて露使の大坂に来るに到り、これを下田に呼び寄せたる折、かゝる事ありしなるべきも、今他に徴すべきものなし）、右は存亡勝敗の機には不預事に候間、一向御頓着被遊間敷段申上置候通、測量と申せば、此方にては何故薄気味悪敷存候得共、夷人共航海専務之身に取ては、一

日も難差置理合有之、即願書申立之通に御座候、右學術之儀は、只今外国より船を仕出し、両極氷海の地をも探究行届、既にアメリカよりも五艘仕出し候由に御座候、右様不毛窮髪之地さへ、右之通骨折候、まして我繁昌之大国、殊に往来御差許之上、如何致候て測量の念止り可申哉、然るを一筋に被差止候はゞ、必定承服仕間敷、遂には荒立申募候事と推察仕候、其節無抛御聞届相成候ては、猶此上願出候事柄も可有之、其節御取扱振に甚敷御不都合相生じ可申存候、只今より見越候処にては、夷人共可申出願筋猶数ヶ条有之候様被存候、右故彼方にて日本をば頑固不解義理、只威力にて致恐嚇候方手短に埒開候杯との了見相定候様成候事、後害無此上、更に見極め付がたく心配仕候、此度も沿海へ船を寄せ候節、手荒の儀も可有之、依て其支度も整有之候迎、船中火器など相示し候由、既に其機相露れ申候、然るを御国禁、又は条約外の事杯と、容易に御断相立可申様、申向も有之哉に承はり候得共、全く口先書面計の理窟にて、多人数同音に可申上候とも、所謂犬の吠声にて、画餅之不可喫ものとも可申、一向御用立不申空論と奉存候、

抑御国禁と申儀に候はゞ、異船来舶の御免をはじめとして、上陸遊歩買物をも被差許、内海へ乗入鳴礮候杯、御見遁御座候は何事に候哉、是こそ御国禁を犯し候とも、御国辱とも申上様も無之、残念之儀とも可申上儀に御座候得共、畢竟宇内の時勢不得已之運御洞察、条約御取結迄被為運候は、実以卓越之御偉略と奉存候、然るを心得無之者共は、御国辱之様申し候事、所謂目睫之論に可有之、將又仮りに此輩申立候通、御国辱と致し考察仕候も、此御国辱を被為忍候は、全戦争之危機を可被為避、海内生靈の為に被為出候御事と仕候はゞ、今更測量願位之儀に付、御国禁と申事ことゞ、敷申唱候は、何れの道軽重不論、首尾不整之甚敷者と可申候、且今般の願を以て、窺察など申向も有之哉に候得共、是又只今の場合にては、疾く打過候事にて、御国地の人氣・風俗・武備の厚薄等、彼等目算之方、遙に我国人より立勝り居候得ば、海岸の浅深位御秘被成候は、婦女子之見に異なる事無之、却て未練の嘲を来し可申候、且弥御秘し遂げ被成候事、不出来候時には、再び内外に対し、御恥辱を被為取候場合無之とも難申、猶更の次第に御座候、元々国地の形勢を秘候事、

外蕃には無之事、洋海は素より無境界物に候得ば、格別敵国にて土地の案内、海路之浅深を心得候進、直に侵入被致、国家滅亡可致との事は、埒もなき臆病者の可申説にて、其胸狭き了簡抱腹すべきの至に候、弥以て左様の訳に候はゞ、世界中欧羅巴の各国、並に合衆国ども第一に滅却可致筈に候、然るに此諸国の両間に横行し、其強盛日々駸々と進候、政事整ひ、武備嚴重に、進戦退守の懸引届候はゞ、国土の形勢、何程敵人に測量被致候進、決して国家の害となる道理無之候、外蕃にては山の高低・海の浅深・城市の曲折迄、都て尺付いたし刻板の上、他国へ売渡候事は不珍事にて、品に寄候ては、砲台の位置・筒数迄も更に不相掩候、然るに道路を迂曲にして土地の広狭を匿し、暗礁洲沙を頼みて天険と誇るがごとき、偏に兎戯に不殊、天上に経緯度有之、国土の大小一寸にても可掩ものに無之、礁沙有之候共、有事の際に測量は出来候ものにて候得ば、前広より測量不致とも、戦争の数には不拘候、左候得ば今度願筋無滞御断に及候進、最早窺察の患無之と、高枕酣眠候事は思寄不申候、此処御勘弁被為在候はゞ、測量と武備とは、全く別事と申事御了弁可相成

存候、且追々西洋方船御取寄せ、又は諸家にも製造御免相成候処、海外は扱置我周海の航路不案内にては、此迄有來の日本形船とも違ひ、船脚深く候得ば、礁沙不案内の害は目前に相迫り、即ち周海の測量は、此方に於て誠に当務の急と相成居候、乍併我国人右等の術には極て未熟に有之、且此迄の振合、公領・私領犬牙相錯はり、瑣細の事も他國へ包み匿し候ごとき、手狭き制度に束縛され、中々五十里百里走廻り、致測量杯手広き仕事は致しにくき処有之、右故目今精細の地図と申候も、矢張粗雜実用に立不申、伊能勘解由の実測図而已は精密無此上、天度にも符合致候由に候得共、是以て過半は道を歩み尺を入れ候迄にて、海中の礁沙等までは、未だ手届き不申哉に存候、夷人願出候こそ不幸の幸とも可申候得ば、御役人衆彼等願通上乘被仰付、外に稽古の爲め五六輩も同船為致、津々浦々まで細々取調べ、世に公に被為成候て、明快の御処置振一際外蕃をも懾服可致儀と奉存候、清の康熙帝の代フランス人に申付、内地外地精敷測量、其後乾隆帝も西洋人に命じ、西域を測量為成候近例無之にもあらず、兩國とも刻板にて其国内に流布致居候、清國の禍を夷人

に受候は、地図の有無に干り候事毛頭無之候、暗に居て明を覲ると申道理も有之候得共、大公至正の論は、青天白日の下に無之ては相立不申、外蕃の動静は心得度、我国内の事は一切不為知様にといふごとき、手前勝手なることは出来不申候、事の漏洩を慎み候は、軍機の呼吸を争候時節計にて、此は大切に秘密に可致候得ば、平常他邦に交候に右の振合を用ひ、問にも不答、請ふても不為見と申訳は無之道理、別に可憚筋にも有之間敷存候、兎角鎖國の積習人々の肺肝に泌込み、豁達の氣象無之、方今御國人の一僻にて、是迄は夫にて可宜候得共、如是外蕃の來往頻繁に相成候時節、右様の僻習を打破り、人心を引立、果斷英邁の御規模無之ては、始終外蕃の鬪り物に相成、小々の事にも御動転被為在候様可相成、深く奉恐入候、扱前申上候通、夷人追々可相願と存候ヶ条は、差当りは使節御目見に御座候、其余は江戸並諸國城下見物、山岳高低の測量、書籍類の所望不遠内可申出、御國地居住も引続可申出候、此等は只今の条約面には無之候得共、既に通交來往の國と相成候上は、左まで不筋の願事とは難申候、既に条約為御取替、從來の御國体判然被相改候上は、

今更区々の小事御争執は、無益の至に奉存候、第一見渡し候処にて、別して行違居候は、彼我の心底に御座候、此方にては可成御遠ざけ被成度思召にても、表向御扱振は相当被成遣候事故、夷人共には案に相違いたし、此迄の旧格は皆御改革にて、世界並御交接被成候事と存じ、御国土の豊富にあはせ候ては、工芸十分ならず、人民の伶俐なるにあはせ候ては、固陋の習またら破れず候得ば、諸術芸等夫々世話致し、御国人の蒙を啓き可申存込候模様は、事に触れ相現れ可申候、既に去春献上の機械等、当春は追々御模造相成候哉と及催促、又火車は是非御仕立可然杯申、其余轍道の注文書、又は執政、東西辺鄙の大名へ書簡進呈、無隔意別懇に致度様子も相見之、穴勝奇技淫巧を以て、民心を蠱惑致候姦計とは不被存候、此度願筋の処も、既に与国と被為成、其国船の難破御救助の約御座候上は、右難破及可申根源に溯り候て、礁沙の測量可致との儀、御差許無之と申候ては首尾相応不仕、矢張彼国の船舶難破を座視候残暴の所行と一途に帰し可申、彼方にて来往差許候国へ差向候船舶の難儀は、打棄置兼候事に付、願出候も当然の理、御許相成候も当然の理、旧格を墨

守するの説は、彼に取候ては意外にも可存事に御座候、且又彼方にては逸早く日本沿海の図を製版して、他の国々にも未審の地理探求の功に誇り、且は御国人啓蒙の志望をも相兼願出候事に御座候処、測量御聞届相成候は、我城廓をも被取崩候様に存なし心細く存、又夷人諸方へ立廻り候ては、不取締杯と申触し候事、何れも不案内の至りと被存候、取締には大小有之、国勢強く政令明に、上下和合、武備整候を国家の取締立と申候、書面口上耳厳重杯申立候とも、文恬武熙逢迎を事とし、廉恥の風払地、四海困窮致候ては、外蕃不来候とも、国家は日に縮り可申候、左候は、建国の御取締は根原大切に候得共、願筋御聞届の有無杯は微末の事、御心配にも不及儀と奉存候、御国民測量術修業の爲にも相成候儀に付、願通御聞届可然奉存候、

卯五月

かのごときの謙議も、かの因循偷安の輩の耳に入る能はず、幸にかの測量船首長も即時の答を要せず、一時退帆せしを以て、幕府は其八月に到り、一令を下して曰く、阿蘭陀の儀は勿論、魯西亞に亜米利加二国は、長崎・下田・箱館三港へ渡来御差許、英吉利は長崎・箱館二

港へ渡来御差許に相成、御国の海上繁々通航致候に付、暗礁相心得不申ては、人命に拘り候間、浦々測量致度旨、当三月中下田へ渡来の亜米利加船より願出、追て挨拶承り候為め、渡来可致旨申立出帆致候、右測量の儀、容易に御許容難相成に付、追て渡来候節、下田に於て申諭敵敷御断に相成、若又如何様相諭候ても承服不致節は、追て此方より応接の者彼国へ被差向、政府へ可及懸合候迄に為申談候筈に候、併国風制度相違の上、論談徹底難致候はゞ、下田にて応接の模様に寄り、内海迄も乗入候欵、如何様の次第可相成も難計、尤是迄穩便に御取扱に相成居候儀に付、今般迎も此方にては穩に相断候積に候得共、自然の儀出来候も難計候間、銘々兼て其心得にて可罷在候、依て亜米利加船より差出候測量の儀申立候書面和解、為心得相達候事、これ何ぞその曖昧にして、捉摸すべからざるの語をなしたるや、蓋彼一大病根、表に強硬を装ふて和の一字を封ずるとの政略にいつるものなるべしといへども、遽にこれを見れば、それに反対して和を表とし、戦を裏にせしがごとく解釈せらるべき口気ありて、陰に攘夷を奨するがごときは、果して当路者の真意にはあらざりしならん、

翌三年七月、米国領事ハルリスが下田に来るに到るまで、偶然にも測量船の来迫ることあらず、時の奉行（井上信濃守・岡田備後守）沿海測量の事大に国内人心に影響して、政府の迷惑一方ならざるの情を陳べて、これをとゞめん事を謀りしに、ハルリス快くこれを引受けて、処分すべきを肯ぜり、蓋し彼れ我國に對して、更にこれより大なるの望を有せり、輕重緩急自からその方寸に存するところあるべし、故に先この測量一条の徒らに我有司を窘むるを見て、これに任じ、いかに其政府に稟議せしか、また船長に商議せしやは知らざれども、再び請ふことなからしめ、一は我が驕心を買ひ、一は己が権力を示して、他日の地をなせしものと知らる、沿海測量の事、米国の談はそのまゝに過去りて、文久元年におよび、英国公使より長崎・箱館間航路測量の為め、我政府の補助を請ふ事を申出たり、此時は既に横濱開港の後数年の事にして、幕府にも流石に之を拒むことなしといへども、京師へ憚るところありて（或は京師より沙汰ありしと）、志・勢・尾三国沿海を除かんことを求め、其分は我手にて測量せんことを約して、その請を容れ、彼方軍艦二隻・砲艦二隻とも、外国方の吏員・通弁の者・及軍艦方測量手等、



彼所望のごとく乗組ませ、同年七月より十月の末にいたり、房・総・相・豆より紀・淡・内瀬戸通の測量を了へたり、尔時專擧の説漸く行はれしといへども、測量の航路諸藩の領地に係ることあり、殊に後來攘夷の魁首と称せらるゝ、長州上・下關等にも、藩より役人を差して丁寧に取扱をなし、幕府の命令に支吾する所もあらざりしと、かくて志・勢・尾の海岸測量の事は、翌二年正月外国奉行より敦議請せしを以て、軍艦方に下命ありたり、後ち慶應元年十二月に到り、製図完成を告げたり、初英艦の測量を窺むるに方りて、その根拠となさしめんが爲めに、伊能勘解由の実測図を貸与へたるに、その精確に驚き、我国人の伎倆悔るべからざるを知り、さてこそ志・勢・尾だけは我請を容れて、これを此方にまかせしならんと、其時乗組の同僚よりきゝしことあり、この測量船に、米人の写真を業とせる某ありて乗組居たるを、幕府にては甚しく異議を唱へ、老中と公使との間数度談判の末、竟に英艦長をして之を斥けしむるに到れり、これ一小事たりといへども、当時においては頗る重要な事件として、外交上の談判を煩はすに及びしなり、蓋幕府の意は、測量は実用の爲め已むを得ずとするも、随所風景を撮影す

るがごとき事、遊戯に属するものなれば、我国法を仕げても、これをなさしむべき筋なしとの事なりき、今人の眼よりこれを見れば、怪しくもおもはれぬべし、

米国官吏下田に来る

安政三年七月、米国の公使代(ミニストル、アトインテルム)兼総領事、タウンセンド、ハルリス其国の軍艦サンゼシントに駕して下田に來り、神奈川条約の末条にある所の約束によりて、同所に駐在せり、尋で江戸に到り、將軍に謁し、国書を呈し、又老中を見て事を議せんことを請へり、こゝに於て外交上更に一生面を開くに到れり、これ実に神奈川条約調印の時を距ること、二年有余にして、幕府の斯の二年有余の月日を以て施設せしところのもの、一として武備を飭るにあらざるなし、近くは品海に連珠堡を築き、遠きは大坂の木津・安治川、又は紀の加太、淡の由良・岩屋、播の明石等、夫々砲台を經營したるがごとき、大船製造の禁を解き、洋式艦船の模造に従事し、和蘭に依頼して海軍の教師を聘し、旗下及諸藩士を長崎に差して、伝習せしめたるがごとき、旗下諸組の与力同心に令して、洋式銃陣の演習をなさしめたるがごとき、皆是也、而して内治にありても、諸侯の驕從

を省かしめ、服制を略し、諸郭門警備の役を弛めたるがごとき、松前氏の封を収めて蝦夷地を公に属せしめたるが如き、蕃書調所を建て西学を研究せしがごとき、着々歩を進めて、富国強兵をこれはかりしは、これ果して異日攘斥の地をなさんとの為なりしか、將此機を以て、二百余年昇平の弊習を一掃して、国勢の拡張をはからんとせしか、其意の在る所は、測知すべからざるがごとしと雖ども、西洋の文学を修め、西洋の武術を講ずることの稍深きに到りては、益西洋各国の情を知り、西洋各国の勢を審にするを得て、益々その攘斥の為すべからざるの勢と、為すを必とせざるの理とを解し得るにいたれり、こゝに於て幕府は漸くに、かの和の字の封をとかんとす、即堀田備中守正篤（又正睦）を以て、外国事務専任の老中とし、將軍親しく外国貿易を許すの手段を審議すべきを面命せり、これ実に其歳の十月二十日にあたり、正篤は当時譜代諸侯の中にありて、頗る西洋の事情に通じ、宇内の形勢を識り、資性忠良、温厚の人たるを以て、正弘の薦めて専ら此任に膺らしめ、己は内治の事に任じて、猶其経綸を施さんことを期せしや知るべきなり、而して幕議の遽にこゝにまでいたりしは、時の目付岩瀬修理が、

ハルリスと下田に会して、其説くところを聞き、その平生の抱負する所と相符せしを以て、江戸に帰るの後直にこれを正弘に論述し、正弘もまた夙に其心あるの人たるを以て、水乳相投するの想あり、恰も又正篤の同じく閣中にあるに会せるあり、開国の新劇を演ぜんが為に、やゝ其役者の揃ひたるを、見たるによるなるべしと思はる、これ其八月廿五日、修理をして下田にゆきて、ハルリスに会議せしめて、其内意を探らしめたるが、十数日を費して、九月十五日に江戸に帰り、程もなく其翌月にこの任命ありしを以て、略その実を測言すべきものあり、備中守が此命を受くるや、直に手書を発して、諸有司に諮問する所あり、曰く、

一 外国御処置の大本旨趣、隣国に交る道を以て可致哉、夷狄を処置する道を以て可致哉、此大本、掛り三人（己と、井上信濃守と、岩瀬修理とをいふなるべし）の見込一様ならずしては、取調向諸事行違可申間、得と討論決定いたし置度事、  
一 互市御開の儀、英夷の動静に不拘（英国・清国と畔を開きたるの風説あり、其為め和蘭人より、忠告の趣もありたるを以て、しかいへりと見ゆ）御発し、

御国内へも表立被仰出候方可然哉、否の事、

一右御発し相成候はゞ、諸国より必定可願出間、願に  
応じ夫々被仰付候方に可有之哉、又は此方より別以  
触示し可申哉の事、

一互市相開候上は、御国益は勿論、諸侯も同じく益を  
得、積年の疲弊を補ひ候様いたし度、且互市の利権、  
商賈の手に落ちざる様いたし度仕法の事、

一貿易の物品、天造人造に随て、定額の多寡並製造方  
取集方等の事、

一三港へ外国商館取建所置の事、

一船鈔貨税等の事、

一和蘭通信取結の事、

一和蘭甲比丹・亜国官吏出府可否の事、

一亜国官吏より差出候三月三日附書翰中、件々並に返  
翰の事(此書は出府謁見老中に面議、条約締結等の  
事也)

一下田港替の可否の事、

一魯・英・米・蘭四ヶ国御取扱輕重の事、

この下問につきて、定めて諸有司の答議ありしなるべし  
といへども、今概見する所なし、独り両目付の再応の建

議(最初の建議は未だ見ず)は、以て當時幕府の議のあ  
る所の如何を見るに足るべし、其議に曰く、

(前略)乍恐神祖柔遠の御盛意被為在、慶長五年泉州  
へ渡来仕候阿蘭陀人・英吉利人の船、江戸表へ被廻、  
御城へ被為召、九ヶ年逗留をも御許容有之、同十一年  
には、朝鮮国の和議を被為結、諸蕃御徳義を奉慕、太  
泥・安南・占城・柬埔寨・暹羅、明国廣東・應天・阿  
媽港等より書翰・物産を奉り、其度に御復書・御国産  
を被下、就中柬埔寨國への御書に、何不作四海兄弟之  
思乎と被遊、和蘭陀へは自今以後可修隣交旨を記し被  
下、此時和蘭陀・英吉利とも、御朱印被下候由申伝候、  
其後英吉利人渡来仕、駿府に於て御礼申上、書翰・産  
物をも奉り、此節も御復書・御朱印・御屏風等をも被  
下、且明国勘合船をも復古被遊、通商は勿論遣唐使を  
も御再興の思召被為在、島津龍伯を以て琉球國へ被命  
候事共、畢竟往昔唐国其他の国々へ通交御座候以來、  
文学武芸有用の草木器械等も、御国へ伝り御得益も不  
少候得は、天下の爲めに弥海外の通交を被為開、富国  
強兵の御一助に、衆夷を御海容被遊候盛意、難有御儀  
と被存候、御二代様にも御同様の御処置に御座候処、

国初文学の徳風未だ辺鄙まで不普、夷狄懐柔の御制度全備不被為在候御時節、外夷屢渡来仕、沿海漫りに交易仕、其流弊貪婪の頑民を誘ひ、異教に固執仕、遂に永祿・天正以來邪宗の余燼再燃、人民を煽惑仕候に付、御三代様、寛永十三年南蛮船御制禁被遊候以來、外夷の御所置を被改、和蘭陀の外通交は勿論、貿易を併て御嚴禁に相成、島原の逆徒伏誅の後、其巢穴を刈除し、兇焰を滅熄し、天下の爲めに鎖国の御法を御創建被遊、万民黠虜の犯誘を遁れ、御仁政の至りと奉仰候、抑万物隆盛を極め候時は、其流弊難遁道理に御座候間、一開一閉ともに時勢に随ひ、天下の爲めに御変換被遊候は、勿論の儀と奉存候、然るに方今諸藩航海の術盛に相成、天地生々の理を主張致し、万国互に有無を通じ、和親或は同盟を約し、富国強兵を専務と仕、御国の鎖輪独立を忌惡致し、諸夷數年窺察仕候時節に到り、寛永以來一閉の御制度を以て、五大洲の大勢に違ひ、諸夷を拒絶被遊候は、護国善美の御処置とも難申哉と奉存候、殊に寛永の御制度を被改、既に亜国に和親並に官吏在留の事御許容御座候上、猶寛永以來の御処置を愛恋執着仕候はゞ、首尾不整、鎖国に候哉、和親国に

候哉、半上落下、夷人は勿論御国の有司も疑惑仕、毎々取扱振齟齬仕、終には因循苟且に流れ、夷人は無益に疾怨仕、此上の御処置如何可相成哉と心痛仕候、遮莫唯今鎖国の御法には難被為戻奉存候間、国初の御旧例に被為依、異邦の御所置、首尾全く御変革被遊、其以海内へ御演達有之、公平に隣国和親の礼儀を以て、亜国官吏遽に江戸表へ被為召、登城御目見被仰付、神祖柔遠の思召の如く、御親懇の御取扱御座候はゞ、礼儀は勿論道理も全備仕候間、彼も是迄の意を改め、自然悦服仕、却て御徳益も可有之哉に奉存候、若彼より申募、切迫の場合に至り、無余儀御呼寄に相成候様にては、御呼寄の其甲斐更に有之間敷、且御失体の儀と奉存候、前文の趣私共兼て申上候儀に候得共、心配の余り恐入候得共、再応奉申上候、官吏弥被召候儀に御決定被為在候はゞ、猶又旅館其外御扱振、取調可申上候、万一其上にも彼不法に寡り候はゞ、譬へ下田表へ被差置候共、終には必不法に可及候筋に付、夫是に御頓着なく、御国にては天理人倫に恥ざる和親の礼儀を被尽候上、意外の不法に及候はゞ、其節こそ闔国死力を被尽候御場合と奉存候云々、

何ぞ其議する所の公明正大にして、惟怯疑忌の念なきや、而して嚮に彼理の来りし時、一味打払を主張せしがごとき、又測量船の請に對し、因循姑息の策を立たるがごとき、布恬廷の来りし時、江戸へ呼寄せんとの説を否としたるがごとき、従前目付の議に比して、判然として其所見、婦人と丈夫との差あるがごとなるは、此れ畢竟岩瀬修理其人ありての然るを致せるものと知らる、修理は両番(小姓組書院番)即旗下と称せる世祿の家、岩瀬某の養子にして、夙に昌平学校にありて、嶄然頭角を露はし、当時堀織部・永井岩之丞(後玄蕃頭、又主水正)と三傑を以て称せられ、堀の忠摯沈毅にして守あると、永井の温和直諒にして徳あると、岩瀬の英果聰敏にして識あるとは、早く伊勢守正弘の藻鑑の中にありて、其部屋住(部屋住とは、父ありて己れ未だ戸主たらざるものをいふ)なると、又その官の父の上に在ることを、許さざるとの旧格を破りて登庸し、目付の要職に在らしめたるものなり(堀は、其父伊豆守、現に西丸留守居たれば、目付より上にあるを以て、永井・岩瀬に比しては、一年ほど前に用ひられたり)、而して堀は、蝦夷地開拓北門の鎖鑰に任じ、永井は長崎にありて、海軍伝習の事を督

し、岩瀬は朝に止りて、鞅掌局に当りしなり、

嗚呼此議をして四年前、米使未だ来らず、荷蘭急を報ずる時にあらしめて、幕府開国の廟謨を預定する所あらしめばいかん、抑断の勇ならざるは、知の明ならざるにより、人々水の必ず人を溺らし、火の必ず人を焚くを知るがごとならしめば、いかに逼迫するも、いかに誘導するも、断じて其中に入るものあるべからず、正弘が嚮に開国の大策を抱くといへども、敢て断ずる能はず、遲疑越趨する所ありしは、未だこれを知るの尽さざるに座せしにあらざるなきか、其時に方りて、此岩瀬輩の如き改進一派の人々、その謀猷を贊するものありて、その知を啓き、其断を果さしめざりしは、豈千歳の遺憾ならずや、

翌四年の六月、正弘の病で卒するあり、こゝに於て正篤は、内外呼応提携すべきの人をうしなひたれども、猶其予画する所のごとく歩を進めて、亜米利加官吏江戸参上、登城御目見差許の令を発して曰く、

豆州下田表滞留の亜墨利加官吏、国書持参、江戸参上の儀相願候処、右は寛永以前、英吉利人等も度々御目見被仰付候先蹤も有之、且条約取替相済候国々、使節

は都府へ罷越候事、万国普通の常例の趣に付、追々当地へ招呼られ、登城拜礼可被仰付との御沙汰に付、此段為心得向々へ可相達候、

万国普通といへる文字は、初て布令上に現れ、所謂和字の封はこゝに到りて全く破れたり、攘斥の仮面を以て人心を籠絡し、一時を瞞過せんとせし政略は、また行はるべからざるものとなれり、竟に正駕をして、左の如きの問を発せしむるに到れり、

英人廣東を焼払候一条に付、和蘭カヒタン話談の趣、

再応勘弁致候処、蘭人の申立今更の事には無之、近く差迫り候儀に相聞え、右は彼国情願を可遂と、強て牽合附会致候儀とも不相聞、実に当時外国人御取扱、不応事情儀は我国にも粗相分候儀に付、漸々彼の怒を積候は、廣東の覆轍を踏候儀も難計、尤警戒可致儀に有之、既に寛永以来の御祖法御変通被遊、和親御取結にも相成候上は、寛永以前の御振合も有之、御扱方も御改革無之では相成間敷、然るを兎角仕来に拘泥いたし、瑣末の義迄も六ヶ敷差拒、追年外夷の怒を醸候は、無算の至に候、万々一砲声一響候は、最早御取扱難相成候間、外国人御取扱寛優にて、且長崎・下田・

箱館の三港は、諸事同様の取計振に相成、文書の往復応接の礼節等、都て外国人信服致候様に、真実の御処置無之では、難相叶時勢に有之、既に英吉利評判記、アメリカ官吏の申立、猶又今般和蘭の申立等、一々差迫り居、此上是迄の御仕法にては、永く可差支様無之は顯然の義に付、無事の内是迄の御法御変革有之、其上の御取締相立候様取計候方、長策に可有之候間、右の心得を以、向來の御処置振篤と勘弁熟慮いたし、早々取調可申聞候事、

是迄ノ御法御変革有之、其上ノ御取締相立候様取計候方長策ニ可有之トハ、実ニ肯綮ニ中レルモノニシテ、幕府ノ施設決シテ其方ヲ錯ルモノトイフベキニハアラス、コレニヨリテ以テ進ムアレバ、ヤ、開國ノ規模ヲ定ムベキニチカシトイヘドモ、イカニセン従前ノ行キガ、リヨリシテ、コレヲ此下問ニ參セバ、頗ル手足皆見ハルノ觀ナキ能ハズ、サレバ神奈川結約已來二年ノ間、久シク聞コトナカリシ攘斥論モ、ヤ、其声ヲ高クスルニ到リシゾ、是非モナシ、

〔表紙〕

齊彬公史料

嘉永六年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数四十枚）」の記載あり〕

目録

大隅国肝属郡其他日州諸縣郡諸郷御巡見ノ事実

齊興・齊彬両公御代苗木御仕建場

参考 御菜園ノ由来

御納戸金銀銭米ノ概要

以上四条

三三九 大隅国肝属郡其他日州諸縣郡諸郷御巡見

ノ事実

嘉永六年癸丑六月御下国、御政事向精密ニ御指揮中ニモ、  
勸農・軍事・文学ノ御世話特ニ御注意厚ク、御領内中御  
巡見、御親シク御下知セラレムトノ尊慮ヲ以テ、日・隅  
ノ遠隔ナル諸郷御巡視仰出サレタリ、布達左ノ如シ、

当月<sup>嘉永六年</sup>癸丑末方ヨリ櫻島御差入ニテ、垂水・根占諸所、  
肝付表日州方限真幸筋ヨリ、國分諸所海岸防禦向等

御巡見被遊候ニ付、御手当向之儀、当時一統困窮之折

柄ニ候間、御休泊御立場等至極手輕ニ取仕立、疊等之  
儀モ御前向丈ケハ新規ニモ可相調事候得共、御次廻等

ハ取繕等ニテ何篇可也ニ取計、万端所<sup>所トハ其郡郷ノ村ヲ差シ云</sup>ノ失費

相省キ、夫仕ニモ不相掛様トノ御事候間、地頭・領主・

受持掛郡奉行、御趣意之程聊心得違無之様可取扱旨、

分テ可申渡トノ御沙汰被為 在候条、御手当相掛候儀

共諸事精微ニ吟味ヲ尽シ、不及御入価様可取計旨 被

仰付候、此旨可承向々へ可申渡候、

八月五日

豊後

癸丑十一月十二日御発駕、櫻島赤水村洗出シニ於テ調練  
御覽、同日垂水御一泊ニテ、夫ヨリ東目沿海ノ各私領・

各郷御巡見、田代郷花瀬ヲモ巡見セラレタリ

花瀬御覽ノ際、  
御腰ヲ掛ラレタ

ル所ニ松篁ヲ御手自種玉セ、後世ニ至リテ此勝景ヲ見タル歟トスルノ御言ナリシトソ、御歌モアリシトナシ、惜哉其御歌記應スルモノナシ、紅葉ノ時分ナリシ故  
 実景ヲ缺セラ、尋テ佐多岬御巡覽、夫ヨリ肝付ノ諸郷、都之城  
 レシト云フ、

ヨリ関外高岡・綾・倉岡・穆佐ノ四ヶ郷、夫ヨリ紙屋・高原・小林・飯野・真幸ノ各郷御巡通、真幸ヨリ加治木ノ様御通行、帖佐郷掠之瀬川原ニ於テ、菱刈・真幸・國分其他隣近十八郷ノ訓練御覽、其人員數十大隊此兵員凡一万五千三百餘人ナリ、○飯野郷大河平隆芳當時孫カ宅ニ御一泊ノ賦ナリシカ、雨天ニテ中一日御滞在ナリシト云フ、大河平カ居宅ハ義弘公御代ノ建築ニテ、御座ノ間等依然タリ、御追感洩カラス、殊ニ難守岳ノ眺望・庭前ノ躑躅樹御賞美、雨中ノ御徒然ニ御近習ノ輩ト御詠歌モアリシトナム、御座ノ間ヨリ南ニ難守岳ヲ遠望ス、庭前ノ躑躅或ハ居宅ノ後ニ孟宗竹ノ林アリ、林中ニ御踐込アリテ四五本伐ラセ玉ヒ、而シテ孫八郎へ、來春竹ノ子鹿兒島へ贈ルヘシトノ御言トモナリシトソ、此ノ林ハ大切ニシ、名産ノ名ヲ失ハサル様ニスヘシト命セラレシト云フ、

○因ニ記ス、孟宗竹ヲ日本ニ繁種シタルハ、享保ノ初メ吉貴公ノ命ニ依リテ、琉球人清國福州ヨリ一二小根ヲ齎シ來リ、磯仙巖邸ニ植ヘ玉ヘリ、之日本ニ孟宗竹ノ初メトス、同時ニ琉球館内ニモ分根、其遺根丁丑擾亂ノ頃迄

ハ一小林アリシカ、兵火ニ殿屋焼燼ト俱ニ焼滅セリ、磯邸ノ林ハ今ニ繁生ス、或ハ云フ、江戸邸ニ分種セラレ、他ニ出スヲ禁セラレシニ、庭人足窃ニ盜ミ出シテヨリ、他ニ洩レタリトモ云フ、此ニ依テ考フルニ、孟宗竹ノ日本ニ繁殖シタルハ、今ヨリ凡百七八十年ニ充サルナリ、大河平村ノ孟宗竹ハ、何年間ニ移植シタルヤ、詳ナラスト雖トモ、百有余年ヲ経タルハ疑ナシ、殊ニ地味ノ適シタル故カ、大河平ノ孟宗竹ト唱へ、名産ノ一トナレルハ、衆人知ルカ如シ、

大河平ハ先例ニ依リテ、御膳進上願シニ御受アリ、猪一頭ヲ献上セシニ、料理スヘシトノ仰ニテ、召上ラレ用ト御近習ノ輩カ料理ニタ通ナリシニ、御次料理差上ヘシトノ御言ニテ、重久玄碩重久ハ奥御茶道職ナリヨリ之ヲ達シタルニ依リ、田舎料理被召上、猪肉ノ料理ハ特ニ御口ニ叶ヒタリトナム御膳部ハ大河平ヨリ御膳所へ相願料理シ、御規別進上シ、御次ニハ猪ノ骨肉等田舎風ノ料理ヲ大河平手ニテ調ヘタリト、是ヲ召上ケラレシニ、殊ニ御口ニカナトシ、御逗留中主人隆芳召出サレ、義弘公御入りアリシ事蹟、或ハ家作、或ハ拝領ノ弓・槍・鉄砲・刀劍等御覽ニ供ヘタリ、一々其由緒ヲ語ラシメ玉ヘリト、而シテ家來ノ戸数人員訓練等ノ事モ御尋問、一手ノ人数ニテ訓練可致旨命セラレ、後日各郷一同帖佐郷掠ノ瀬川原ニ於テ、



家来一手ノ操練セリト、御滞在中特旨ヲ以テ御鞍鏡拜領セリ鞍鏡ノ拜領ハ出格ニテ、別段ノ恩召ニ出タル  
越前御役堅山武兵衛ヨリ演達セリ、同人家記

義弘公飯野御在城ノ節、木崎原ニ於テ伊東ト御合戦ノ時、大河平ノ先祖伊東ノ為メニ亡サレ、幼児一人遁レタルヲ、義弘公御膝許ニテ御養育、朝鮮御征伐ニモ召列ラレ、其後大河平村ヘ居住御取建、折々御入アリシハ、則チ此御座所ナル旨ヲモ言上セシトソ、○此際飯野・加久藤ノ両御城跡ニモ御登リ、或ハ高原郷狹野神社・小林郷難守神社・飯野郷白鳥神社等御参拜、或ハ飯野郷木崎原、古ヘ義弘公伊東家ト御合戦ノ場、三角田辺モ御巡見、御追懐ノ御詠吟モアリシトナム、○古戦場ニテハ、郡奉行又ハ郷士年寄等御案内、事実御質問最ト詳ナリシト云フ、中ニモ難守神社ノ近傍ニアル杉林ハ、稀有ノ大林ニテ、大信公天明ノ頃真幸諸郷御放鷹ノ時、特命種植セシメ玉ヒシ所ニテ、諸縣郡中屈指ノ杉林ナリ、故ニ御仕立山ニ御踐入り、林中各所ヲ跋渉シ玉ヒ、豎山武兵衛武利・山田杜右衛門正為ニ、此杉林ハ大信院様重泰此地御光越、難守社御参詣ノ節、尊慮ヲ以テ御手許計ヒニテ植附ラレタル林ナリ、今ヲ去ルコト殆ント六十年余、斯ル大林トナリシハ、全ク大信院様ノ賜モノナレハ、尔後保護向一層手厚

ク致スヘキ旨仰セラレシトナム、此地ハ小林郷ト飯野ノ二郷ニ連接シタル千反原ト唱ヘ、數百丁歩ノ原野ト杉林ナリ、大信公此地光駕ノ時ハ、一円ノ原野ナリシニ、難守神社御参詣ノ折親シク御指揮アリテ、御納戸(一名御手元)計ヒヲ以テ、挿種セシメ玉ヒシ故、御納戸杉山トモ唱ヘタリト云フ、○狹野神社殿近傍ノ大杉ハ、義弘公朝鮮国御渡海前、勝軍御祈願ノ為メ御手自ラ挿種シ玉ヒ、其他社道左右ノ大杉モ、当時隨行ノ士一人二本ヲ植シメ玉ヒシト云フ、如此由緒アルカ故ニ、公ハ特ニ御追懐、保護忽セニスヘカラサル旨特命セラレタリト云フ、○同時加治木郷御巡見、網掛橋下ノ船藏郭内ニ在ル別荘ニ御滞在、其節島津兵庫長久家蔵ノ文書、或ハ刀劍ノ類御覽セラレ、義弘公御用ヒ兼光ノ刀・国光ノ短刀、又ハ関ノ兼高カ作ル所ノ大刀御目ニ止リ、上衫謙信カ太刀モ此位コソアリシナラムト、御戲ニ振ラセ玉ヒ、若キ時ナラ貰ヒタキモノトノ仰ニテ、御近習ノ輩ヘ振リ試ミヨト仰モアリタリシトナム、此ノ兼高ノ大刀ハ長三尺七寸、有名ナル大刀ナリ、享保ノ頃幕府旗下ノ士高間善九郎ト云ヘル剛勇ノ人、当時加治木ノ領主島津内匠久ニ贈レルモノナリト云フ、刀ノ中心ニ高間ナルモノ所有ナルヲ彫

刻セリ、右外古文書類御覽アリテ、一時借り上ケ玉ヒシ  
アリタリト此ノ太刀ハ、丁丑ノ兵乱中紛失、所在ハ知ラス、或ハ東京博覽會ニ類似ノ刀ヲ見タル者アリシト、加治木ノ土松藩藩助語

三四〇 齊興・齊彬兩公御代苗木御仕建場

薩摩国鹿兒島郡西田村ノ内新上橋最寄字上水流カミツル

一 地所反別凡二町歩

右天保十三四年中御手許金ヲ以テ御買上相成、御内用  
掛山奉行ニ命シ、杉・檜苗木場御取設相成、掛り山見  
廻及定人足数名召使ハレ、杉・檜苗木数百万本御仕立  
之上、御手許金ヲ以テ各郷へ御植立相成、苗木場ハ安  
政七年中御廢止相成候事、

日向国諸縣郡高岡郷浦ノ名村字小田オタノアナノ穴

一 地所反別凡三反歩

大山野地

右弘化四年ヨリ安政五年迄五ヶ年間苗場

同国同郡同郷同村ノ内字上カミノヤエノ八重

一 地所反別凡三反歩

右同地

右安政四年ヨリ文久三年迄七ヶ年間苗場

嘉永二酉年ヨリ全三年同四年諸郷楠苗場

大隅国始良郡帖佐郷字建昌城タツマサノ内

一 大山野地凡二反五畝歩

同国山田郷上名村ノ内字ウネ

一 大山野地凡七反歩

同国嚙啖郡松永村ノ内字右城山

一 大山野地凡壹反壹畝歩

同国同郡同村字雉キシムタ牟田

一 現地凡六畝歩

借地 他人ノ所有地ヲ年限借用シ、地租ハ借地人負擔ノ通稱、以下皆同シ

大隅国嚙啖郡内村西光寺村之内

一 大山野地凡一反六畝歩

全郡清水郷弟子丸之内

一 大山野地凡三畝歩

大隅国嚙啖郡上井村字カシ國山並藤二郎ケ字都

一 大山野地凡二反五畝歩

全郡敷根郷脇元村ノ内字龍カラケノ上

一 大山野地凡五反歩

大隅国大隅郡櫻島郷字武村並藤野村

一 地所反別凡一反二畝拾歩

内現地借地並大山野地

全郡松浦村ノ上

一 大山野地凡三反歩

大隅国大始良郷横山村

一現地三反壹畝拾貳步

薩摩国日置郡山郷字松山谷ノ口

一大山野地凡三反五畝步

但安政三辰年ヨリ同四巳年迄

日向国諸縣郡高岡郷内山村ノ内字去川山下

一地所反別六反四畝十三步

民用借地前全

右嘉永五子年亡山元莊兵衛ヨリ依願、苗木仕建方御免

被仰付、明治六酉年迄凡二十三ヶ年間、莊兵衛死後藤

助・正助ク利己氣欲ノ猜慮ナク、殖産興業ニ熱心ナル産ヲ破リテ山林繁殖ニ

耗シ數年ノ間刻苦シテ遂ニ大專業ヲ起セリ、交際ノ人皆奇異ノ人ノミ、中ニモ爾

勇助・大久保次右衛門・郡山一介等ノ如キ有為ノ人ニ隨テ、和漢古今ノ歴史ニ耳

ヲ澄シ其教訓ヲ守リ、一家ノ事モ之ニ行ヒシト云フ、殊ニ有名ナル權備芦谷無山

ニ就テ稱學ヲ修メ、晩年ニ至テ南林寺ノ境内ニ一切経藏ヲ建設シ藏經セリ、奥山

鹿兒島郡吉野村字鳥越

反別凡五町步

安政四年植付

杉・檜苗凡五万本

鹿兒島郡比志島村字犬ノ内入口山方地面

反別凡四反步

嘉永四年植付

檜苗凡四千本 但シ肥後国産桜・檜

鹿兒島郡祇園ノ洲台場

安政四年植付

杉・松苗凡二千本

鹿兒島郡吉田郷本名村字白山

但シ八幡山続キ

反別凡三反步

嘉永四年植付

金松苗凡五百本

日置郡郡山郷字雪元笹之段

反別凡二十五町步

安政三年ヨリ同七年迄ノ間植付

楠苗凡五十万本

伊佐郡鶴田郷神子村字平江ノ小路並柏原村

反別凡五十町步

嘉永六年ヨリ安政二年迄ノ間挿付

杉穂凡三百万本

谷山郡谷山郷中村字七ツ谷

反別凡五十町步

安政二年挿付植付

杉穂並杉・檜・楠苗取合凡五十万本

贈睽郡襲山郷佳例川村字久保山

反別凡三十町歩

安政五年ヨリ同七年迄挿付及植付

杉穂並杉・檜・楠苗取合凡三十万本

大隅郡櫻島郷松浦村西道村字鍋割

反別凡五十町歩

嘉永二年ヨリ明治二年迄ノ間植付

杉・檜苗凡十万本、楠苗凡四十万本

杉苗凡壹万本

肝属郡鹿屋郷上名村

反別凡三十町歩

安政二年ヨリ全三年迄ノ間植付

楠・松苗取合凡三十万本

始良郡山田郷上名村字峯ヶ岡キノボセ

反別凡二十町歩

嘉永三年ヨリ全五年迄ノ間植付

楠苗凡十五万本

諸縣郡高岡郷去川浦ノ名村字小田ノ元・紫ヶ尾・霧島松・

萬原ノ平・大河平・田ノ原・天狗松・池ノ平・切通・猿

木場・尾崎・大野平・前坂ノ上・宇都ノ上・尾通橋・二

ツ馬越・御茶屋尾・柚木崎・前野ノ原

以上十九ヶ所

反別凡壹千町歩

嘉永二年ヨリ慶應二年迄ノ植付

杉苗凡六十万本

檜苗凡四十五万本

其他楠・檜ノ類数百万本

右ハ廢藩後、美々津県ヨリ高岡郷共有ニ払下ケタリト

云、

因ニ記ス、嘉永七年寅春

齊彬公御手許御計ヒヲ以テ、江戸ヨリ落葉松苗十万本

余差下サレ、鹿兒島近在犬迫村及ヒ踊郷・高崎郷へ御

植付アリタリ、

御仕建山ノ儀ハ、旧御藩主

齊興公御代ヨリ御発起相成居候処、嘉永四年

齊彬公御家督ノ際ヨリ、格別厚キ思召ヲ以テ、尚一層御

手広ク御着手相成候、右ニ付日州御手山御産物ヲ江戸・

大坂・肥前・筑前其外へ御商法向追々盛大ニ被仰付、右

御利潤金ヲ以テ、諸木御仕建方ノ御資金ニ御宛行、御趣意充分ニ相立、諸所エ御仕立方相成候、其内ニ第一等ハ日向国高岡郷浦ノ名村ノ内一ヶ所ナリ、是ハ基ヨリ原野ニテ大川筋引廻リ至弁ノ場所ニテ、凡七八里廻リモ有之候、尤モ御領内中ノ御仕建山ヲ総体取合、其過半ノ広サニ相当リ、実ニ広大無類ノ一円山ニシテ、則チ嘉永六年ノ春ヨリ御仕建相成候、然ル処同年十二月

齊彬公御領國中御巡見ノ節、高岡郷麓ヨリ野尻郷ニ御通行ノ道筋ニテ御野立、全所字小田ノ元山ノ神安鎮アル高岳遠見ノ場所ニ御駕ヲ居ヘラレ、稍暫ク御註在ニテ、現場及ヒ画図共御熟覽ニ相成、至極御満悦ニテ、後年ニハ格別名高キ良林ニ可相成、繁茂シタル時ハ、通行人モ嘸ソ淋シカラントノ御沙汰被為在候此因面今ニ存在セリ、尤モ其節ハ只植初年ノ冬季ニテ、樹苗至テ小ク全ク目ニモ不立原野同前ノ姿ニテ候也、右様御裏調アリ、其後四五年間尚御植込メ相成、最早三十年余ニ、樹苗相及ヒ候也、現今ニ至リ実ニ盛大ノ山林トハナレリ、其外諸郷々々ノ御仕建方被為在候也、安政五年七月御不幸ニモ齊彬公御逝去被為遊、夫故御手山御産物江戸其外御商法向等御廃止、或ハ御取縮ノ件々不勘、誠ニ遺憾ノ至奉春候、

一嘉永六年

齊彬公御巡見ノ節、大隅国肝属表山中ニテ、誠ニ御手

広ク大山ニテ御座候ト、御側ヨリ被仰上候処、ケ様ノ雜木山ハ何程広クテモ誉ヘキニアラス、良木ノ多キヲ誠ノ山ト可称美モノナリト、御沙汰被為在候哉ニ伝承仕、実ニ奉感服候儀ニ御座候事、

一嘉永七年寅春

齊彬公御手元御計ヲ以テ、江戸ヨリ落葉杉苗十万本余ヲ御国許へ御差下シ相成、是ヲ鹿兒島近在及踊郷・高崎郷御仕立方へ御植付相成候山本藩助家記

海老原清照記事ニ云ク、御内用掛山奉行ト唱フル職名アリテ、山奉行局構内ニ一局ヲ別置ス、此局ヲ設ケタルハ天保九年ノ頃トス、則チ御内用掛御家老之ヲ統轄シ、百事御趣法掛・御側御用人・御側役・御納戸奉行等之ニ執掌シ、御手許御内用ノ名義ヲ以テ処分セリ、調所笑左衛門(広郷)ハ、大信院様・宰相様御両殿厚キ尊命ヲ蒙リ、理財ノ法頗ル整理シタルハ、悉ナ人知ルカ如シ、文化ノ初頃ヨリ財政ノ困難ナリシカ、同人カ力ヲ以テ数百万兩ノ貯金ヲナシタル有功人ナリ、其本源ハ、琉球・三島等ノ砂糖ヲ本トシ、其外産物料ヲ以テ百万尽力シテ積金シタリ、是時ヨリ表方御蔵入ト引キ分ケ、御手元御内用御趣法掛ヲ設ケラレ、表方御蔵

入三十万石ト、右ニ付屬シタル資本銀ノ出納ヲ分ケ、  
 表方ハ御勝手方御家老座ニ於テ取扱ヒ、御内用方ハ御  
 兩殿様尊慮ヲ以テ、御自身様御指揮アラセラル、事ト  
 ナリタリ、故ニ二ノ丸御宝藏ハ全ク表方ニ関セス、御  
 自身様御封印ヲ以テ、御側役・御小納戸・御徒目付立  
 合出入ヲ掌レリ、故ニ御手元御内用方御宝藏ト唱ヘタ  
 リ、  
 御内用計ニテ取扱ヒ仰付ケラレタルハ、左ノ如シ、  
 一琉球又ハ三島砂糖惣御買入レ、大坂御仕登ノ事  
 一琉球産物方、琉球人唐物商法ノ事  
 一御国産藍玉方  
 一御領国中山産物  
 一御仕建山並櫓木御仕登  
 一御内用方諸所新田  
 一御国産和菓種  
 一明礬山  
 一硫黄島産硫黄  
 一雜紙方  
 一琉球産壽金  
 一琉球産紅花

一木綿織屋  
 一鱒網方  
 一柞灰山  
 右ノ数条御手元御内用方計ヒノ株々ニテ、表方ノ関係  
 セサル取扱ナリ、此外ニ年々御内用方御仕登セ米ト唱  
 ヘ、御先代様ヨリ御納戸御新田(近代御内用方御新田ト唱)  
 収納米凡ニ万余石程ツ、大坂ヘ仕送り販売セリ、  
 諸局ノ内ニ、御内用方又ハ御内用掛ト唱フル役職ヲ置レ  
 タルハ左ノ如シ、  
 一寺社方  
 一御厩  
 一山奉行所  
 一宗門方機利支丹宗及ヒ一向宗ハ禁制ナルカ故、其事務ヲ掌ル局名、職制及ヒ禁制法方等ハ旧邦秘録詳記ス  
 一御船奉行  
 一御代官  
 右諸局ニ、各御内用掛リト唱フル役名、又ハ諸席等モ  
 別設セリ、  
 右之通ニ被仰付候ハ、経財ハ活物ニテ、先規ニ泥ミ候  
 テハ時機ヲ失ヒ、損益ニ相拘リ候ニ付、臨機活物ノ取  
 扱大信院様尊慮ヲ以テ被仰出候ト、調所氏ヨリ毎々承

候、前文鱒網方又ハ御手山等ノ産物、江戸深川へ御取立ハ、専ラ順聖院様御壮年ノ砌、大信院様ヨリ御聞及ヒニテ、御取立相成リタル事ナリ云々、略ス海老原清照紀事  
諸木御仕建ニ付、熱心尽力ニ依リ褒賞下賜セラレタル人名、

山本家記ニ曰、旧鹿兒島御藩諸木御仕建方ヲ置カル、ヤ、天保十五甲辰ノ年ヲ以テ、掛山奉行亡中島清六僕權平ヲ召連レ、攝州池田村木ノ部ヲ始メ、各地へ諸木仕建方実地見習トシテ差越タルヲ以テ嚙矢トス、然ルヲ兩人カ和州吉野杉・檜・柳等ノ種子ヲ持テ還リ、翌弘化二乙巳春ヨリ、鹿兒島西田村新上橋最寄字上水流苗木場相設ケ、夫ヨリ諸御仕建方御手山掛等ノ職ヲ拜命シ、十四年間該職ニ勉勵シ、其功劣少ナカラス、是ヲ以テ御手許金ヨリ、職務勉勵ノ廉ヲ以テ褒賞下賜セラレ、安政四年丁巳十一月八日病死、年六十一、

旧山見廻大山源七郎ハ、往古ヨリ家柄ニテ、弘化五戊申年、諸木御仕建掛・御手山掛等拜命シ、明治七年迄凡二十九年怠リナク職務ニ勉勵セラレシカ、殊ニ踊郷及ヒ鹿兒島諸所御仕建山ニ就テ、大ニ勉勵セシ廉ヲ以テ、萬延二酉年金三十両、慶應三年金三十両褒賞トシテ下賜セラ

レタリ、

旧山見廻藤崎次郎左衛門藤崎旧名市来伝次郎ト云フ、後藤崎家ハ、山ノ事ニ執達ノ人ナリ、弘化二巳年諸木仕建掛並御手山掛等ヲ拜命シ、凡十八年間其職務ニ勉勵セラレ、殊ニ高岡浦ノ各村仕建場ニ於テ大ニ功勞アリ、当時高岡郷童謡ニ、「人モ及ハヌ御仕建山ヲ、御受ナサルハ次郎左衛門サマ」ト其栄名実ニ著シキモノナリ、然シテ御手許金ヨリ褒賞トシテ、金二十両下賜セラレタリ、文久二戌年病死、年四十九、

編者曰、当時御内用掛山奉行ト云職名アリ、是ハ以上記スル如ク天保八九年頃ヨリ設ケラレタリ、従来山奉行所ノ權内ニ別局ヲ設ケ本局ト殊別ノ事務ヲ取りタルハ昔人知ルカ如シ、此局ヲ統轄シタルハ御内用掛御家老ニテ、百番御越方掛・御側御用人及ヒ御側役ニ就テ兼職或命合ヲ受ケタル者ナリ、當時其職ニ在テ山林繁殖ニ從事シタル山奉行ニハ中島清六、山見舞川上嘉左衛門・村田曹兵衛・市来伝次郎・後藤崎次郎左衛門ト改ム。市来平之丞等數名ナリ。○新上橋密地ニ於テ楠・檜・杉ノ実生或ハ桑苗等ヲ仕建、之ヲ藩内各郷ニ頒付ケタリ、或ハ其余アルハ私下トナレリ、是ヨリ藩内山林繁殖一層盛ナルニ至レリ、然シテ嘉永四五年ノ比ヨリ照國公孫ニ山林繁殖ニ注意シ玉ヒタルハ所以アリ、洋風ノ大船創造セシトノコトヨリシテ山林ノ必要ナルヲ以テナリ

### 三四一 参考 御葉園ノ由来

藩政中御葉園奉行ヲ置レ、或ハ各郡郷及諸島ニ御葉園地ヲ設ケラレタル因由概略

御葉園掛或ハ御葉園ト唱フル地所、御領國中各郡村及ヒ各島琉球諸島ニモ大小數百ヶ所ヲ置レタリ、而シテ

其鑑護或ハ草木栽培ヲ掌ル役員數多ヲ置レ、菓草木栽培セシメラレタリ、

鹿兒島ニ於テハ、本局則チ御菓園奉行所ヲ本局トシ、御菓園奉行ヲ初メ、御菓園掛・同医師ナト、唱フル役員アリテ事務ヲ執レリ、諸郷・各島ニ於テハ、其所ノ人ニ御菓園掛ト唱フル役員ヲ置ヒテ、本局ノ指揮ヲ受ケ、其地ニアル御菓園地ノ鑑護、或ハ栽培・草木ノ手入等ヲ掌レリ、或ハ山野ヲ跋渉シテ、必要ノ採菓等ヲモナサシメタリ、

御菓園掛或ハ御菓園奉行、其他同局設置ノ原因概略左ノ如シ、

御菓園奉行 五人賦

寛政四壬子十二月、初テ御菓園奉行御役被召建、御庭奉行兼役々料米二拾七俵被成下、御役格左之通被

仰渡候、

一、御菓園奉行

一、御役順御勘定小頭之次

一、奥支配

右之通御役新規被召建候条、此旨可致通達候、

十二月

勘解由市田

御庭奉行 五人賦

御庭奉行之儀は、天明三癸卯十月初テ被召建、御役格左之通被仰渡候、

一、御庭奉行

一、御近習通

一、五人賦

一、御役料米二拾七俵

一、御勘定小頭之次、御代官之上

一、奥支配

右之通御役被召建、人柄之儀ハ追テ可被仰出候条、此旨表方ヘ致通達、奥掛御勝手方ヘモ写ヲ以可相達候、

十月

左中島津

同年同月相良市兵衛(常政)・市來正右衛門(政以)ヲ

以テ、御庭奉行・御菓園掛被仰付、

以上記スルカ如ク、御庭奉行・御菓園掛兼役ナリシカ

其後凡ソ九年程ヲ経テ、寛政四壬子十二月分離シテ、

御菓園奉行ヲ置レタリ、其時村田為左衛門ヲ以テ、御

菓園奉行被仰付、御台所門内ニ別局建設セラレ、右相

良・市來ハ御庭奉行ヲ以テ兼役命セラレタリ、而シテ



同時ニ御薬園掛数名、或ハ御薬園掛医師数名ヲ置レタリ、此両掛員ハ、薬草木ノ栽培或製薬ヲ掌リ、折節ハ御領國中各所ヲ巡回シテ、採集栽培或ハ買集ノコトヲ掌レリ、○此両掛役ハ、物産学所長ノ人ヲ撰拊命セラレタル者ナリキ、○天明三癸卯十二月御庭奉行・御薬園掛創置セラレタルハ、重豪公夙ニ開物殖産ノ業ヲ好セ玉ヒ、和漢洋ノ草木ヲ蒐集・栽培セシメ玉ヘリ、漢洋種ハ長崎ニ於テ清商・蘭商ニ詔ヘ、或ハ琉球人カ毎歲清国福州ニ往来スル者ニ命セラレ、買ワシメ玉ヒ、之ヲ鹿兒島其他各郷ニアル御薬園地ニ栽培セシメ玉ヒシナリ、則チ山川・佐多・内ノ浦等ノ如キ煖地ニハ、漢洋種ノ草木ヲ栽培セシメ玉ヒシニ、近年ニ至リテ大木トナルモアリ、或ハ繁殖シテ産物ノ一トナルモアリ、○各郷ニ御薬園地ヲ置レタルハ、天明ノ末ヨリ寛政中ノコトナリ、每郷一二ヶ所ヲ置レタリ、則チ吉野村帯迫ニモ二ヶ所アリタリ、悉ナ其郷村内ノ地味良好ナルヲ撰シテ設ケラレタリ、百有余ノ各郷及ヒ私領地等ニモ一二ヶ所ハ必ス設ケ在リシ故、総計スレハ殆ント二百余ヶ所ノ地ナリキ、  
重豪公ハ開物殖産ヲ好マセ玉ヒ、白尾孫左衛門(園挂)

ニ命セラレ、成形図説數十卷ヲ編修セシメ玉ヒ、或ハ御薬園奉行村田等ニ命シテ、国産ノ草木ヲ真写セシメ、琉球人ヲシテ清国ノ物産学者ニ就テ、効能・用法等ヲ質問セシメ玉ヒタリ、之ヲ質問本草ト名ツケタル数十卷ナリ、或ハ薩隅日三州及ヒ琉球国諸島ニ産スル草木図譜ト名ケタル数十冊ノ書モ顕サシメ玉ヘリ、○公カ漢洋及ヒ南島・琉球諸島産ノ草木ヲ蒐メテ、適宜ノ地ニ栽培セシメ玉ヒ、其種類數百種ノ多キニ及ヘリト雖モ、山川及ヒ佐多・内之浦等ノ御薬園地ニ栽培シタルハ、概ネ左ノ品々ナリ、

龍眼木	荔子木	巴豆木	仙棟木
厚朴	唐延寿木	唐桐木	紫檀木
黒檀木	椰子木	靈古木	コンチャリ木
丁子木	唐肉桂	セイロン肉桂	
檳榔木			
草類ニハ、			
甘草	莪朮	龍胆	木通
山査子	白芷	沢瀉	蒼朮
山藥	防風	木瓜	黄芩
知母	枳殼	鬱金	地榆

烏菴 草決明 遠志 何首烏

唐胡椒 良姜 藿香 麻黃

砂仁 茴香 延胡索 白豆蔻

朝鮮人參 木附子 當歸 蔓荊子

益知 胡黃蓮 草蓂 藤

使君子

其他數百種蒐集・栽培セラレ、是ヨリシテ齊宣・齊興・齊彬ノ三公ニモ、同様和漢洋種草木ヲ播種セラレ、中ニモ齊彬公ハ、歐米州各国或ハ南洋諸州ノ草木年々長崎或琉球等ヨリ集植セラレ、大黃ノ如キハ魯國種ヲ長崎ヨリ求メラレ、須木・小林等ノ寒地ニ植シメ、或ハ丁子木・オリイブ樹等、其他數十種ノ草木栽培セラレタリ、中ニモ荔子・龍眼ノ如キハ其果実ヲ採リ、蜜漬或ハ乾実トシ、幕府ニ献セラレ、或ハ近衛家其他二年々進呈セラレタリ、

齊彬公御代、山川・佐多等ノ御菓園ニ産シタル荔子実ヲ小枝ナカラ折リ取ラセ、鹿兒島ニ致サセ、之ヲ四郎等カ局則外ト御庭内動植館内製煉所ニ於テ、蜂蜜ニ浸漬シ、京都・江戸ニ送致セリ、京都ニ於テハ近衛家其他高貴ノ御方ヘモ御内献アリタリト、或ハ幕府ヘ献上、

或ハ御親戚或ハ御懇交ノ大小名ニ御贈進ニナリタリトソ、如斯ノコト連年ナリキ、○蜜漬ノ仕方ハ、瓦羅斯ノ壘ニ詰メ、蜂蜜ヲ注キ、而シテ壘口ヲ密封シ、空氣ノ入ラサル様ニス、如此スレハ経日腐敗セス、且色沢毫モ変スルコトナク外見尤モ美ナリ、

天璋院様御入興後ハ、殊ニ數壘献上セラル、コト、ナリタルニ依リ、兩所共培養手入一層注意シ、四郎等モ其為メ出張シタルコトモアリタリ、

龍眼実モ同様ニシテ、京都・江戸ニ送致セリ、其余分ハ払下ケニモナリタリ、

巴豆実ハ、屋久島ノ御菓園ニ多ク繁殖セシトテ、年々數石ノ産出アリキ、此実ノ油ヲ搾リ、一壘ニ容レテ江戸ニ送致シ、払下ケニナリタリ、之レハ侍医戸塚静海等ノ洋法医カ発泡薬ニ用ルトノコトナリキ、専ラ戸塚カ担当シテ売捌モナサシメタリ、

此外御菓園ニ産スル品物ト、和菓種ト唱フル山野ニ採集シタル菓草木ノ根実類モ、俱ニ一ツノ産物トナリテ、後和菓種會所ト唱フル一局ヲ、御菓園方ノ別局トシ設ケラレ、加藤平八・藥師某ナト云ヘル商估カ引受ケ、大坂ニ一商店ヲモ開キタリ、其純益金ハ御手許ニ差出

シ、御積金之内ニ加ヘラレタリト、此純益金ヲ御手元ニ差出スハ、資本金ノ出所元來御手許ヨリ出サレタルニ由リテナリ、

因ニ記ス、重豪公ハ開物ノ思想殊ニ深クマシマシタルハ、悉ナ人ノ知ルカ如シ、天明ノ末、長崎在留ノ和蘭人シーホルトニ誂ヘ、ジャカタラ國ヨリ牛・馬・羊(羊ハ綿羊)數頭ヲ買求シ、鹿兒島吉野村牧場ノ内ニ区域ヲ立テ飼養セラレ(唐牧ト唱ヘタリ)、後比志島ニモ創設シ、洋種ノ牧畜場トス、之ヲジャガタラ牧場ト唱ヘタリ、悉ナ人ノ知ル処ナル故詳記セス、其他漢洋種ノ鳥獸・草木飼養セラレタリ、同公ヨリシテ御代々齊彬公ニ至ルマテ四代、年數大凡ソ六七十年ノ間、絶ヘス栽培・飼畜セラレシ故、國産ノ一トナリタル者許多、今ニシテ從來ノ產品ト思フモノアルヘシト雖モ、如斯ノ事蹟ナルカ故、茲ニ其概略ヲ記シテ後証ニ供ス、

三四二 御納戸金銀錢米出所ノ概要

御納戸(御手許又ハ御内用方トモ唱フ)ト唱フル由來、

及ヒ同局所轄ノ石高或金銀錢米其他出納ノ事實概

要

御納戸奉行ハ、往昔天正ノ頃貴久公御代ハ、御荷内役ト唱タリ、則チ近代ノ御納戸奉行ノ職掌ナリ、旧記ニ三原九兵衛重長事、貴久公御荷内役相勤云々、自家系図ニモ同シク記セリ、義弘公御代慶長十七壬子年、御荷内役ト改メラレ、或ハ御荷物之御番トモ唱ヘ、伊東仁右衛門此職ニ命セラレタルヲ記セリ、尔後寛永四丁卯年頃マテハ同唱ノ様ニ見ユ、同三年頃ノ書類中、黃門様(家久公)御私御荷内所ノ知行高云々トモ記シタルアリ、同十五年ノ記ニハ、御南戸云々ト記セリ、明曆二年頃ヨリ奥御南戸役ト記シ、或ハ御広敷ノコトヲ納戸ト唱、御納戸ヲ御南戸ト記シタルモアリ、萬治・寛文頃ヨリ御納戸奉行ト唱ヘ、御納戸蔵ヲ御私方蔵ト唱ヘ、一切御手許ノ出納ヲ掌リタル職務局ナリ、寛永七年庚午十二月、御家老直申渡之御役格ニ定メラレ、正徳二壬辰正月、持高三百石以下ノ者ハハ御役料高七拾石被下、与力被召付云々、其時分モ御私方或ハ御私方奉行トモ唱ヘタリト散見ス(御私方トハ、御手許御用ヲ總括シ、表方ト區別シタルカ故、公私ノ別ヲ立如斯唱ヘ、或ハ御手許ノ諸事并掌ノ職ナリシハ、近世ニ至リテモ異ナルコトナシ、悉ナ

人知ルカ如シ)

御納戸方ニ属スル附士、或ハ与力、或ハ御小人(一名御納戸足輕トモ唱ヘタリ)、或ハ御納戸付細工人(近代小細工人ト唱フ)、附士・与力・御小人等ノ種類数百戸アリ、其人員千余人ニ及ヒ、代々御納戸方ノ管轄ニシテ、其分ニ応シ家祿・俸祿ヲ給与セラレタリ、○給スル処ノ俸祿ハ、悉ナ御納戸差分ケノ内ヨリ与ヘ、職務ハ御手許ニ罹レルコトヲ掌レリ、又御広敷与力足輕ト唱フルモノアリ、其職務ハ大奥則チ御簾中様御方ニ属シタルモノニテ、俸祿ノ如キハ御納戸差分ケ、則チ御手許方ノ内ヨリ給与セラレタリ、此二種ハ御家老方則チ藩庁ノ容喙スルコト能ワス、悉ク御手許ヨリノ指揮ニ出テ、御側役カ親命ヲ受ケ、御納戸奉行ニ命シ、百事弁達セシムル成規ナリキ、○御納戸奉行ノ職掌ハ、第一ニ御手許御統キ料ノ金銀錢米ノ出納、及ヒ御納戸御新田ノ差配(御手許御剩余ノ金銀錢米、或ハ佳時吉凶獻呈金銀等ヲ以テ、中古以来新田島開發セラレシヨ云フ)或ハ御手許御買入高ノ差配(御簾中様其他御子様方御宛行金銀錢米等ノ剩余ヲ以テ、諸士給地高ノ内御買入レアリタルヲ云フ)○或ハ若殿様・御隠居様・御簾中様・御子様等ニモ、夫々

御先代ヨリ御統料御差分御宛行アリテ、御納戸奉行之ヲ統轄セリ、御隠居様・若殿様御宛行ハ、往古ヨリ石高ヲ以テ御差分ケナルカ故、其統轄ハ御納戸奉行ノ内ヨリ、御隠居様或ハ若殿様御付御納戸奉行ニテ掌リ、別局ヲ御住居ノ邸内ニ設ケタリ、則高輪或ハ白金邸御納戸奉行・御納戸蔵ト唱ヘタリ、○前記ノ如ク、御身辺則チ御手許ノ用途ハ左ニ記スル処ノ御差分ケ石高ノ内ヨリ支出セリ、其目甚タ多端ナリト雖モ、第一ニ御衣服ノ一切、御食膳及ヒ酒魚菜ノ類、御内々京都・江戸御獻進金銀品類、表方ノ區別アリ、表方ハ御進物蔵ヨリ、物奉行カ御家老ノ命令ヲ受ケテ出納ス、其例規ハ御使番役ノ担当ニ属ス、之ヲ藩庁ノ掌ル所トス、御内証トハ特別臨機ノ音信、贈答、或ハ褒賞・慰勞等ノ類種々百端、枚挙ニ遑アラサス、悉ナ御納戸奉行ノ掌ル処ナリ、○御手許御統キ料トハ、御代々ニ依リテ多寡増減アリシト雖モ、概シテ石高拾二万ヲ御当主様御用途トシ、金銀錢米等時ノ弁宜ヲ以テ、藩庁ノ倉庫則チ金蔵・米蔵ノ二倉庫ヨリ受取、或ハ買入レ品ノ代価或ハ俸祿等ノ仕払ハ、御側役ノ命令ニ依リ、御納戸奉行カ券書ヲ以テ、金米倉ノ物奉行カ走出シタルモアリ、或

京坂其他ニ於テハ、為替様ノ取計モアリテ、後日之ヲ返金引結ヒト唱へ、帳簿ノ仕訳ヲ為シテ統計驗査ノ局ニ付ス、此ヲ御勘定奉行又ハ御勘定所ト唱フル一局アリテ、現ニ金銀米銭ヲ以テ支出シタルモ、或ハ券書仕払為シタルモ、帳簿仕訳勘定ヲ遂ケシメ、而シテ御差分ケ御続ケ額ノ本額ニ過不及ヲ照査セシメタリ、之ヲ鑑査シテ驗印ヲ為スヲ御徒目付ト唱へ、君側ノ目付役ナリ、則チ御納戸倉庫ニ日々二名ツ、出席シテ、出納ヲ鑑視セリ、其他御膳所ニ数名日々出席シテ、御食膳等ニ関スル一切ノコトヲ鑑査シタリ、○大奥女中方ノ事ハ、御広敷横目ト唱フル者アリテ、御食膳向其他一切ノコトヲ鑑督セリ、御衣服類ノコトハ、御小納戸役カ掌リ、御茶・烟其他ノコトハ、奥御茶道之ヲ掌リ、出納ハ御側役ノ命ヲ受ケテ、御納戸奉行之ヲ支払スルハ、前記ニ異ナルコトナシ、○御手許御統料ハ、前記ノ如ク石高拾貳万石ニシテ、則チ表方拾貳万石トハ之レナリ(往古ヨリ、御代ニ依リ多寡アリシハ、男女ノ御子様方ノ多少ニ依リ、或ハ御交際ノ広狭、或ハ御物数寄ノ有無ニ仍レリ)此定額ノ内ヨリ、年々多少ノ余剩或不足スルモアリタリト雖モ、不足ナルハ稀ナルコトニシテ、幾千カ

余剩アリ、之ヲ御納戸御積金或ハ御格護金トモ唱ヘタリ、此余剩金ヲ以テ、給地高ノ御買入或ハ新田開墾・山林御仕建・大小船舶御造立、或地所御買入レ、或ハ奥向勤仕ノ輩石高抵当御貸シ付ケ等、種々ノ方法ヲ設ケラレタリ、之ヲ御手許金ノ来由トス、如斯内外ノ區別判然タリ、御新田畠或ハ山林ノ収入ハ、又一區別ヲ立テ、御納戸奉行カ担当シテ、新田畠ノ開拓・山林繁殖・棉絹織紡或ハ御菜園方ニ於テ種々ノ藥品買入レ等、費途ニ充ラレタルハ、重豪公御代ニ確定セラレ(御菜園方和菓種買入ノ部ニ詳記ス)、尔来齊宜・齊興・齊彬三公ノ時ニ拡張セラレタリ、○開拓ノ田畠ハ、各所ニ多シト雖モ、著名ナル者ハ、國分小村・濱ノ市・加治木、或ハ出水庄瀉・大野原等ナリ、山林ハ、小林郷難守ヲ初各所ニ夥多アリ(其ヶ所及ヒ反別及ヒ樹木ノ種類・本数等ハ前ニ記ス)這ノ新田ハ、御納戸御新田又ハ御手許御新田トモ唱ヘタリ、○御納戸金ハ、御納戸蔵又ハ御手許御宝蔵ニ納メラレ、則チノ丸郭内及ヒ外ト御庭内ニ倉庫アリタリ、二所共ニ御直封ナリシト、其積金ノ額ハ知ル人稀ナリシト雖トモ、巨額ニ及ヘリト伝聞ス、中ニモ近世珍シトシタルハ、慶長判許多アリシト、是ノ金

八家久公・光久公ヨリシテ、尔後御代々多少ノ判金貯蓄セラレタリト伝聞セリ、寛政・享和・文化・文政ノ末頃ニハ、財政困頓、藩庫空乏、三都(京・大坂・江戸)ノ藩債五百余万兩ノ巨額ニ及ヒ、其利払モ調ハレス、江戸在勤大小吏員ノ給与モ、数月払ヒ渡モナカリシ程ノ疲困ニ際シテモ、御納戸金ハ依然勳カサレサリシハ、齊興公ノ質朴ト、御先代ノ遺訓ヲ確守セラレタルニ依レリト、故海老原宗之丞カ親話ナリキ、○如斯ノ方法ヲ以テ、三四代ノ間開拓或ハ山林栽培ニ力ヲ尽サレタルハ、今ニシテ三四公ノ賜モノト云フベキナリ、○御隠居様及ヒ若殿様御方御差分ケ左ノ如シ、

一御隠居様御差分高五万石帖佐組  
入高ノ内

右通被差分候条、右ヲ以テ万端相済候様、掛御役々遂吟味、御費筋之儀共無之様可仕旨、被仰出候段申来候、此旨可承御役々へ申渡、御勝手方へモ可相達候、

天明七丁未

正月

安房喜入

主膳宮之原

一御高三万石帖佐組  
高ノ内

右虎壽丸様為御部屋栖料、旧臘六日御差分被遊、御

部屋御判物御頂戴被遊候段御到来之旨、被仰渡候条、此旨可承御役々へ申渡、御勝手方へモ可相達候、

天明三癸卯

正月廿日

主膳

右ノ如ク、御隠居方、御部屋栖方ノ二タロヲ二万石・三万石方ト唱へ、帖佐組御代官納収ヲ掌レリ(帖佐組御代官ヲ、昔時新田方代官トモ唱ヘタリ、卷末ニ其証左ヲ記ス)御代ニ依リテ、御差分ケ高ノ多寡アリシト見ヘタリ、元禄七八年以前ハ、御隠居方二万石、御部屋栖方三万石、合テ五万石ナリシカ、世ノ変遷ニ伴フテ御費用増加シ、天明ノ頃ニハ前記ノ如ク、御隠居方ニ五万石、御部屋栖方三万石ニ増額セラレ、以乘安政ノ末マテ同額ナリキ、然レハ太守様御手許ノ御定額拾二万石(此拾二万石ハ、御朱印高七拾余万石ノ内ナリ)ヲ合スレハ、二十万石ノ大数トハナレリ、此外ニ男女御子様又ハ御女性様御付ケ高等ハ、悉ナ帖佐・國分ノ両組、則チ御手許ニ属スル株ヨリ出スノ規則トハナレリ、是レ全ク世態ノ變遷、物価ノ高騰ニ依レリト云フヘシ、○右三四石高ノ性質ハ左ノ如シ、  
享保記ニ曰、

高拾万〇五百四拾六石七斗〇二合六勺七才

但帖佐組方御蔵入高

右帖佐組之儀は、惟新様帖佐へ被成御座候節之御差分ケ御私用高ニ候、御逝去ノ後、中納言様(家久公)右ノ御高及ヒ御内証高ハ(御内証高トハ、御朱印以外私墾地ヲ云フ)別途ニ被召置、帖佐組ト唱へ、尔後御代々様此内ヨリ内書之通、元禄以来天明頃マテ御差分有之候、〇拝領高又ハ御買入高等ノ出入左ノ如ク有之候云々、其証左ノ一二ヲ挙ンニ、

内書ニ

一 高六百四拾五石七斗一升七合三勺六才

右享保度、御納戸御新田地、其後諸士ニ代銀上納申受被仰付、此代銀百九拾貫目余有之、新田開方被仰付候云々、

一 高老万七千六百九石一斗八升二合五勺六才

右御納戸御新田

一 高百七拾石

右慈徳院様御仏餉料

一 高三千三百六拾八石九斗六升八合七勺

右壽國寺御続ケ料

一 高二拾五石

右月桂院様御仏餉料

一 高三千九百六拾七石七斗七升一合一勺九才

右元文五申年御買入高

一 高三百六拾三石三斗二升六合八勺七才

右尾畔御茶屋御用御差分ケノ為メ御買入高

一 高三千〇四拾石四斗八升六合一勺

右諸人ヨリ高質物地ニテ、御納戸蔵入リ

如此ノ類悉ナ御納戸蔵ヨリ出入ス、〇國分組ト唱フル右同種ノ高左ノ如シ、

一 高老万八千七百二拾八石八斗三升〇九勺七才

右諸人質物上地ニテ、國分組ニ入ル、

一 高五千石

右御鷹方御物数奇方ニ御納戸方ヨリ御差分、安永

六丁酉九月被仰出候云々、

右所務米尾畔方御入用料ニ当分迄表方(表方トハ、御当主様御続キ料高拾二万石余ヲ云フ)計ヲ以テ、諸事相調来候得は、去年於江戸被仰出趣有之、御入用料三ヶ年並ヲ以御高ニテ、尾畔へ被差分替候得共、難調候ニ付、御納戸高之内ヨリ右通別段一往被差分候云々、

安永六丁酉九月

一高二千二百二拾八石二斗五升四合三勺二才

右御納戸新田

内

一高百五拾石

右御内証様御買入高

一高二拾石

右於千滿乃方買入高

一高三百七拾九石二斗二升四合九勺九才

右御納戸へ諸人拝借銀質物高上ケ地

一高七百八拾石九斗七升三合三勺五才

右一往御買入高

一高三拾九石九斗四升一合一勺四才

右御納戸へ永代上地高

一高二百二拾五石三斗三升四合二勺一才

右追々御納戸御買入高

一高三百三拾五石七斗二升九合八勺一才

一高二千四百四拾七石〇五升〇八勺八才

一高五万四千五百二拾五石七斗九升二合四勺五才

右御新田又諸士給地高御買入等ニテ、御納戸蔵入

リ帖佐組御代官納収ヲ掌リタル分

右寛永年間尔来、寛政七乙卯年中迄、御納戸蔵諸株々

御蔵入高調向御代官ヨリ申出云々、〇元禄七甲戌年五

月、総州様(吉貴公)御部屋栖料トシテ、大玄院様(綱貴

公)ヨリ五万石被進候、其後享保十五庚戌年、表方難

統候ニ付被差出、又寛延三庚午秋ヨリ酉ノ秋マテ四ケ

年、上方御借金本済料トシテ被差出候云々、如此御納

戸御蔵入ト藩庁ノ財政ト、区分判然タリ、〇旧藩政中、

薩・隅二州・日州諸縣一郡及ヒ諸島惣高左ノ如シ、

御朱印高頭七拾二万九千五百七拾六石

寛永年度ノ御朱印高ニ  
則リ、御代々同様ナリ

内

高三拾四万八千三百三拾三石三斗八升七合

内

高拾貳万石

御当主様御手許御統料(表方トモ唱フ)

差引

高二拾二万八千三百三拾三石三斗八升七合

右藩庁収入

高四拾九万〇〇〇九石一斗三升二合四勺三才

右御一門四家其他諸士禄高



合計八拾三万八千三百四拾二石五斗一升九合四勺三

才

右ノ如ク、御朱印高頭ニ超過シタルハ、數回ノ  
検地丈量ノ際、地所ノ畦反歩増加等ニ依レル所  
以也、

外ニ

高拾万〇五百四拾六石七斗〇二合六勺七才

右前記ノ如ク、帖佐組・國分組(此外書高ハ御朱

印高以外ナルハ前記ノ如シ) 及ヒ御手許則チ御納

戸御蔵入御新田高、或御買入、或拝借銀質物高

(御買入レ又ハ、拝借銀質物高ハ、諸士ノ禄高ナルカ故、

御朱印高ノ内四拾九万石余ノ内ニ孕レリ、然リト雖モ、

前記ノ如ク御手許買入レニナリタル故、御納戸收入ノ

開墾地其外ニ合算シテ、御納戸財政ヲ明弁スル、如斯)

等ニテ、永代上地ノ御納戸蔵入ノ名義アル藩主

私シ用ノ分ニシテ、御朱印高以外私墾其他ニ属

シタルモノナリ、○開墾ノ如キ、買入ノ如キ、

質物ノ如キ、悉ナ寛永ノ中頃ヨリ、寛政ノ末頃

ニ罹ル分ヲ挙ク、其後享和ノ初頃ヨリ、明治ノ

初年マテ凡ソ六十年余ノ間ニ(買上ケ或ハ、抵当上

地ノ數モ又多シ)新開ノ田畠、則チ國分・出水・

高尾野・高原・高崎・加治木等ノ如キハ、尤モ

著名ナル大工事ニシテ、其他些々タル墾開或ハ

水利ヲ疏開シ、畑地ヲ水田ニ變シタル等、枚挙

ニ遑アラス、中ニモ齊興・齊彬二公ハ、殖産興

業ニ御注意厚カリシ故、著シク其功ヲ見ルニ至

レリ、

右ニ記スル処ハ、藩庁所屬ノ外、御代々様御手許御用

途ノ區別アリシ事実ノ要略ナリ、

前記八拾三万余石ト、其後五六十年間ニ開墾ノ二田ヲ

合算スル時ハ、一百余万石ニ及ヒタルヤ疑ナシ、前記

ノ如ク、御朱印高額ハ文禄二年豊臣秀吉公ノ命ニ依リ

テ、薩・隅・日三州ノ丈量驗見アリテ、所領ヲモ改易

セラレ、尔後徳川家ノ政府トナリテハ、丈量驗見モナ

ク、依然旧ニ拠リテ御代々御朱印高下附セラレタリ、

然ルニ時ノ便宜ニ依リ、寛永・萬治・享保ノ度内檢ア

リシニ、御朱印高ヨリ増額シタリ、其太數九拾万〇五

百〇六石八斗五升七合四勺六才、増額三拾余万石ニ及

ヘルハ、地所ノ畦反歩丈量漸次精査其他ニ罹レル者ナ

リ、是レ享保度ノ調査ナリ、尔來廢藩前迄御手許計ヒ

各所新田、則チ國分・加治木・出水其他ノ如キ大小數多ノケ所、或ハ士農二民カ私墾地ノ如キヲ加ヘテ惣計スルトキハ、一百余万石ニ及フヤ必セリ、然リ而シテ前記ノ如ク、藩斤收入高二拾二万八千余石ノ外、御当主様御統料拾二万石及外書拾万余石ノ御納戸蔵入り、或ハ帖佐・國分ノ兩組蔵入ヲ以テ、庁費ト區別判然タル理由ナリ、○帖佐・國分二組判然ノ証左ノ如シ、

#### 表方御代官

#### 四人賦

御代官ノ儀ハ、年代久敷有之候職掌ニテモ、萬治二年ノ記録ヲ按スルニ、御郡代方取調書御国仕方代官ト有之、御郡代方ニ日州与・南与・出水与三組有之、之ヲ三組代官ト相唱三与ノ比代官ノ儀  
慶長ヨリ相見得候御国仕方代官ニ、穎娃与・加世田与ノ二与有御座筋ニ相見得申候、右兩職ノ名ヲ五与代官ト相唱候由、寛文十年以來ハ日州与・南与・出水与迄ニテ、三与代官ト相唱、一組ニ兩人ツ、相勤候処、天明二年ニ至リ兩人被相減、四人ニテ拾二万石御蔵入方代官相勤候様被仰付、右三組代官ノ儀ヲ表方代官ト相唱来候処、天明六年丙午七月、代官ノ事御代官ト被相改候段被仰渡候、尤正徳二年壬辰正月、代官御役料之儀、持高五拾石以下ニハ、銀八枚可被下旨被

相定候（表方代官ハ、御朱印高七拾余万石ノ納収ヲ掌ル）

帖佐与御代官初名新田方代官帖佐氏  
官附録ニハ那摩付代官

#### 四人賦

寛文五年乙巳郡座付代官被相建、伊藤孫左衛門祐豊・宮里五右衛門正行ヲ被補之、同十一年辛亥ヨリ帖佐与代官ト相唱候、然処延宝三年乙卯二月、帖佐与ニテ新田方・古田方ト二与ニ被相分、國分与新田高ノ内、八千七百五拾石帖佐与へ被召附候、其後天明三年癸卯十二月、古田・新田相混勤役被仰付候、左候テ貞享四年丁卯十一月、新田代官座ト相立、帖佐与代官東郷伴右衛門重依ハ新田方代官被仰付置、元禄八年乙亥五月、帖佐与代官被相立、右新田代官座ニ被召付、同年十一月、新田代官座ヲ帖佐与代官座ト可相唱旨被仰渡候、帖佐組代官ハ前記ノ如ク、帖佐・國分ノ二組及ヒ御納戸新田其他同御買入高、或ハ御貸付金銀錢米出納ノ為メ、御引上ケ高等ノ納収ヲ掌レリ、

〔表紙〕

齊彬公史料

嘉永六年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執掌史料（紙数二十枚）」の記載あり〕

目録

上海国兵談啓

安田助左衛門日記抄

以上二条

三四三 上海国兵談啓

臣謙再拝謹テ白ス

閣下祖宗ノ大封ヲ受サセ玉ヒシヨリ、以来世々威武ヲ以テ士大夫ヲ磨礪シ、徳沢ヲ以テ下民ヲ惠養シ玉ヒ、今日ニ至テモ亦

祖法ヲ修シ玉ヒ、国益富ミ、兵益強ク民皆腹ヲ鼓シ哺ヲ合テ 閣下ノ恩沢ニ沐浴セリ、但

貴藩南海ニ瀕スルヲ以テ、時々洋夷海寇ノ警アリ、是ヲ以テ従来竹島・伊島・出羽島<sup>〔マツマ〕</sup>・大島等ノ山頂悉ク望遠鏡ヲ置キ、烽火台ヲ設テ戍衛ヲ備へ、兵政ヲ嚴ニシ

玉ヘリ、近日洋夷我洋中ヲ往来スル者多シ、其意測ル可カラス、是ヲ以テ海防益嚴ニシテ、富戸ハ財ヲ出シ

貧戸ハ力ヲ出シテ 国家ノ軍役ニ供シ、報恩謝徳ノ意ヲ効サ、ル者ナシ、臣謙一介ノ医生身ニ力ナク家ハ財

ニ乏シ、報恩謝徳ノ意深シト雖トモ、リン何ヲ以テカ 国家ノ役ニ供セン、臣謙少ヨリ書ヲ読ムコトヲ好ム、

嘗テ海国兵談<sup>林子平著</sup>ノ一書ヲ見テ窃ニ謂ラク、古今時世ヤ、移リ、情勢少シク変スルコト有ト雖トモ、海防ノ

策・器械ノ備、此書ヨリ詳ナルハナシ、苟モ此意ニ抛テ敷衍シテ用ユルコト有ラハ、当世ノ要務ヲ裨助スヘキ

欵、因テ聚珍版ヲ刷シテ此書ヲ装シ、謹テ進献ス、敢テ請フ、

執事往年献書ノ例ニ依テ叱納シ玉ハンコトヲ、臣謙京師ニ在ルコト久シト雖トモ、未タ嘗テ頃刻モ父母ノ邦ヲ忘ル、コトナシ、故ニ此請アリ、

閣下蔵書ノ多キ惠車鄴架モ言フニ足ラス、寧ロ此一部ノ書ヲ少カラシヤ、然レトモ臣区々ノ心、此レヲ捨ツルノ外報恩謝徳ノ意ヲ効スコトナシ、伏シテ願クハ執事其愚ヲ憐ミ、其礼ヲ略シテ其意ヲ取り、乙夜ノ清覽ヲ賜フコトヲ得ハ、臣カ幸甚シ、死ストモ朽ス、威尊ヲ瀆冒ス、恐懼ノ至ニ勝ス、臣謙拜手謹言、

嘉永六年癸丑冬十一月廿五日

### 三四四 安田助左衛門日記抄

嘉永六年癸丑正月廿日

御手当帳一名御軍監帳七冊・絵図四枚人員役者平列図取仕立、近江殿未詳ヨリ被達貴聞候処、長々被召置段々 御尋等モ有之、都テシラヘノ通被 仰出候、左候テ人数立付ハ勿論、大小砲并玉葉御手当相濟候テ、諸兵器等モ都テ御蔵内へ相備置候二ノ丸 邦内在

異国船渡来万々一江戸海へ乗入り候節、御取計ノ始末

左ニ奉伺候、

一 高輪御屋敷固トシテ、御番頭一手ノ備人数百拾七人可被差出哉、左候テ通路筋ノ方ハ、都テ御長屋ニテ防禦ノ業不宜候間、非常ノ節ハ見合置、玉築台突ノ旗ヨリ上ノ方相守候様可被 仰付哉、

本文通可被 仰付トノ御事候得共、猶又 宰相様齊興御内慮奉伺候様被 仰付候、

本文之内土手ヲ築候儀ハ、御願立ニモ不相成候テハ不叶事ニテ、混雜ノ央右通ノ手数難調 思召候、人数差出候儀ハ同通被 仰付候、

一 田町御屋敷へハ、御家老一手ノ人数百四十八人同断可被差出哉、左候テ時宜次第海岸へ小キ土手ヲ築キ、相守候様可被仰付哉、

本文通可被 仰付候、

一 右両御屋敷へ大砲人数半分ツ、差分可被遣哉、

本文通可被 仰付候、

一 上御屋敷ノ儀ハ、御側御用人其外御旗本御備組ノ内、御留守詰人数ニテ相固候様可被仰付候哉、

本文通可被 仰付候、

一 櫻田御屋敷ノ儀、御留守居初御馬廻・新番等被召置候

へ共、急変ノ節ハ御屋敷番人迄テ残置、上御屋敷へ可被召寄哉、

本文通自然及其時宜候節ハ、御家老ノ差図ニ随ヒ、何分 公辺ノ御下知次第取計候様被 仰付候、

一 異国船万々一江戸海へ乗入候ハ、定テ数百艘ノ小船押向無二之水戦ヲ被逐、夷船可被打碎儀ニハ候ヘトモ、乍其上若哉乗入候時宜相成候ハ、必定夷賊共放火可致哉ト被存候、江戸海船路ハ隅田川筋通深海ト相見得候間、海岸十町内外迄乗来、風并ニテボンベン烙丸等ヲ打候ハ、町家又ハ屋敷統ノ場所故、防火ノ術有之間敷、其上無頼ノ溢者共時ヲ得タリト喜ヒ、騒動ニ紛レ放火窃盗手ニ及申間敷、十二九ツ都下灰燼ト罷成可申カト推察仕候、左候得ハ陸戦ノ勝敗ハ都下広原ト罷成候上ノ事ト奉存候間、大城ハ勿論上野<sup>東敷</sup>・本門寺<sup>池上本門寺</sup>等へ諸侯ヲ分布シ、無二之一戦ヲ被逐、異賊ヲ被鑿殺度事ニ候へ共、イツレ 公辺御下知次第ノ事ト奉存候、乍然都下ノ騒擾鼎沸ハ眼前ニ御座候間、於 此御方ハ無混雜様、旁ノ御所置前廉御定算被成置度御事奉存候、本文通ノ事候ヘトモ、何分其節之時宜次第、可取計旨被 仰付候、

一 上御屋敷<sup>本</sup>ハ勿論、高輪・田町御屋敷ノ儀ハ、夫々

固ノ人数被差出候ニ付、江戸中大火相成候ハ、身命ヲ捨防火可仕候へ共、風并ニヨリテハ弥防留へキトハ難申上、万々一火相掛候迎モ、固ノ人数ハ守城被仰付置候モ同前ノ事故、焼跡へ踏留リ、御屋敷ヲ枕ニ定メ相固メ候社、武門ノ本意御座候へ共、既ニ陸戦ノ時宜相成、焼跡ノ御屋敷へ人数相分リ防戦仕候テハ、全体小人数ノ儀勝算相見得不申、其上 宰相様<sup>上</sup>・若殿<sup>虎</sup>公<sup>殿</sup>様御初 御方々様、澁谷又ハ大井へ被為 在候付テハ、何レ右御屋敷ノ辺地形見合分隊警衛奉リ、御家老・御番頭備ノ儀ハ、何時モ 公義御下知ニ随候様可被仰付哉、

一 江戸中大火、澁谷・大井ノ御屋敷辺へ惣勢相屯候期ニ相成候ハ、第一兵糧差支可申、就テハ運送ノ計ヒモ可有之候ヘトモ、見当ニハ成兼可申候間、一二ヶ月丈ケノ御米澁谷へ御困被成置、御用心金ノ儀モ御貯被成置度奉存候、

本文通被仰付 思召候、

右ハ 御国家ノ御安危、殊更未然ニ不祥ヲ述候儀、其罪難遁千万奉恐入候ヘトモ、万々一騒乱ノ時節到来仕

候ハ、紛雜仕儀ハ一定ニテ、列國ノ毀譽批評ニ関リ、時宜ニ依 御国辱ニモ相掛可申儀ト難默止奉存候間、御賢慮ノ程御承知被成置、御心定被成置度、不奉願恐此段申上候、以上、

丑三月

安田助左衛門 (義直)

一御家老衆御一人

右御家老衆ノ儀、二番組付備頭ニテ御出陣ノ賦御座候間、御一人ニテハ跡上御屋敷御留守無之、平常ノ時節サヘモ、惣頭無之候テハ不相成事御座候処、急変非常ノ砌ハ、猶更臨機ノ 御下知可有之奉存候間、今一人被相重、 御在府 御在国共御兩人ツ、御詰有御座度奉存候、

本文シラへ通ノ株々、至極尤ニ 思召候へ共、御家老初諸役場被相重候儀、御時節柄不容易御事候間、得ト被遊 御勤考、追テ何分可被為及 御沙汰トノ

御事ニ候、

一御側御用人・御用人 一名表御用人トモ唄フ 番頭兼職ノモノモアリノ間一人

右御側御用人ノ儀、御旗本御備組ニ兩人共被召列、

御用人ノ儀ハ、就中一番組付備頭ニテ出陣ノ賦ニテ、跡御留守ノ人無御座候間、今一人詰被仰付度奉存候、

但

大砲頭へ御側御用人・物頭等ノ内ヨリ、差当見合可被遣御手当ニ御座候間、両御役場共一人ツ、被相重候儀ハ、御吟味次第奉存候、

一物頭一兩人

右物頭ノ儀ハ、御使番ヨリ兼務ニテ、定式式人ツ、ノ詰御座候処、御使番ノ儀御家老備組一人、御旗本備組四人被召列候御手当ニテ、全体三人致不足候へ共、其内御納戸奉行一人、御記録奉行一人差寄相勤候賦ニテ、跡一人全欠役ニ及、其上大砲頭へモ御側御用人・御使番等ノ内ヨリ、差当見合可被遣トノ御手当ニテ、勿論物頭ノ儀、平日当職へ相勤候様無御座候テハ、諸御道具取仕抹下知方モ行届不申候間、右之通被相重度奉存候、

一御馬預一人

右御旗本御備組ニ被召列候賦御座候処、全欠役ニ御座候間、右之通詰可被仰付哉、

一御目附一人

右御目附ノ儀、御番頭備組一人、御家老備組一人、御旗本御備組ニ御目附四人・御目附四人都合十人出

陣ノ賦御座候処、当時御供目付・御目付一人相詰、

差引三人ノ不足御座候付、御側目附ヨリ差寄候儀、

相当ニ可有御座候へ共、其通ニテハ御側廻猶更少人

数ニ相成事御座候間、其内式人ハ御右筆ヨリ差寄候

筋賦置候付、今一人致不足候間、御馬廻等ノ内ヨリ

差寄候様ニモ可被仰付候得共、右ノ通被相重、式人

ツ、ノ詰被仰付度奉存候、

一 御軍賦役一人

一 本文通被仰付 思召ニ候、

一 御軍役方御家老座書役一人

一 右是迄詰無之候間、定式相詰候様可被仰付哉、

一 中小姓拾九人

一 横目一人

一 蔵方目付一人

一 御趣法方書役一人

一 御兵具方書役一人

一 御作事方下目付一人

一 御作事方書役一人

一 物奉行所書役式人

一 御茶道表坊主ノ間式人

合三拾人

右ハ一番組付・二番組付御旗本迄 御出馬被為 在

候へハ、高輪外上御屋敷并諸御屋敷へ、中小姓并書

役小役人ノ内纔五人相殘候賦ニテ、跡御屋敷別テ御

手薄ノ事御座候間、右之通り向々詰相重候様被仰付

度奉存候、

右ハ此節御手当向取シラベ被仰付候処、全体詰人数相

少、乍漸可也ノ御備組取仕立差上候儀ニ御座候、然レ

ハ前条ノ御役場欠役難仕向ニ御座候間、右ノ通り詰人

数被相重度、左候テ 御在國中ハ、当分ノ通りニテ差

支無御座候間、来寅春嘉永七年ヨリノ詰ニ被仰付度、

尤其内早目ニ御取寄無之候テ、不相叶御場モ御座候ハ

、御吟味次第奉存候、其外御作事奉行・物奉行等一

役一人ニテ、出陣跡欠役ニ及候へトモ、右ハ其節ニイ

タリ、臨時ノ御計ヒモ可有御座哉ト奉存候間、別段不

申上候、以上、

丑三月

安田助左衛門

右三通丑三月廿五日、近江殿へ差上候処、則書面ヲ

以テ被達 御聴候処、四月廿九日御朱書之通被 仰

出候、左候テ御家老衆初メ詰人数等ノ儀ハ、本文之

通被 仰出置、其後申出ノ通り追々被相重候、

一 四月十一日

御鉄砲奉行御役料米七拾三匁勤方は迄ノ通被仰付候、左候テ未年功ハ無之候ヘトモ、御軍役方発起ヨリ致精勤何篤行届、別テ御用立候付、別段ノ以御取訳、左ノ通被仰付候旨被仰渡候、

安田助左衛門

右御兵具蔵御道具取り扱ヒノ儀、本役同様被仰付候、左候テ物頭差支候節ハ、時々差寄相勤候様、被仰付候条可申渡候、

四月 近江

右之通同日承知、

一 四月十八日

於大森大砲打方 公辺へ御願ノ上被仰付候、大森大砲打ハ此節初テノ事ニテ、惣人数百六七拾人ニ及ヒ、首尾能相済候、

一 六月三日

相州浦賀へ異国船四艘来着ノ段相聞得、為見聞竹下清右衛門<sup>方</sup>・折田與右衛門<sup>年</sup>被差出候、北阿墨利加合衆国ニテ候、

一 当御屋敷ノ儀ハ去冬以来夫々御備相立居、大砲・玉葉ハ勿論、諸器械モ相揃居候間、高輪・田町へ大砲居付ノ致御手当、夫々警固ノ御備組相究置申候処、公辺ヨリ今度浦賀表へ異国船渡来ニ付、万々一江戸海へ乗入候儀モ難計、右様ノ節ハ銘々屋敷相固候心得ニテ、罷在候様被仰渡候、

一 六月六日

蒸気船一艘浦賀ヲ出、神名川沖迄乗入、同夜四ツ過阿部様御初御家老中様、不残 御登 城、右船引戻相成候段注進ノ上御退 城<sup>当時ノ形況ハペルリ</sup>紀行日記ト对照スヘシ

一 六月七日

御目附戸川中務大輔・松本十郎兵衛、近海為見分被差出、大御番頭・両御番頭・百人組頭・御先手・御鉄砲方・御船手等へ用意ノ儀被仰渡、

一 此節渡来ノ惣都督ヘルリイ、国王ヨリノ書翰致持参候処、於長崎差出候様御諭有之候ヘトモ、是非於浦賀不相渡候テハ、使節ニ被命候廉無之旨申募候ニ付、井戸<sup>氏榮、同上</sup>石見守殿昨夜出立、戸田伊豆守申談シ、書翰被請取善ノ由、右ニ付諸所固左ノ通、  
品川・御殿山松平越前守、鐵砲洲・佃島松平阿波守、  
<sup>(徳永、福井藩主)</sup>  
<sup>(株須賀斎村、徳島)</sup>



濱吉〔久松勝善、伊予松山藩主〕、高麗、熊本藩主  
濱御殿松平隱岐守、本牧細川越中守、大森丁打場松  
利敬殿〔豊州藩主〕、忠元、相敬藩主  
平大膳大夫、高輪・芝辺酒井雅樂頭、深川辺立花左  
近將監〔御前藩主〕

一 異船渡来ニ付テハ、諸家屋敷々々ハ勿論、江戸中ノ騒  
動言語同断ニテ、昼夜共武具類右往左往ニ持運ヒ、市  
中ノ人情恟々トシテ、万一江戸海へ乗入候ハ、直ニ可  
逃去格護ニテ、左アレハ江戸中灰燼ト成ハ必定ニテ、第

一 公義ハ大砲ヲ初何モ御手当無之、差掛リ候テ柳原  
家ヨリ大砲五丁御献上、濱御殿へ御居付相成候位ノ事  
ニテ、御旗本武道ノ衰弱言語ニ絶候次第ニ候風説ニテ、  
其外委細別冊ニアリ〔狼狽ノ実況ハ本轉ノ如ク、  
敢テ詮詞ニ非ス〕

一 六月九日

卯ノ中刻警衛ノ人数浦賀発足、行軍ニテ久里濱迄二十  
三町出張、浦賀両奉行并ニ戸田家ノ人数五百人余リ、  
一浦賀奉行戸田伊豆守・井戸石見守、陣羽織・野袴・騎  
馬ニテ、当所与力式拾一人得道具ヲ持タセ、同心四拾  
八人一樣ニ出立、劍銃ヲ携へ、此押頭ハ下曾根金三郎〔備後藩主〕  
殿騎馬・陣羽織ニテ、右ノ一組ハ下曾根氏奉行同様ニ  
テ指揮有之、扱又彦根侯・會津侯・忍侯・川越侯四家  
ノ人数式千四百人余リ、昨八日晚ヨリ出張、

一 彦根侯甲州流五段ノ備、二十五騎二備ニテ赤備、  
一 忍侯拾五騎二備、是モ甲州流備組、

一 會津侯小船五十艘、一艘毎ニ式拾人乗組、外ニ大振ノ  
船二艘、旗本ト相見へ、是ハ五十人程乗組、

一 川越侯小船三拾艘、是レモ式拾人乗組ト相見へ、其内

三艘ハ大振りノ船ニテ三十人乗り位、會津侯ト向ヒ合  
被相固、

右ノ通り警衛相整候処、無程辰ノ中刻蒸氣船二艘、

水涯〔ベリ日記〕ヨリ五町内外ノ処ニ碇ヲ卸シ、バツテ

イラ拾四艘ニ乗組、時ノ間ニ上陸、手々ニ劍銃ヲ携

へ、中々美麗ノ粧ヒニテ、進退自在成事手足ノ如ク、

都合式百五拾人余、此方通詞案内ノ者共、手様差図

ヲ耳ニモ不聞入、無二無三ニ氣尽ノ振舞ヒ、約定ノ

道筋ニ乗ラス、縦横ニ人数ヲ引廻シ、直ニ奉行其外

扣居候陣小屋前ニ押来リ、三側〔三列〕ニ備ヲ立、尤対

面小屋ノ儀上段・下段ト相分リ、客居ニ異船ノ惣都

督、次席ニ副官、下座客居ニ異人召列来候日本通詞、

扱主居ノ上段ニ奉行兩人、下段ニ与力五人、其次蘭

通詞列座、応接相始リ候、

一 惣都督書翰箱ト覚シキ物ヲ各一ツツ、携へ、二三足進

出候テ立居候ヲ、奉行兩人共立上リ、同進出候テ請取

之、脇ニ詰居候小姓ノ様成モノニ被相渡、左候テ応接

六ヶ敷候ヘ共、異人共無事ニ座ヲ立、本船ヘ罷帰候由、

左候テ久里濱ヨリ引取掛ケ浦賀ヲ過、金澤沖夏島ヘ四

艘共夕懸リイタシ候由、夫故江戸海ヘ可乗込ト暫時ハ

大騒ノ由、

右ノ次第委細別冊ニ有之、頭ラ迄留置候、

一異国船万一内海ヘ乗入、非常ノ場合注進有之節ハ、老

中ヨリ八代洲河岸火消役ニ相達、同所ニテ平日ノ出火

ニ不紛様、早半鐘ヲ打出シ、右ヲ惣火消屋敷ニテ受繼、

同様早半鐘打鳴シ可申候、

右ノ通り火消役ヘ相達候間、火消屋敷ニテ早半鐘打

候ハ、諸向トモ御曲輪内出火ノ節ノ通り相心得登

城、又ハ持場々々相固候様可被致候、尤火事具着用

候様可被相心得候、且又右ニ付テハ、場末々々迄ハ

早半鐘行届キ不申候間、万石以上火ノ見櫓有之面々、

其節限早半鐘打鳴候様可被致旨、公義ヨリ被仰渡、

当御屋敷ノ儀モ早半鐘打鳴シ、三町方限固メ人数相

揃候様、右ニ付高輪・田町固人数ノ儀ハ、別段貝ヲ

以テ可致相凶候間、早速御兵具方ヘ駈付、御番頭可

請差図旨丑六月九日仰渡、

一六月十日

浦賀渡来ノ異船四艘共、追々内海ヘ乗入、金澤沖ヘ滯

船ノ段相聞得、為遠見御馬乗被差出置候処、日入時分

川元覺左衛門罷帰、右ノ内一艘生麥沖迄乗入、漸々近

寄候模様ニ候旨申出候ニ付、早速高輪・田町固人数相

揃、一左右次第被差出賦ニテ、御手当嚴重相備居候処、

二番駈付乗帰リ、又々金澤ノ方ヘ乗り戻リ候段届申出、

一六月十三日

異船四艘共浦賀出帆、江戸中静謐相成候、二百余年ノ

太平トハ乍申、御旗本初一統、ケ程迄武道衰居可申ト

ハ相考不申候処、誠ニ言語ニ絶申候事共ニ候本件ノ如ク  
衰ヘタリ

安田助左衛門

右来々卯春迄ノ詰被仰付候、

五月 近江

右之通丑五月十三日承知、

一丑七月ヨリ翌寅二月迄

大砲鑄製佐久間修理ニ依頼シテ  
ハ前巻ニ記スル如シ 其外諸武器出来方ニ付、田

町并堀端御屋敷芝本部ノ隣  
地ニアリヘ罷出、且又足輕其外定府ノ

面々杯へ鉄砲指南毎日被仰付、其上塩硝調合モ於白金  
台被仰付候、

【参考】

(忠雅、老中、長岡藩主)

牧野備前守殿御渡

大目付へ

浦賀表へ渡来之異国船、昨十二日退帆致候間、諸事  
平日之通可被心得候、尤非常手当之儀ハ、銘々心弛  
ミ之筋無之様可被致候、  
右之趣可被相触候、

六月十三日

牧野備前守殿御渡

大目付へ

異国船万一内海へ乗入、非常之場合注進有之候節ハ、  
老中ヨリ八代洲河岸火消役へ相達、同所ニテ平日之  
失火ニ不紛様、早半鐘ヲ打出シ、右ヲ惣火消屋敷ニ  
テ受継、同様早半鐘打鳴シ可申候、右之通火消役へ  
相達候間、火消屋敷ニテ早半鐘打候ハ、諸向共御  
曲輪内出火ノ節之通相心得、登城又ハ持場々々相固  
候様可被致候、尤火事具着用候様可被心得候、且又

右ニ付テハ場末々々迄ハ早半鐘行届不申候間、万石  
以上火見櫓有之面々、其節ニ限り早半鐘打鳴シ候様  
可被致候、右之通可被相触候、

六月

牧野備前守殿御渡

大目付へ

此度浦賀表へ異国船渡来ニ付テハ、御警衛向其外夫  
々御世話モ有之候得共、銘々ニモ心得方可有之事ニ  
候、

右之通万石以上以下之面々へ可被相触候、

六月

牧野備前守殿御渡

大目付へ

覚

今度浦賀表へ異国船渡来ニ付、万々一内海へ乗入候  
儀モ難計候間、若右様之節ハ、芝辺ヨリ品川最寄ニ  
屋敷有之万石以上之面々ハ、銘々屋敷相固候心得ニ  
テ罷在候様、無急度可被達置候事、

六月

六月七日

曉諸番頭・物頭等ニ令シテ、戰守ノ備ヲナサシム、又大小名ニ令シテ、沿海ヲ守衛ス、此日井伊掃部頭直弼ニ達シテ、早々出府セシム當時井伊家八層城番頭ニ在リ

八日

林大學頭ニ命シテ応接樹トナシ、速カニ浦賀ニ赴キ、墨人ニ応接、其国書ヲ受取ラシム、

六月八日

異国船万一乗入候注進次第、八代洲河岸定火消屋敷ニテ、出火ニ不紛様早鐘鳴ラシ候ハマ、外九ヶ所ノ火消屋敷ニテ打継キ、右合図次第、早々登城又各持場々々へ急速可相詰云々、

府下此令ヲ伝ルヤ、民庶戰ニ先ツテ難ヲ避ント欲ス、狼狽尤甚シク、人民荷担テ立混雜紛乱云ベカラズ、此日飯舍ヲ久里濱海岸ニ設ケ、奉行戸田・井戸及林大學等墨夷ノ国書ヲ受取ル、返翰ハ明年長崎ニ於テ阿蘭甲比丹ニ申渡スヘシ、速ニ帰帆スベキ旨ヲ告ク、ヘルリ曰ク、返翰ハ明年又來リテ之ヲ受取ルヘシト、乃去リテ

船ニ還ル、直ニ進ンテ神奈川灣ニ乗入レ、端舟ヲ放テ海中ヲ測量ス、墨艦ヨリ呈ス処ノ書、和解成テ之ヲ老中ニ上ル、此日將軍疾益劇、二十二日薨ス、秘シテ喪ヲ発セス、此日十九若年寄本多越中守・勘定奉行川路左衛門尉・目付松本十郎兵衛海岸ヲ巡視シ、浅深ヲ測定ス、是異船ノ直チニ江戸ニ浸入スルヲ恐ル、ガ故ニ、之ヲ防遮センコトヲ謀ル也、

〔正弘、老中、福山藩主〕  
阿部伊勢守殿御渡

大目付へ

此度海岸為見分、本多越中守并御勘定奉行・御目附其外役々一同、武藏・相模・安房・上総海陸共見分廻村致シ候間、右四ヶ国海岸ニ領分知行有之領主・地頭へ可被相達候、

六月

阿部伊勢守殿御渡

大目付へ

質素節儉之儀、前々ヨリ数度被 仰出有之候処、万石以上以下共都テ驕奢之旧習不立直向モ有之、且近

年異国船度々渡来、彼是御備筋等之御入用モ有之、

諸家之失費不少、依テハ此度於公儀、五ヶ年間際

立候御儉約可被遊思召候間、右年限中何モ格別諸

事雜費ヲ省、防禦武備之筋一匁ニ力ヲ用可被申候、

万石以下之面々ハ、登城ニモ木綿取交着用不苦候、

其外兼々被仰出候音信・贈答・供連・家作向等之廉

々、都テ右之振合ニ準シ格別之節儉相用、此度御沙

汰之趣能々行届候様、一同厚ク可被心得候、就テハ

追々御取調之儀モ有之候間、此上共等閑之輩有之候

ハ、夫々御沙汰之品モ可有之候、

右之通可被相触候、

七月

阿部伊勢守殿御渡

大目付へ

近年引続米価高直之処、当作方之模様ニ寄、猶此上

米価相進候様ニテハ、下々難儀可致候間、当年之儀

諸家中扶持米丈ハ、銘々領分知行所ヨリ相廻候様可

被心得候、尤違作ニテ廻米差支候場所、或ハ運送手

間取候場所等ハ格別、左モ無之分ハ、江戸ニテ買入

候儀、可成丈勘弁致シ可被取計、且余分ニ相廻シ、

扶持米程ハ除置、其余市中へ相払候儀ハ不苦候、

右之通万石以上以下共、領分知行所有之面々へ可被

相触候、

七月

# 補遺

島津齊彬の書翰のうち、齊彬公史料本編に収

録されていない分を取めた。

三四五 伊集院兼珍へ書翰正月十二日〔天保九年カ〕

一内々申入候、証文致披見候、則返し申候、此度母其方〔齊彬御室すま生母〕下女之場にて参り候ニ付ては、猶又よく／＼申聞候て遣候様ニ存申候、且又別紙之意味合之書取為致候様ニ存候、何も無之候とも宜敷候得共、念の為ニ候間、母此方江不参内ニ、書付其方名前にて取り候様、左候得〔奥女中〕はした・山なそ若承り候ても行届候処ニ相成、旁都合宜敷と存候間申遣候、書付ニ判為致、出来候ハ、一寸と見せ可申候、當時何も無之候得共、外より母と見得候様ニ致候ては、女中は口あしきものゆへ、又やかましく、参りなれ候上はともかくも、はしめ大事ニ候間、よく／＼申聞候様ニそんし申候、尤當時新御殿之方は少しも申分も無之、至極宜敷御座候、只仲間之方かへつてむつかしき様子ニ御座候、是以て何も差たる事ニは無之候得共、くら事余り利口過ぎ候ゆへ、時々はむ

つかしき事も見請申候、右之処は自分ニもよく／＼承知候まゝ、宜敷候得共、母此節参り候節之心得ニ、其方江内々申聞候間、先江は不申聞候て、其処も有之候事ゆへ、夫をふくみ候てよく／＼可申聞候、又若すまより母江右様之事、追々申へく哉とも存候間、左様の節其方存し不申候ては不宜候間、内々申聞候、尤いつ方江も内々ニ可致候、むつかしきと申候ても、何もけして心配之義ニは無之、只当座之事ニ御座候、右之処は自分ニよく／＼承知にて候間、必ず心配いたすましく候、すまニあしき事も無之候、誠ニ心得のミニ申遣置候、第一新御殿之方静ゆへ、宜敷御座候、夫ゆへ此せつ母参候ても宜敷段申付候、以上、

正月十二日

別紙証文

一此度この事、御屋敷江内々上候様相成候ニ付ては、猶

亦親ケ間敷事一切仕間敷候、

一御貫切ニ相成候事ゆへ、此上共当人身之上并御訴訟ケ間敷自由成儀、一切申上間敷候、

一御屋敷江上候義、其節々申上候て罷上り可申候、

〔東大史料編纂所所蔵〕

三四六 伊集院兼珍へ書翰二月十九日〔天保九年カ〕

書取致披見候、すま宿の義も、百金ニ御座候得は出来

〔麓山久徳、大番頭兼用人脚役〕

候よし致承知候、然ル処ニ八郎右衛門考之処、只今近

辺ニ引移り候て、若其事奥其外やしきうちにて色々申

候ては不宜、一体もらひきり候て、其方美子に相成候

間、かの方は手切之事ゆへ、右様の事にて奥なそ色々

申候てはあしく候間、夫よりは何となく内々の計らひ

にて、御小人江かゝ候ては如何ニ候哉と申候間、小

人ニかゝ候ても、矢張人存知候まゝ、左様ニ候ハ、

周助之様ニ、芝にてはかまひ不申、高輪にて内々御計

らひにて、召かゝ候て、高輪やしき江何となく置候

方かと存候旨申候処ニ、夫ならハ至極宜敷、入用は内

分にて相廻し可申と申候間、近日中御都合之節ニ高輪

江伺ひ可申旨申置候、右之儀は先方承知可致哉、尤つ

とめて致候ニ不及事、若承知ニ候ハ、小人之あてか

ひ遣し、其上月々遣ものは迄之とふりニいたし、やし

き江引移り候様ニ為致申度候、若不承知ニ候ハ、芝

江はやしき江引移候筈ながら、長屋都合も有之候間、  
夫迄高輪近辺江不見立処ニ居候と申候処にて、宜敷辺

見合、町宅いたし居候ても然ルへく存候、百金はいつ

れ入用之事ニ候間、遣し申へく候得共、前文之処きま

り不申候ては、八郎右衛門江申かたく候間、早く相談

いたし、又候内々可申遣候、左候上ニ高輪江自分より

考付之様ニ申上候て、表より入用取り可申考ニ候事、

且又月々壹兩相増候儀は、是は表江は申ましく、奥ニ

て花岡江申候て、月々壹兩ツ、はすまより其方迄遣候

様ニ可致、是は此節は表江は内々ニ可致候、

一百金も早く無之候て都合あしく候ハ、是は表より取

り候迄は、内分にて遣候事も出来申候間、是又可申遣

候、

一愈やしき江入候事承知ニ候得は、百金より以上六七十

金之処は、表より為出候ても宜敷様子ニ候、

一当時之処をは何分早く引移り候様ニ致度、赤羽根も宜

敷とは存候得共、屋敷出入もししく候間、成丈は承知

ニ候ハ、やしき江まつ小人にてかゝ候処ニ致候得

は、上々ニ御座候、全体其方娘之名目無之候得は、小

人よりよくかゝ候事ニ候得共、是以て年数中々追付

キ不申、其上其方娘之事ゆへ、誠之かけニ御座候間、  
小人ニまづかゝ可申、追々年数立候上は、如何様ニ

も相成候事ニ候、

一右之条不分処も有之候ハ、廿日・廿四日ひまにも有之候間、有馬之用事も有之候間、八ツ後表江出候様、有馬之事ニ付、御使旁出候趣にて宜敷御座候事、一中将様江申上候儀は、近日ニ一寸と罷出候筈ゆへ、自分より可申上候間、其心得ニ可致候、レ以上、

二月十九日

〔東大史料編纂所所藏〕

三四七 伊達齊邦へ書翰天保十一年正月十七日

〔奥封ウハ書〕伊達齊邦、仙台藩主〔高杉、薩摩藩世子〕  
「陸奥守様 豊後守」

貴答忝致拜見候、愈御清栄奉賀候、然は昨日内々申上候処、早速御手留メ拜見忝奉存候、此方ニは在国ゆへ何も不相分候処、千万忝奉存候、度々恐入候得共、廿一日後も、御中陰中ニ登城も御座候様相見得申候、幾度御座候や、且西丸大納言様江調シ候も、老中にて御座候や、日限等相知れ居候ハ、被仰下候様奉希候、扱廿四日比、表向ニ相成候由ニ御座候、且又有馬より昨夜別紙之通申参候、如何之思召ニ御座候や、此度は凶例にて申出安く存候間、先日も御談し申上候例を

〔徳川家系家定〕  
以て、右大将様調之義、申立ニ相成候ては如何ニ御座

候や、思召相伺度、若々御書面にて相分り兼候ハ、家来差出候とも、又は小子廿一日比ニ罷出候様ニ可仕、何分御勤者可被仰下候、先は御再答旁此段奉申上候、頓首、

正月十七日

猶々、御自愛專一奉存候、以上、

〔島津吉彬文書所収〕

三四八 伊集院兼珍へ書翰天保十二年十一月三日

〔大慈院齊宣靈廟楯圖〕  
一御供之義ニ付、すまより承り候趣も有之候得とも、先日申候通り無拋事ゆへ、申付候へとも、昨日笑左衛門〔關所左馬家老〕着も御座候間、猶また相考へ申談候処ニ、都合よく相成、御国江もよろしき様ニ申上候筈にて、此度は残り、来春は立之方ニ相成候間、此段早々申聞候、少しも早く申聞候方よろしくと存候間、鳥渡申入候、明日比ニ申渡ニ相成可申候、少しも心配もなく、よく申談候間、案んし申間しく候、尤申渡相成迄は、誰江も申ましく候、口上にて申聞候ては、外江知れ候間、此段以書面申入候、表向計り気薄ニも相成、且主計・笑左衛門〔二階堂行統、大番頭兼勘定〕兩



〔奉行〕  
人居ながら、御供不致候ては、御城之聞得も如何と申  
越ニて御座候、尤笑左衛門江挨拶等致しては不宜候間、  
此段も申入候、主計を御供ニ被仰付候筈ニ付、此段極  
内々申入候也、

十一月三日

〔東大史料編纂所所蔵〕

三四九 徳川齊昭へ書翰 弘化二年五月二日

〔封紙ウハ書〕 御請 松平修理大夫  
〔裏封ウハ書〕 御請 松平修理大夫

尊書謹拜見仕候、入梅中鬱々敷天気御座候得共、益御  
機嫌克被遊御座、恐悦御義奉存候、然は過日は国狎  
豚肉進上仕候処、不存寄以御直書、御手製之佳品拝領  
被 仰付、重疊難有奉存候、先年頂戴仕候後、久々ニ  
て拜味仕、別て難有奉存候、將又先比拝領之御刀、早  
速於国許試仕候処、一ノ胴土禮通ニて切レ味申分無御  
座段申来、早速拵申付置、永く家宝ニ可仕と重疊難有  
奉存候、扱琉球之儀、如命誠ニ不一方心配仕候、去ル  
三月十六日便ニも、未タ跡船も不相見得段申来候、異  
人之様子、且つ申掛候趣意内密可申上候得とも、今日

は書取出来兼候間、近日中極内以直書申上候様可仕候、  
先は御請迄、早々可申上如斯御座候、恐惶敬白、

五月二日

猶々、御端書之趣、難有奉存候、日々不同之季候ニ  
御座候間、被遊御加養候様奉存候、以上、

〔鳥居青彬文書所収〕

三五〇 徳川齊昭へ使者口上書 五月三日

薄暑之節、益御勇健被成御座、珍重御儀奉存候、將亦  
昨日は時候御尋旁御内々以御使、御直書并御家製之御  
菓子拝受仕、毎度御懇篤之御儀、重疊忝仕合奉存候、  
先不取敢以使者御礼申上候、以上、

松平修理大夫

〔兼通、小納戸〕

五月三日

使者伊集院卯十郎

〔鳥居青彬文書所収〕

三五一 徳川齊昭へ書翰 十月十二日

〔封紙ウハ書〕 御請 松平修理大夫  
〔裏封ウハ書〕 御請 松平修理大夫

御書難有拜見仕候、益御機嫌克被遊御座、重疊恐悦奉

存候、然は異船之儀、其後可申上程之儀も承り不申候、  
唐国江中山より及尋問申候佛人之義、(Theodore Augustin Forcade 傳教師) 回答御座候処、

いつれ佛船当年可參候間、篤と及示談候て、帰国之義  
取計可申との事ニ御座候、其外は英船両度薪水所望ニ  
着船仕候計リニ御座候、且亦蘭書之義恐入奉存候、秘  
候ニは無之候得共、御用立候程之書類所持不仕、分離  
術之書物計リニて、其外本草之類、少々所持仕候、右  
故是非珍書取出候て可申上、日々と延引仕、重畳恐入  
奉存候、所持之分珍書は無御座候得共、明日中書付入  
御覽候様可仕候、和解書ニは一部海上炮術全書と申候  
ゼーアルチルレリー、天文台にて和解出来候品、極  
内分相頼、先月末手ニ入申候、右御用ニ御座候ハ、  
入御覽候様可仕候、他江は何卒御秘シ被下候様奉願候、  
今日書目差上候筈ニ御座候得共、無抛義ニて取込シ、  
恐入候得共、明夕迄ニ差上候様可仕候、將又何寄之御  
品頂戴被仰付、難有早速拜味可仕、重畳難有奉存候、  
先は御請早々奉申上候、謹言、

十月十二日

尚々御端書難有奉存候、寒冷之候、乍恐御自愛被遊  
候様奉存候、以上、

〔島津高彬文書所収〕

三三二 徳川齊昭へ書翰 十月十三日

〔封紙ウハ書〕 申上 松平修理大夫〕  
〔裏封ウハ書〕 申上 修理大夫〕  
一上 申上

寒冷之候御座候得共、益御機嫌克恐寿之至奉存候、然  
は昨日は御国産之御品頂戴仕、千万難有奉存候、早速  
ニ拜味仕候処、珍敷御品ニて重畳難有奉存候、將又蘭  
書之儀、珍敷品も無御座候得とも、書目差上申候、と  
ても御用立候品は御座有間敷奉存候、当年は是非炮術  
之新書取寄候筈ニ仕置候間、長崎より參次第、早々申  
上候様可仕候、昨日之ゼーアルチルレリーハ余程珍  
敷和解書ニ御座候間、御沙汰次第、四五冊ツ、差上  
候様可仕候、全部三十冊ニ御座候、此以後珍敷書類外  
より借出シ候ハ、御内々申上候様可仕候間、何卒御  
藏書之内も、不苦御品拜借奉願候、先は右可申上如斯  
ニ御座候、恐惶百拜、

十月十三日

尚々、時氣折角被遊御自愛候様奉存候、此品不珍敷  
候得共、御側迄進上仕候、以上、

〔島津高彬文書所収〕

三五三 徳川齊昭へ書翰 十一月三日

〔封紙ウハ書〕 松平修理大夫  
〔御請〕  
〔奥封ウハ書〕 修理大夫

尊書被成下謹て拝見仕候、寒冷之砌益御機嫌能被遊御座、恐悦奉存候、然は蘭書之義、委細奉承知候、四五日中、取揃差上候様可仕候、其節拝見之分も相願候様可仕候、其外之義万々承知仕候、後日委細可申上候、恐惶頓首、

十一月三日

猶以、時氣折角御厭被遊候様專一奉存候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

三五四 徳川齊昭へ書翰 十一月七日

〔封紙ウハ書〕 松平修理大夫  
〔上〕 申上  
〔奥封ウハ書〕 申上  
〔上〕 松平修理大夫

寒冷之節、益御機嫌能被遊御座奉恐寿候、然は所持之書物三部入貴覽候、甚見苦敷書物も御座候得共、其儀は御仁免奉願候、セーリアルチルレー之義は、当時

少々外江も借遣シ置候間、帰リ次第可奉差上候、夫共御急ニも御座候ハ、手元ニ在合之処可差上候、実は有馬筑後〔頼永、久留米藩主〕望ニて借用致写候事ニ御座候、且又御蔵書御目錄も難有奉存候、左之分御序之節拝見奉願候、

ロイテン〔ル〕一代合戦記

草木養方書

エウロツハ帝王列伝

右之分相願度、甚恐入候得共、和解御出来之品は、和解書拝見仕度奉存候、将亦此節イキリス、ブツク之珍書御取入ニ相成候やニ外より承知仕候、若不苦義ニ御座候ハ、拝見之義奉願候、且豚肉此節は時節も後れ、風味も如何と奉存候得共、御好ニ付進上仕候、将又狎〔狎〕之義時々不快之由、持病ニ相成候義と奉存候、此節尙正在合も御座候間、今日差出申候、尊意ニ叶候ハ、進上可仕候、無病ニ御座候、仲間合も宜敷狎ニ御座候、先は御請旁奉申上候、猶後日万々可申上候、恐惶頓首、

霜月七日

尚以、寒氣被遊御厭候様奉存候、只今増上寺江拝礼出掛、別て乱筆之段、宜敷御覽奉願候、以上、

別紙一

スマルレンヒユルグ

五冊

カステレイン

三冊

ヘルハンデリンゲ

一冊

別紙二

小納戸

定府

伊集院卯十郎

勤番

折田八郎兵衛  
伊木八十郎

右之者掛リニテ使者并掛合向仕候、

〔附札〕

小納戸見習

定府

菊池矢市郎

山田 屯

昨日は掛リ之者指合付、小納戸見習ニテ使者相勤申

候、右は御心得迄ニ申上置候、以上、

〔附札〕

小納戸見習

山田 屯

昨日指上物使者、右之者相勤申候、以上、

〔島津吉彬文書所収〕

三五五 徳川齊昭へ書翰 十二月二十九日

〔封紙ウハ書〕

御請

修理大夫

〔裏封ウハ書〕

御側中御請

修理大夫

昨夕は尊書被成下難有拜見仕候、寒冷之砌御座候得共、

益御機嫌能被遊御座、恐寿之至奉存候、然は寒中御尋

として、御懇命被仰下、且又珍敷御品頂戴被仰付、重

疊難有奉存候、先は御請御礼可申上如斯御座候、余は

来春可申上候、恐惶謹言、

極月廿九日

尚々、寒氣折角御加養專一奉存候、此鳥不珍存候得

共、一昨日於下やしき捉飼仕候付進上仕候、以上、

別紙

〔裏封ウハ書〕  
「添書 御側中御請」

御添書拜見仕候、拜借蘭書之うち、種樹書之分、少々

和解も取掛り拜見仕候、今しはらく拜借奉願候、外二

部は図之分拜見仕候て此間返上仕候、種樹書は、成丈

ケ和解為致候心得ニは御座候得共、工者之もの無之候

間、少々手間取可申と奉存候、扱発焰火之義、私ニは

未タ製作も不仕候、外ニ委敷存候もの御座候間承り候

て、近日中委細可申上候、乍末昨日拜領之御肴、誠ニ

美味ニテ昨夜早速頂戴仕難有奉存候、將又先比は家来

江遣候様石摺沢山拜領被仰付、重疊難有、銘々江申聞、皆々難有頂戴仕候、私ニ置千万難有奉存候、且又和漢之御藏書之内、拝借相願候ても御許容可被下哉、尤當時差掛り相願候品も無御座候得共、御内々伺置度、乍恐奉申上候、此段宜敷御披露奉願候、以上、

廿九日

〔島津斉彬文書所収〕

三五六 徳川齊昭へ書翰 弘化三年二月二十日

〔封紙ウハ書〕  
一上 御請

〔裏封ウハ書〕  
一上 御請

松平修理大夫  
修理 大夫

尊書難有拜見仕候、春寒之節御座候得共、益御機嫌克被為入恐悦御儀奉存候、然は発燭子之事、早速書付差出候様先方江申遣候処ニ、〔正月十五日付〕先月之大火ニて類焼仕、其後追々申遣候得共、未夕差出不申、何共恐入奉存候、又々申遣参次第早々可申上候、兎角西洋製作之程ニは、持方六ヶ敷趣ニ御座候、金硫黄加候法、一番宜敷趣ニて御座候、且又御藏書之儀難有奉存候、色々相願度品も御座候へ共、差当り保元より寿永年中之実記、若々御在合も御座候ハ、拜見相願度、京地ニても追々相尋

候得共、何れも秘候て、其比之実記手ニ入不申、後普〔近衛忠朝〕賢寺殿下之御記等、若々御在合も御座候ハ、拝借仕度奉存候、其外相願度書も追々可申上候、将又源平盛衰記参考御出板は無之候へ共、御著述は御座候やニ拝承仕候、是又不苦御儀ニ御座候ハ、拜見之儀相願度奉存候、

一 蘭書之儀未夕手ニ入兼申候、〔幸實、松代藩主〕真田ニは四五部手ニ入候

やニ承候、陸地之アルチルレリー手ニ入候由、内々承り申候、私方ニはイキリス語ニて和解仕候字声綱目二冊、此間取入申候、此節珍敷書多、通詞持越申候由ニ御座候、委敷儀は承り不申候、先は御請旁早々奉申上候、其内猶又可申上候、恐惶謹言、

二月廿日

猶々、御端書難有奉存候、不揃之時氣、折角被遊御加養候様奉存候、中山其後先々平和ニ御座候、相替候儀も御座候ハ、早々可申上候、取込乱筆御高免奉願上候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

三五七 齊興昇進願口演書 三月

〔封紙ツハ書〕  
一上

口演 松平修理大夫

口演

一昨辰年、琉球江佛朗西国之船來着、和好交易教法之儀申掛候付、琉人共より程能為申断候得共、乗組之内兩人残置、追て大総兵船可渡來旨申置致出帆、其後右兩人よりも、通商等之儀申掛候得共、一途ニ申断、未兩人は致滞留居候、然は西土之儀、近来段々航海之道開ケ立、諸方未審之地迄も致渡海、交易又は商館等取建候向ニ御座候由、然処琉球は東洋江之海路ニて、通船之湊ニいたし候得は、至極便利之処と申事之由御座候付、近年は啖咭喇并亜墨利加等之船々、冲合江致汐掛候儀有之、右旁を以深く思慮仕候得は、琉球之儀全体清国之封爵を受、朝貢いたし來候国ニ御座候得は、彼方江對シ為致遠慮訊ニも為有之筈候得共、阿片之一条より啖人と及戰爭、終ニは清国より納金を以、和好之約定相成候哉ニ承及事候得は、其以來国威も相折ケ候処より、右通致來着候哉、左様之砌柄、西洋人共利害を説示し、琉人共之人氣致一變候儀共有之候ては、一大事之訊ニ候間、近年旧規等ニ不拘、何事も丁寧ニ取

計、偏ニ恩義を以異心を不差起方ニ懐ケ置申候、乍然国役年貢之寬惠、或は窮民扶助之計ヒニては、慈愛而已ニ流レ、却ては威令薄方ニ成立候間、今般遮て昇進之儀奉願候趣意は、封書を以も申上置候通、大隅守事宗徳旧來之家筋、其上

〔薩川家夫人産絶〕廣大院様御内縁も有之、且数十年国政行届、殊ニ属国

迄も無異儀取鎮罷在、毎度琉人召列致参府候儀共、旁厚以

思召、今般從三位昇進被仰付候旨承知仕候ハ、其段

琉球江申越候得は、如先規為祝儀可致上国候付、其節

可申渡趣は今度格外之奉蒙

〔尚書〕御殊遇候付ては、推恩之訊を以、中山王会釈之格式一

等相進、摂政・三司官共ニも、右ニ準加級申渡候ハ、

琉球之儀海嶋之事ニは御座候得共、年々清国江使者差

渡、於彼国官位之次第、衣冠之壯麗等見馴罷在候付、

別て感服可仕、左候得は

公義奉仰

御盛恩、次ニは大隅守江難有被仰付候余光、別て美目

罷成、中山王初摂政・三司官其外末々ニ至り、弥恩威

ニ服シ、譬西洋人共より何様申諭候共、決て相靡申儀

有之間敷、左も無之候ては、琉球之儀誠之孤島にて、天性柔弱ニ有之、要害固、兵器之備全ク無之、其之上五穀薪水共ニ乏敷、加之七島灘より琉球迄之間、至て荒波御座候得は、国元より差渡候船々も、一節限り致往来事ニ御座候得は、船中之働調兼候付、西土之戦艦江対し、防禦之術無之候付、是迄始終丁寧ニ致応答候儀を、肝要ニ申付置儀御座候、若過て戦争ニ及儀共致到来候時は、那覇より王城之間、比屋之場所ニ御座候得は、瞬目之間ニ灰燼と可罷成は必定ニ御座候、然上は商館ニても相建、諸国互市湊ニいたし、日本之隙を窺ヒ候様ニ共有之候ては、乍恐天下之御安危ニ相掛候儀と、大隅守は勿論家来共ニも寝食を忘心痛仕、防禦之手当仕儀ニは御座候得共、前文通之国柄御座候間、此上は

御寵遇之以

御威光、琉球之人心を結ヒ、且は領内旧族之家来共ニも余多罷在、鳴方并海岸領地為致来候者共も御座候付、一統猶以

御高恩之程難有為奉存、只管武備相助、乍不肖西海之押へ罷成候様、尽忠勤度念望奉存候付、件之趣被

聞召届、大隅守願之通、從三位昇進被 仰付被下度、私よりも分て奉願候事、

三月

松平修理大夫

(陽明文庫所藏)

三五八 徳川齊昭へ書翰 四月六日

〔奥封ウハ書〕

〔上〕 御請

修理大夫

過日は尊書難有拜見仕候、先以益御機嫌能被遊御座、恐寿之至奉存候、然は運阿彌迄相願候御書物之儀、細々仰頂キ難有奉存候、ロイテル和解書も難有奉存候、其内何ぞ珍書取出候ハ、入御覽候様可仕候、先は御礼迄御内々奉申上候、恐惶頓首、

四月六日

猶々、時気折角被遊御厭候様奉存候、以上、

別紙

〔封紙ウハ書〕

〔上〕 御請

修理大夫

〔奥封ウハ書〕

〔御請〕 御直覧

御別紙唐船申口之儀、去年於彼地イキリス人より、日本通商之様子、唐人江承合セ候間、中々引合ニ不相成、渡来之儀取止メ度程之事ニ候得共、皇命ニて銅持帰候

事故、無是非年々渡来仕候へ共、内実はとても引合兼候段、返答仕候処、夫にては折角英人渡来候ても詮立不申候間、一往本國江掛合、日本通商は思留り可申との趣ニ申居候間、以後渡来は致間敷存候趣、以書面申出候由ニ極内承候へ共、書面之儀は、手ニ入不申候、右之通ゆへ、先ッ安心之姿ニは御座候へ共、佛國・花岐國等も有之、其上深相考候へは不意ニ為可參、英夷之工ミも難計、夫ニなつみ御手当等閑ニ相成候ては、不可然事かと奉存候、此義申上候事、呉々御内々ニ奉願候、

一ロイテル之和解難有写申付候間、しはらく拜借奉願候、  
一中山其後左右も無御座、列婦候様子も聞得不申候、如何ニも不容易事と奉存候、  
先は御請迄、御内々奉申上候、以上、

四月六日

〔島津斉彬文書所収〕

三五九 徳川齊昭へ書翰 四月二十三日

〔封紙ウハ書〕 申上 修理大夫  
〔一上〕 申上 修理大夫  
〔奥封ウハ書〕 申上 修理大夫

益御機嫌能恐悦奉存候、然はロイテル伝長々拜借難有奉存候、写出来仕候間返上仕候、扱中山表も其後未タ何事も無御座、於当地種々評判も御座候得共、実々未タ異船渡来之様子は無之候、序故御内々奉申上候、フランスにて新発明之ウヲルシキート、甚々輕少ニ御座候得共、少々手ニ入候間、御存も可有と奉存候得共入貴覽候、製法は未タ分兼申候、小炮ニは随分便利成者かと奉存候、試候程品無御座、試は不仕、其内取出シ試候様ニ可仕候、先は御側迄可申上如斯御座候、恐惶頓首、

四月廿三日

猶々、乍恐時氣折角御保養專一奉存候、對州異船は全く鯨獵船と被存候由、カヒタン申候との事、極内分承り申候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

三六〇 徳川齊昭へ書翰 四月二十六日

〔封紙ウハ書〕 御請 修理大夫  
〔一上〕 御請 修理大夫  
〔奥封ウハ書〕 御請 修理大夫  
貴書謹拜見仕候、如命日々不揃之時氣ニ御座候得とも、



益御機嫌克被為入恐悅奉存候、扨御藏書之儀、委敷被  
仰下難有奉存候、可相成は玉海拝借相願度、且又盛衰  
記御写本不苦儀ニ御座候ハ、拜見相願度奉存候、且  
先比被仰下候リユシヘルス之法、漸々差出候間奉差上  
候、將亦和漢妙葉之事、格別奇驗之葉も無御座候得共、  
少シは御座候間、近日中ニ書集メ可差上候、尚大名之  
内ニも家法承り候様奉畏候、何れ承り合セ可申上候、  
例之豚肉不珍敷御座候得共、備貴覽候、先は貴書御請  
迄早々如斯御座候、恐惶頓首、

四月廿六日

尚々、時氣御加養專一奉存候、御端書難有奉存候、  
以上、

三六一 徳川齊昭へ書翰 閏五月二十二日

〔封紙ウハ書〕

〔上〕

〔封紙ウハ書〕 内用御直覽奉願候  
御請

修理大夫

尊書難有拜見仕候、甚暑之節益御機嫌能被遊御座、恐  
悅奉存候、然は丙丁録拜見被仰付、難有篤と拜見可仕、  
重疊難有奉存候、且炮術書御返被下落手仕候、則跡差

上候、外ニ図解一冊相殘候、追て差上候様可仕候、久  
々御機嫌も不相伺、恐入奉存候、此間は攝津守江御意  
之趣難有奉存候、時節到来もいたし候ハ、御目通り  
奉願度、先御礼申上候、扨亦去四月五日、中山江英船  
参り、医師一人・妻女一人・子供兩人・唐人一人押て  
上陸いたし、本船出帆、同八日ニは、又々佛蘭西三百  
人乗渡来仕、近日大総兵船二艘着岸可致、夫迄は滯留  
罷在候旨申聞候段、以飛船申越候付、先右之段一昨夕  
御届申上候、且又中山より、飛船出帆之比、異船二艘、  
中山之内運天と申処江、乗込ミ候様ニ見受申候趣、飛  
船之もの申出候間、大形大総兵ニは相違有ましく存候  
得共、其後いまた便り無御座候間、治定之義相知れ兼  
申候、右之段近日中御届書取揃、御内々可申上と存居  
候処故、先ッ大意申上候、明日明後日之内ニ書面差上  
候様可仕候、誠ニ不容易事にて痛心仕候、種々申上度、  
且貴意も相伺度御座候得共、書面差上候節可申上候間、  
中山安泰之 尊慮も御座候ハ、御内々私心得迄ニ拜  
承仕度奉存候、先は御請迄、早々如斯ニ御座候、恐惶  
頓首、

後五月廿二日

猶々、時氣不同之候、折角御加養專一奉存候、

一丙丁録誰江拜見致させ候ても不苦旨、是又承知仕候、

以上、

〔奥封ウハ書〕 御直覽奉願候  
一上 御請

修理大夫

〔徳川齊昭氏所藏〕

三六二 徳川齊昭へ書翰 閏五月二十四日

追日暑氣相寡申候処、益御機嫌能為入恐寿之至奉存候、然は過日密奏仕候中山之儀、別紙一通、外ニ中山之形勢事実并愚考奉申上候条、御賢考も御座候ハ、、  
拜承仕度奉存候、当時日夜痛心仕候事ニ御座候、恐惶  
敬白、

閏五月廿四日

暑氣折角御保護之様奉祈念候、以上、

別紙

別啓

中山之地形、南北三十五里、東西五六里、王城之辺幅  
三里ニ不足、高樓より東西之海上見渡し、王城も不堅  
固ニて、防禦之出来候場所無之候、

一中山ハ清国之封を受、皇国随従は内分之義、皇国の事

をトカラ人と唱、通商も已通船有之姿ニ御座候間、対  
外国皇国之命を受候義ハ難申立候、

一中山之人物、文国ニて少も武辺心掛候者無之、此儀ハ  
慶長之度より、別て武辺之義ハ、御内命も有之差止メ  
申候、夫故大砲ハ勿論、小砲も家来持越之品已にて、  
本地にハ一切無御座候、

一中山之義、和漢通商ニて立行国故、一方絶好ニてハ不  
相成事ハ、人民迄も一同得心之事ニ候得とも、武術無  
之、婦女同様之人物故、異人以威申募候ハ、其威ニ  
恐れ如何様變心も難計、清国も如以前威光も無、同様  
英夷に和順之事故、頼ニ不相成、皇国とハ遠海之処故、  
人心如何ニ変し可申も難計候、

一 国元より差遣候人数も御座候得とも、大砲ハ少く、国  
ハ前条通り故、防禦之所甚無覺束、又人数差渡候も、  
海上不自由、異人ハ海上自由之事故、十分下知行届候  
義、難申上候、

一 右之通故、此度異人望之三ヶ条之内、通商之処ハ差免  
し不申候てハ、中山可及滅亡ニ哉、尤通商も本地ニて  
不取結、清国於福建取結候か、又ハ属島之内ニて取結  
ひ候様、示談仕候ハ、夫ニて外通信と天主教ハ、断

候ても可相濟やと存候、

一 御条目之通り一向ニ断、打払度十分存候へとも、何を申も遠海之上、前文通之事実ニ候間、其儀ハ叶間敷、甚タ乍残念前文之通ニ愚考仕候、

一 当時右様之義最中評議仕、公義御内慮相伺候事ニ御座候、何卒公平之御差凶御座候様、奉存居候事ニ御座候、此度之義ハ実以て中山計リニ無之、本邦之御国体ニも相響候事故、甚タ痛心仕候条、御賢考之趣も御座候ハ、御内々拝承仕度伏て奉希候、

一 別段相伺候か、か様之義思召も被為在候へハ、老中ニ思召之御沙汰被仰出候儀も相叶申候や、只今相願候義ニハ無之候得共、依様子御声掛り相願候義も、可有御座やも難計候条、後日之為御内々相伺置申候、

一 先日拝見之丙丁録之時節誠符合仕候、此上丁未之処別て痛心之事と奉存候、

一 右之条々、篤と御覽奉願度、不文之うへ不敬之文言も可有御座、其儀を御仁免奉願候、謹言、

廿四日

(島津斉彬文書所収)

三六三 徳川齊昭へ書翰 八月十九日

一 筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へとも、益御機嫌克被遊御座、恐悅御儀奉存候、私ニも道中無滞、七月廿五日帰着仕候、立前は何寄之御品拝領仕、重畳難有奉存候、中山も異船出帆仕、佛人壱人・英人四人相残り、先々平和之趣ニ御座候、猶別紙申上候、先御機嫌伺可申上、早々如斯御座候、恐惶謹言、

松平修理大夫

八月十九日

斉彬(花押)

上

御披露

猶々、時气折角被遊御厭候様奉存候、以上、  
此品御側迄進上仕候、以上、

(島津斉彬文書所収)

三六四 琉球事件届書 八月二十八日

私事、父大隅守より奉願趣有之、御暇被下、当六月其御地発足、七月末国元へ致下着、早速一昨年より佛朗西国船并暎咭喇国船琉球国へ渡来、当年も大総兵船来着ニ付、当夏彼表より、上国之家来并琉球人共成行承

候処、一昨年渡来之佛人共、品々難題申懸候儀ハ、追々大隅守より御届申上候通りニ候、然るニ此節来着之大総兵共ハ、一昨年渡来之者共より、猶又強情申募、着岸早々上陸、馬上ニテ琉地之様子広狭杯相しらへ、琉球内自伝ニ横行、付添之者共へ数々難題申懸、若哉琉人共越度ニても有之候ハ、夫を廉ニ相手ニ取候半との気色面ニ顕れ、又外ニテハ、品を替相懷候様之手便、或残居候神父佛人嘶ニハ、是より二十ヶ年、其余も逗留可致なと申聞、左候て大総兵出帆前、乗頭等より琉人共へ申聞候ハ、残置候佛人へ琉球言葉并和語等教へ、佛朗西言葉も習受、以采不弁利無之様、今通不通ニテハ往々不自由之事ニ付、互ニ教習書籍等も可相渡と、品々為先懸事迄も申論候付てハ、何分轍く断可聞濟様子ニも不相聞得趣付、琉人より佛人共へ申入候ハ、此国ハ海中之孤島、殊水ハ乏敷、天水之恵を以乍漸五穀も致成熟事候得共、不熟勝年分国用全不引足故、中国を親とし、度佳喇島を母と頼ミ、往古より今日を営ミ、月日を送候得ハ、此両国之大恩、高き事ハ大山の如し、深き事ハ千尋の海ニも増れり、此人情可察、右様海外独立の小島、如何にして、大国と交易逆も不

及事、可憐なと殆迷惑之趣、頻ニ断申入候得共、耳ニも不触、刺怒罵り、今ニも琉球ハ灰燼と可相成勢など見せ懸候へ共、元来柔弱之琉球人共、言葉を返す事も難成却て恐怖、乍然兼て被仰渡御禁制之趣を以、幾度も只管相断候得共、何分不聞入、左候て其儀ハ何様承候ても、此大総兵ニハ落着不致候ニ付、断之品且又大総兵見聞之成行ハ、一往帰国之上可致奏達、左候ハ、皇帝何分議定可有之候間、今一ヶ年程ニハ、又々渡来否可申聞と申置、致出帆候段申出候、扱又今ニ逗留嘆国之医師并神父佛人ハ、同穴之者ニテハ無之哉と、深相探候得共不分明由、右等不審之廉々何分弁兼候ニ付、何れ大隅守来年帰国之上、品々申談度儀も多々有之事ニ候、左候得ハ又同人思慮も可有之、其上ニテ、来年琉球へ差渡候家来并帰国之琉人等へ、何れも三ヶ条之難題ハ、遮て相断候様申談、厚申聞差下候様可仕、抑三四ヶ年以前より、両三度ニ及び、数万里を隔たる、荒波遠海をも不厭渡来、加之喚人・佛人居住迄も為致置候次第、一朝一夕之事共不相見得、底意根深き訳と被察候、就てハ来年渡米の上、其時宜如何可有之哉、氣長き者共候ニ付、来年渡来可致哉、一昨年も来年渡

來と申置、昨年ハ來着無之、当年為參事候ニ付、來年  
渡來之処何共難計候、將又追々申上置候通り、定式差  
渡置候人數、外軍役之者共、多人數差渡置、殊一昨年  
より追々異國船渡來、始終之入費、又嘆人・佛人長々  
逗留付ても、警固勞厄害多、是迄之入価夥敷、和漢通  
商而已を以、乍漸生計の琉球、折悪敷一昨年ハ旬季不  
宜、穀物を初砂糖其外作職大不出來故、猶更確立行次  
第二付、大隅守蔵方より追々兵糧外救米迄も差渡候、  
然るニ地方と違、荒波遠海を隔候ての懸引ニ候へハ、  
諸事倍增之及入費、大隅守蔵方も至て不如意、改革中  
不時之異變到來、甚致迷惑候得共、右ハ軍役之事情付、  
無異儀相勤候事ニ候、且又近來日本地方諸所へ、異國  
船漂來付、猶又海岸防禦之儀、度々御沙汰も被為在候  
間、此度領内山川辺より諸所海岸致巡見、台場等見分、  
大筒其外武器取しらへ、猶嚴重ニ相備候様下知仕可申  
候、又々追々琉國より注進も候ハ、早々成行可申上  
候、私此度致下國候ニ付、此段先御届申遣候、以上、

八月二十八日國元日附

松平修理大夫

(照國公文書所収)

三六五 御流儀砲術問答書 八月二十九日

御砲儀砲術

少將様被遊御上覽、翌日御問条被相下御書之写、左  
之通御座候、

一 野戰筒早打并調練等之節、ゲスイント及シユンドロス  
如何之訳にて不相用、火繩口葉にて打方致候哉、

一 同断之節、野戰筒打方声掛候儀不相聞得、小音ニテ不  
聞得候哉、又は掛声無之候哉、

一 マルス及ヒル之掛声短ク低キ故、今少高ク引ノバシ掛  
声ニテは如何、

一 調練之節、小頭廳にてモ可有之処、如何之訳にて候哉、  
一 小頭銃卒引連出候時、先エ進ミ可行之処、附添之如ク  
相見得如何、

一 右之節、笛相用候儀、イマタ習受不申候哉、  
一 手太鼓等モ、不相用候哉、

一 野戰筒打候節は、足取習受候通ヨリ多クハ無之候哉、  
一 ホーイツスル打候節モ、野戰筒同様相揃にて打方致候  
ては如何、

一 野戰筒打候節、玉竿持候者モ、玉葉持候者、打ッ度ニ

玉行見候様ニ相見得、夫故手後レ相成候、右兩人は、玉行は不構、筒口ヲ見当ニ致、ゲスイント持候者、并シユンドロスにて火ヲ付候者、躬ヲ定候者、玉行ヲ見候様ニ致シ、小頭之者ハ万事ニ氣ヲ付、声掛打方為致候事にては無之哉、其処昨日之様子にては見留兼候間、弥其通致候哉、又は如何致候哉、

一野戦筒并ホーイツスル打方調練之手続書、委敷相知居候哉、

一野戦筒持運之儀、(遠カ)近キ所は持行候節は、如何致曳行心得ニ候哉、

一ホーイツスル等之玉目、大成車台之筒、昨日ホーイツスル取扱候所にて、急ニ進退六ヶ敷候、是又備打等相用ヒ候節、如何致持行心得ニテ候哉、

一車炮之類ニ、玉葉車取付持行候節は、如何之取扱にて持行候哉、

一剣筒調練之儀、昨日致候ヨリ外ニモ、進退又は丸形一行ニ相成候業、調練致稽古有之候哉、

一八町目印之節ヨリ、遠丁打葉賦之儀、何町は葉何程ト云儀、委敷書付有之候哉、

一車炮之車輪、外之方エソリ候所、本式ヨリはソリ様少

キ様ニ相見得候、又ネヂ之塩梅モ違候様ニ見得候、流儀寸法通候哉、

一車炮之寸法、其外台之寸法、并大筒寸法、町賦之葉并道之寸法、野戦筒ホーイツスル進退調練等之手続等之分は、委敷書物ニ相分り居候、不相分は、何々不相知ト申事書出シ候ハ、其外之書物相下ケ可申事、

一備打之節足並不揃は、右は太鼓にてモ打揃ては如何、

一野戦筒打候節、馬上之者有之儀、習受居候哉、  
右条々細々致勘考、以書附可被申出事、  
右ニ相附候御答書

一御本文奉承知候、目録ニ口葉ト書認申候得共、口葉は近來相用不申、此節 御覽之節モ、都てゲスイントにて打方仕候、兼て稽古序破意之打方之節は、シユンド

ロス相用申候得共、未熟之者にては、(急カ)御覽等之節ハ急遣敷御座候付、早打不仕、静ニ火繩にて打方為仕、

五百目七百目鉄盒彈三発之分、シユンドロスにて打方為仕申候、

一御本文掛声之儀、(歌聲)高島ヨリ伝受仕候は、打方之節躬役ヨリ、ヨシト申声にて打方仕候、当分はヒュールト掛

声にて打方仕候、御前にて奉恐入小音にて差凶仕候、

- 一御本文掛声、御沙汰之通り短ク低ク御座候処、別て奉恐入候、高ク引ノバシ掛声仕候方、実用之儀ト奉存候、
- 一御本文、長崎にては小頭廳にて差因仕候得共、無抛相用不申候、子細は口違にて奉申上候、
- 一御本文、御尤之御沙汰ニ御座候得共、備等ノ人数別て未熟之者モ御座候故、御前之儀御座候ニ付、万一筒取扱等不行届儀モ念遣敷御座候間、小頭野戦筒方ト兼対<sup>(帶カ)</sup>ニテ付添居申候、
- 一御本文、長崎にては太鼓・笛・ラツパ相用申候得共、御当国にては未右様之器械相備リ不申候、
- 一御本文通奉恐入候、習受候足取は一足モ引取候方ニ御座候得共、何分未熟にて御目ニ相立候儀、被為在候半ト奉存候、
- 一御本文奉恐入候、未人数モ相揃不申、全ク野戦筒同様相揃候処、吟味行届不申候間、以来右之処御沙汰次第承知仕度奉存候、
- 一御本文奉恐入候、御沙汰通ト奉存候、何分未熟ニ御座候間、以来御沙汰之通仕度奉存候、
- 一御本文打方調練之手続キ、一通高島ヨリ習受仕候迄にて、外ニ書附等無御座候、就中ホーイツスル打方手続之儀は、全相知不申候、
- 一御本文持運候儀、火薬車ニ括リ付、馬にて曳行候様、高島ヨリ承置申候得共、未火薬車製作モ相分リ不申候間、何分右様之儀、御伝受被仰付被下度奉存候、
- 一御本文御尤之御沙汰ニ御座候、<sup>(鹿見廣市)</sup>谷山中之塩屋浜辺沙原にて、車之進退至テ不便利ニ御座候、夫故無抛多人数相掛リ取扱仕候、地面宜敷候得は、少人数にて自在ニ進退仕候、併実用ニ運送候処、未相分リ不申候間、是又御伝受被仰付被下度奉存候、
- 一御本文、前ニモ申上候通り、火薬車之製作モ相知不申候間、何様可仕候哉、何分御沙汰承知仕度奉存候、
- 一御本文劍筒調練は、丸備一行等、兼ては稽古仕候得共、此節は未熟之者モ多人数有之、御前之儀ニ付、仕損シ無之様打方為仕候、
- 一御本文八町目印迄は、高島方にて打方仕候例ニテ打方仕候得共、場所柄不宜、実之經驗是迄相調不申候、就中遠丁等之儀、全ク書付等無御座、右様之儀折角心掛居候得共、高島方之手使モ相絶、相困罷居候間、乍恐何卒御伝授被仰付被下度候、
- 一御本文車輪之処、雛形ト絵図にて製作仕候、本式之処、

全ク存不申候、ネチ等之儀モ、漸ク此節絵図にて出来仕候、御国器之事ニ御座候間、何卒本式之所相承申度奉存候、是又乍恐御沙汰承知仕度奉存候、

一御本文之条々、全相知不申候、

一御本文之条々、何共難有奉恐入候、全ク精微ニ相知不申候、高島ヨリ相伝申候一通之儀は、古法之書付等ヨリ稽古仕申候得共、中々西洋炮術は、大抵之事ニテハ会得不仕、折角書物等探索仕度奉存候得共、其儀モ相叶不申心痛仕候処、御書物等御下ケ被成下段、何共恐入難有奉存候、左様御座候ハ、私は勿論、御門人中一統難有拜見為仕、御用立候様修行仕度奉存候、

一御本文御沙汰之通ニ奉存候、長崎ニても太鼓相用申候得は、足並能ク相揃申候得共、前ニ申上候通、イマタ太鼓モ相備リ不申候、

一御本文長崎ニても馬上之打方仕、手続キ之儀モ、凡習受居申候付、折角馬上打方仕度奉存候得共、私式ニは乗馬等モ飼方難相調、借馬ニて打方仕候儀、念遣敷奉存候付、是迄稽古方熟練不仕、筒掛道具等モ御座候付、何卒御覧御馬ニても被召下、稽古方被仰付被下候ハ、御門人共エ打方為仕度奉存候、

一此節カルロンナーテ十二ポンド位之筒、鑄調方仕候様奉承知候付、切形等仕度奉存候得共、御下ニ相成候図形は、大形之筒ト相見得申候、格別成御道具ニ付、能ク寸尺割合等精微ニ相分不申候ては、実用ニ相叶不申候間、何卒右様大筒之寸尺、台製作等之儀、乍恐御伝授被仰付被下、其上切形差上、尚又御覧之上、思召ニ相叶候処ニて鑄調方仕度奉存候、

右条々、貴公様迄申上候間、何卒御不都合不相成様御取成被仰上被下度奉願上候、以上、

成田正右衛門  
(正之、砲術師範校)  
(鳥津吉彬文書所収)

三六六 徳川齊昭へ書翰 九月二十九日

〔封紙ウハ書〕  
一上 御請 松平修理大夫

尊尊謹て拜読仕候、冷気之候益御機嫌能、恐寿之至奉存候、不存寄、尊書難有殊ニ珍ら敷佳肴拜受、重畳難有奉存候、当地は鮭別て珍ら敷、早速頂戴仕、兄弟共ニも遣し、皆々珍らしき事と難有頂戴仕候、中山も又々七月末ニ佛船来着、一人残置、八月十一日出帆仕候、此度御届ケ申上候、如何ニも不容易時節到来仕候、柔



弱之人氣を佛人見抜申候様ニ被存候、甚々残念之次第、  
皇國も猶更油断仕候時節ニは無之と奉存候、朝鮮にて  
も、少々何か御座候やニ被存候、此度参候船は、二百  
人乗組罷在候、朝鮮より寧波江参り、夫より一艘中山  
江参候よし、又々寧波江帰帆之由ニ御座候、いつれ年  
々根深く相成可申様子、長崎へも来年又々可参やと被  
存候、吳々御内密奉願度、先は御請旁奉申上度、早々  
如斯御座候、恐惶謹言、

九月廿九日

修理大夫

上

猶々、時氣折角御自愛被遊候様奉存候、何そ当地ニ  
御好之品も在らせられ候ハ、承知仕度奉存候、以  
上、

〔照國公文書所収〕

三六七 海岸巡視砲台築造等届書 十一月朔日

私事父大隅守ヨリ奉願趣有之、御暇被下国元へ下着、

早速琉球表之成行承届、其段ハ先達テ御届申上候通御

座候、此度領内山川辺〔攝津郡〕ヨリ諸所海岸見廻、防禦備向之

儀ハ、往古ヨリ致治定來候付、大筒其外武器等取シラ  
べ、勿論山川辺ハ先年來異國船漂來之場所ニ付、大砲  
等試打ヲモ為致、尚防禦備向之儀聊怠慢無之様、嚴重  
申付置候儀ニ御座候、且又数十里之大洋海ヲ請候国柄  
ニ御座候得ハ、兼テ台場ト(台場云々事実ナリ、海岸ノ要  
地ニ番所ヲ設ケ、大小砲ヲ置キタリ、其器皆古式、実用ニ充ツ  
ベカラス)極置候儀ハ無之候得共、応其時宜台場之賦ニ  
イタシ置候場所ハ、諸所へ有之候、然ニ追々台場之儀  
御沙汰之趣モ被為在候付、此度大隅守方へ申越趣御座  
候付、同人ヨリ猶又御届申上候様可仕候、此段御届申  
達候、以上、

午十一月朔日

松平修理大夫

本行弘化三年十一月晦日、御老中阿部伊勢守様へ被差出候  
事、

〔薩藩史料稿本・琉球外國關係文書(東大史料編纂所所蔵)〕

三六八 徳川齊昭へ書翰 十一月十二日

〔封紙ウハ書〕 御直覧奉願候 修理大夫

〔裏封ウハ書〕 上 御請 修理大夫

上 御請 修理大夫

先日〔安色〕は尊書被下難有奉拜見候、日々寒氣相増候得とも、

益御機嫌能被遊御座、重疊恐悅奉存候、然は海上炮術

全書之儀、被仰下恐入奉存候、最早有馬〔頼本久留米藩主〕之方も相濟候

間、全部取揃差上申候間、御用之分御写ニ相成候様奉

願候、扱又玉海之儀、難有奉存候、又何ぞ相願候様、

是又重疊難有奉存候、其内又々相願候様可仕候、且又

ロイテル船戦拜見難有、写候て則返上仕候、御請延引

ニ相成恐入奉存候、先は御礼迄奉申上候、恐惶頓首、

十一月十二日

以上、

別紙

〔奥封ウハ書〕

「別紙御請」

御別紙難有奉存候、如命先々都合は宜敷御座候得共、

其後いまた何事も不申参候、且又御届之儀は書面ニ無

之、国元より重役差出候て、辰ノ口江直ニ口達ニて申

達候事ゆへ、別段書面は無御座候、外ニ中山島々江異

船渡来、御届之儀は、書面ニて差出候間、右写は御内

々奉差上候、先日より御請も可申上処、例之嫌疑之訊

ニて、御届書等手元江写取り候儀も延引ニ相成、夫故

大延引仕、何とも恐入奉存候、

池城上国〔安色〕之御届ケ之儀も、口達之手扣御座候へ共、今

日迄写取入御覽候儀、少々不都合ニ御座候間、余り延

引ニも相成候ゆへ、先御請旁奉申上候、いつれ近々御

内々差上候様可仕候、呉々恐入奉存候、尤口達扣之儀

は、先日申上候意味之通りニて、格別相替候儀は無之

候、

一朝鮮も又々異船渡来之由ニて、宗〔義和、对馬府中藩主〕も御暇被仰出候、其

後帰帆之由ニは御座候へ共、以後も不安心と奉存候、

何卒異人と合体不仕様ニ仕度奉存候、猶々来朝掛念ニ

奉存候、いつれ近日猶又可申上、先日之御請迄奉申上

候、敬白、

十一月十二日

〔鳥津高彬文書所収〕

三六九 徳川齊昭へ書翰 十一月二十九日

〔封紙ウハ書〕

「過日之御請奉申上候」

〔御事書〕

「過日之御請旁奉申上候」

此度は寒中ニて方々文通取込、別て乱筆之段御免奉  
願度、宜敷御披露奉希候、以上、

過日は厚以思召段々仰頂き、重疊難有奉存候、実以て  
中山防禦、少シ成共人数差渡置候事ニても出来候得は、  
寛猛之場ニもよろしく御座候得共、扱々恐入候事、寛  
に過申候事ニて御座候、被仰下候思召も誠ニ以て難有、  
乍恐

雲上思召左程迄御遠慮御座候ハ、今少シ被仰出方も  
可有や、恐ながら夫程御遠慮御座候得は、難有奉存候  
か、此処如何可有と恐ながら奉存候、其後佛船一度渡  
来、一人残置候、先便申上候と存候、其後英船三艘渡  
来候て何事も不申、先年より英船渡来之節之挨拶申述  
帰帆仕候、実は残居医師見舞と相見得申候、兎角只今  
ニ成候ては、中山は勿論、 皇国之存亡、甚々恐人奉  
存候、当年は先相濟、来春参府可仕難有奉存候得共、  
来年より追々根深、夷人追々氣隨之振舞可有と奉存候、  
先々当今通ニては、最早下向之義、誠ニ恐ながら当惑  
仕候事ニ御座候、猶追々可申上候得共、御厚情被仰下  
候御礼旁、御内々奉申上候、以上、

十一月廿九日

〔島津首彬文書所収〕

三七〇 山口定教へ書翰 弘化四年六月二十二日

〔封紙ウハ書〕 此内秘書在

〔奥封ウハ書〕 五而入

極内申入候、此度之儀は、全ひら 荒田・そんた之坊  
人兼御役・相良素白、奥茶通、  
主辺より起り候やと被存候へとも、委しき事不相知候、  
年米物入多き処などより、色々起り候事と被存候、夫

はともかくも、下向も候ハ、折角念入可申候、左候て  
中山之儀ニかきらず、何事ニても比ら辺其外之様子、  
風聞・実事かまひなく、心得ニ相成候義御座候ハ、

例之定家流にてもよろしく、よくよめ候様ニ書候て、  
飛脚之節ニ園田郷右衛門江頼ミ候とも、又は外ニ存寄  
ニてよき人御座候ハ、其人江頼候ともいたし、極細

字ニしたゝめ、山崎迄相届け可申候、尤山崎江差付ケ  
ニ御庭方江頼候てもよく候得共、又差支も可在とそん  
し申候間、夫は篤と勘候てよろしく可致候、重玄江は

極秘ニて御座候、菊池矢市か山田莊兩人之内もよろし  
くとそんし申候、いつれ度々ニてはあしく、書ため候  
て可遣候、尤中山等之義、差かゝり候事は早く承り度

候、明日出立之段承り候間申入候、着之うへ考ニてか  
様と可申遣候、始は山崎江向け封書ニて可遣候、其う

〔調所広郷、家老・二階堂行健、側用  
平上馬場・荒田村・草牟田村  
〔矢一郎、小納言〕爲正、小納言見密〕

〔拾、首彬附御納戸動〕

〔重久玄頭〕

〔菊池・山田〕  
へ菊・山等之内ニ遣事ニ候ハ、其方申遣し次第極秘

神のこころは

いつも清けれ

〔東大史料編纂所所蔵〕

ニ菊・山等江も可申候、押川は如何ニ候や、いつれ着

之うへ可申遣候、焼物之一条、之も其後如何之様子ニ

候や、承候ハ、可申遣候、誰江もけして他言無用候、

〔如題、青栗附奥茶遣勅〕  
白石も表江出候やとそんし申候、よく様子承り出し可

申候、折田も大かた表江出候筈、是も着之比は発候事

とそんし申候、委しき義様子承り度候、残念ニ候とも

ひら辺か又は西田・伊集院江よく取入可申候、左候

て様子承り出し可申候、村甫も如何の様子ニ候や可申

遣候、此品極内遣し申候、其外山崎可申候、尤山さき

計り之取次より、今一人御座候かたよろしく候、菊・

山之内よろしくと存候ハ、見立可申遣候、左様の事

よく汲受候は、山之方可然かとも存し申候、思ひの外

〔強左衛門朝子致吉〕  
近藤之せかれはよろしくと存申候、其外心当り無之候、

先は要用秘事申入候、跡火中可致候也、

六月廿二日  
黒茶盃を石清水と名付て授与す、

にこるとも

おもひなすてそ

石しみつ

三七一 山崎拾へ書翰 六月二十二日

〔奥封〕

一内用

拾江

一此茶わん并たばこ入・金子入封物山口へ可遣候、尤兼

々申候隠密同人江申付候、万事申談可然候、尤重玄江

極秘ニ候、此夜ニてもよろしく、若目立候ては大事ニ

候条、明日不目立様相渡可然候、何分よろしく可致候、

此隠密之義、す印江も内々也、

〔すま、音形隠密〕  
三七二 徳川齊昭へ書翰 六月二十三日

〔封紙〕

一上

〔奥封〕

一御請

修理大夫

修理大夫

尊書難有拜見仕候、甚暑之候益御機嫌能被遊御座、恐

悦奉存候、然は此度参府仕候ニ付、御懇之尊書頂戴、

殊ニ何寄之御品被成下、重畳難有仕合奉存候、御請迄

可申上如斯御座候、恐惶頓首、

六月廿三日

猶以、時氣折角被遊御加養候様奉存候、以上、

別紙

(奥封ウハ書)

「別紙御請」

極密之御別紙拜見仕候、中山之義も、届書等も 御覽

ニ相成、不容易事と思召候由、右ニ付交易之儀も承知  
致候哉、商館取建ニ相成候哉、浦賀初メ湊々江不參様  
申含承知ニ相成候や、此後之処如何可有之候やとの義  
承知仕候、左ニ御請申上候、

一 交易之儀、いまた其儀は少しも色に出し不申、当年渡  
来仕候ハ、成丈ケ猶また申断候て、夫ニても承引之  
氣色無之候ハ、其節唐国之内(德羅省)福省ニて交易可致、尤  
中山渡来之義は、小国ゆへ不行届之旨断り可申、其上  
承引不致候ハ、中山之差配之宮古島・八重山島辺ニ  
て、手細ニ交易可致申談シ、夫ニてもむつかしき節ニ  
は、中山ニて交易可致候へ共、商館等取建候義は断り、  
年々渡来候うへ、商法手細ニいたし、相濟候ハ、不殘  
帰帆可致旨申談候心得ニて、家来之もの差渡置申候、  
一 浦賀其外日本地かた江不參様ニ申聞候義は、難相成事  
ニ御座候、其訳は全体清国其外異国江対し、日本随從

之儀は押隠シ申候て、日本と直ニ交易は不仕、度加羅  
嶋之ものより日本之品交易致候趣ニ申居候事故、日本  
地方江不參様ニ申候義は相叶不申、明朝之比は日本随  
從之義は不明候へ共、通信通商は仕候趣ニ申居候へ共、  
如何成訳ニ候や、清朝ニ相成候ては、日本江は通信通  
商共ニ不致趣ニ申立有之由ゆへ、外国江も清国江之聞  
得を恐れ候や、押隠シ有之候、尤内実は分明ニ清国ニ  
ても存候事ニは候得共、表向は度賀羅嶋之もの日本随  
從いたし、右嶋人より日本之品取次ニて、交易いたし  
候趣ゆへ、此節渡来之異人江も同様相答有之候間、家  
来之面会は出来不申候、心得候ものを疏人之姿ニて、  
応對為仕候義は出来候得共、日本之姿ニて応對は相成  
不申候、しかし異人も、事実は承知之様子ニ御座候得  
共、少しも言ニは出し不申候、右之通りニ御座候、当  
年之処如何ニ可有之哉、未タ何之左右も無之候、又当  
年は氣を抜候やとも奉存候、前文之如く之相談、甚々  
心配之義、寛猛之所置可仕との事ニ御座候得共、当時  
之処とかく寛之方計リニ相成候間、扱々内実心配仕候  
事ニ御座候、猛之所置手薄ク御座候間、相談ニ相成候  
節、猶更随意之儀申掛候は、必定と甚々心配仕候、私

存候処は、商館是非取建候様可相成、左候得は追々随従之姿ニ可相成事と痛心仕候、今少シ猛手段有之度と内心存候計リニ御座候、甚々恐入奉存候、且また長崎御手当之義、此節阿家より申立ニ相成、別て肥前守骨折罷在候、何卒十分御手当ニ相成候様仕度、左候得は中山之方も、鳴々領国海岸も、其響ニて手当も少シは行届可申哉と奉存候、色々申上恐入候得共、何分不容易御時節、利財之義論計ニては難相济時勢と奉存候へ共、扱々利財之方多く恐入奉存候、しかし阿闍等は、去年よりは又余程心得も厚く心配仕候様子、一段之事と奉存候、何卒

雲上御英断有之度奉存候、先は御請迄申上候、入組之義申上度候得共、筆紙難叶大略奉申上候、御火中奉願候、敬白、

六月廿三日 誠ニ乱筆御免  
奉希候、以上

〔島津青杉文書所収〕

三三七 島津久寶へ書翰 八月二十九日

八月三日之書面廿三日ニ相達シ、委細致披見候、愈無事之由、珍重存候、当地何も相替儀も無之、公辺も珍

らしき事も無之候、扱申遣候書面之趣、一々致承知候、一調所事伊達よりもれ候事とそんし候よし、此方にて考候とおりに御座候、左様計りそんし居候ては、以後もあぶなき事とそんし申候、

一折田事御返答委細心得申候て、阿部江先日七日也参り、程能申置候処に承知にて、いつれ同列江も申聞候様可致、若何そ申候事も御座候ハ、又々可申と申候間、何分よろしく頼ミ入候、何ぞ御申聞も御座候ハ、二階堂着之うへ委細申上候うへ、思召も御座候ハ、其せつ御直ニ御申聞可給、左候得は猶更御趣意も能とゞき可申、難有存候旨申候処、是又委細相心得申候と返事御座候、此度村橋左膳代り何と申ものニやと申候間、いまた表向不申参、嶋津權五郎と申ものにて可有御座、いつれにも二印着之うへ、御聞被成下候様ニと申置候、此段極内申遣候、阿部事実は、村橋は去年承り候事も御座候、しかし夫はともかくも、御手当よく有之、御国体ニかゝりさへ不致候得は、少事はよろしくと申居候、是は誰江も不申聞候へ共、極内申遣候、一權五郎之事も表向阿部江御届ケは無之候、十九人と八少ナキ事ニ御座候が、二印着之うへ一組之人数と、御

届ケ出候事かとも被存候、夫か誠ニ恐ろしく御座候、

別段人数被差渡候御評議無之よし、最早其儀は中々有ましく被存候、池城之事もいまた当地江表向は不申

参候、自分も委細不存姿ニ御座候、フランス人・英人も追々列帰可申との事、何寄之儀ニ御座候、何卒其通り致度事ニ御座候、右通り列帰候様相成候ハ、其後

は最早安心と存候や、又一往帰候ても後患難計存候や、其方心底如何ニ御座候や、承度存申候、

一 調も胸中ニは当り候様子、追々程よく取計候向ニ相聞得候よし、先々よろしく安心いたし申候、

一 大至院等事も不都合之よし、けして左様と存申候、先々何事も不申かた可然そんし申候、中々人の申言聞入れ候事は、先は無之と存申候、

一 池城之義、いまだ此方江も表向不参程之事ニ候処、七月廿八日登城之節、〔幕府表坊主〕星野久庵内々申聞候は、此間御庭

番帰り候由、琉球も唐国江去年参候使者帰り、唐国ニて相談ニ相成、十万両程之品、御国より被遣候て、残り居候異人列帰候様ニ相談も相濟候や之旨、御庭番申出候由、内々しらせ候もの御座候、兼て隠密帰り候ハ、申上候様ニ被仰付候間、御内々申上候旨申聞候、

十万両なぞは虚説ニもいたせ、大意は間違も無之候、

其通りゆへ誠ニ恐ろしく御座候、又申聞候は、是はたしか成ものニ承り候ニは無之候得とも、琉球鳴々江異船

参候よし、申ものも御座候と申聞候間、両条共全く不存事、大かた虚説ニも可有、何も国より不申来と申置候事ニ御座候、

一 何事も洩れやすく心配之よし、尤至極之事、実ニ恐ろしく御座候、夫故此後も飛脚毎ニは此方よりも遣すま

しく候、其方よりも其心得にて、此返事は届次第遣し、其後は間を置き可遣候、

一 琉球之儀、其後如何ニ御座候や、大凡之処極内承り度候、当地にて色々申候儀も御座候間申遣候、実否之儀、承り度そんし申候、

一 折田・不及等之事も、段々申遣し心得申候、〔調印〕江も承りニ遣候へとも、書面にては難申遣と申候て、只御

膳所向職等之義にて、色々之事引出候と申来候、〔山口定敷〕不印之義は、一体是迄調印は余り不向之方ニ御座候間、秀不運と存申候、  
一 当地にて琉球之儀申候事承り込候義左之通り、  
一 琉球静ニ候得共、内々は三艘参り居候よし、徳之しま

江も三艘参り直ニ出帆之よし、又喜界しま江は四艘参り、牛奪ひ取り候よし、又飛船等参候ても、山川にて差留メ、極秘事之よし、何か琉球無事と計りニは無之よし、極内評判いたし候よしニ、世間より内々承り申候、右通り世間にて申も、全く虚説計りとは存しられ不申候、極内様子承り度ぞんし申候、

一折田も早速役替も為致候筈ニ候得共、使ニも参り、公辺ニも名前相知れ候事にて、余り直ニては又隱密も承り、何かおかしく聞得候ても如何ゆへに、其段調印江も先使申遣候て、去ル廿四日ニ役替申付候、(小納言より道奉行へ)此義不都合ニも存し候得共、時節あしく公義御都合第一ゆへ、

右之通ニ取計申候、調印口振如何ニ候や、内々承り置度候、

一 台場之事も、申遣し致承知候、其方巡見当り前之事ニ御座候、しかし此義如何と存し申候、申遣候通り一台場五六十以上ニ無之ては、何之役ニも不相成、笑草ニ相成申候、公義より見分之義は、先來年迄は有ましく、四五年之内ニはけして可有之、いつれ前年比御達し相成候うへ之事と聞得申候、其様子御座候得は、早速しらせ候筈ニいたし置候間、知れ候ハ、早速其方迄極内

々ニ申遣候様可致候、調江は此義何事も不申遣心得ニ御座候、

一 御金賦之事も、不申かた可然よし申遣し、委細心得申候、自分ニも其心得ニ御座候、必ず案んし申ましく候、当年も同席中、方々まねき御座候、大かた断申候得共、無抛頼ミ旁にて之まねき、一往断候ても再往申参候事故、無抛参り申候、此義第一困り申候、

一 茶道方・膳所等は余程抜ケ穴も御座候様子ゆへ、此度(鳥津久徳、家老)將曹等も精々手を付ケ申候間、余程違ひ可申、納戸表払之方はとてもむつかしく、誠ニ少し計之事とぞんし申候、

一 念の為申入候、權五郎儀、渡海被仰渡候よしニは候得共、又響合計りニ山川迄にて、何となく相済候事にては無之哉、如何之様子ニ候や、是又極内承り申度ぞんし申候、

一 是は別の事ニ御座候か、去年笑等駒場江拜見ニ参り、(兼曹)其後御場所拜見ニ参候義、余程やかましく相成候て、加藤啓次郎江之進物等大造之事、家老之身分ニは不似合千万と申事にて、調等初メ二印・半田(嘉藤次、説典)其外不殘、名前等も相知れ候よしにて、既ニ表向ニ可相成様子ニ候



得共、先ツ平和之取計ニ相成、其節御鳥見何となく慎

ミ、加藤啓次郎押込ミニ相成申候て、夫にて表向ニ不相成候、いまた慎御免無之よし、加藤はとても再勤は有ましきよしニ御座候、右様此義ニても、調等名前も上ニ

響き、不都合ニ御座候、此後之所余程考無之と、色々つとひ候て、何と出可申も難計、二印此度之出府、様子次第如何と案申候、調印出府之節も、此うへ何事も

なく候ハ、何も御沙汰有ましく候へ共、何そむつかしき事御座候ては、あふなきものとぞんし申候、此儀

大かた極秘とぞんし申候、(早川兼典、江戸屋守忠)五郎兵衛大心配いたし候様

子、しかしまづ、何事も無之候、調印より加藤江送り物等多く御座候を、仲間江配分不致処より、破れ申候

との事御座候、御小納戸頭取迄は、進物之品書并ニ調印はしめ参候人々の名前も、皆々聞合候て申上げ候よ

しニ御座候、加藤江はケ条書にて、御問状下り候よし、其外目黒(橋前屋、料亭)はしはや等江、調印之事等聞合ニ参候との事

ニ御座候、極内心得迄ニ申遣候、  
一 来年 御参府秋かと被存候か、如何之様子ニ御座候や、

内々承り度心得ニ相成候間、極秘ニ承置度候、又内(折角部)の浦辺御巡見はいつ比ニ相成候や、是又承り度ぞんし申

候、

一 半田も如何之事候や、是また様子極内承り度候、(島津久徳)將印も弥笑と十分ニ無之と存候か、如何ニ候や、是又極内心得迄ニ承り度存候、

一 自分も、此度阿部達之首尾相済候得は最早用もなく、来年御いとまも有ましくとぞんし候間、琉球之事は何

もかまひ不申姿ニいたし、將等江も少しもかまひ不申様子ニいたし候心得ニ御座候、阿部何と申候とも成丈

ケ断り、將呼出し候て達候様ニと可申心得ニ御座候条、極内心得迄ニ申遣候、琉球之滞留異人其外異船渡来等

致候節は、極内其方よりしらせ候様頼ミ入申候、二印着にて阿部江参候迄は掛りあひ可申、夫よりは最早安心と申候て、表向不構姿ニいたし申候間、左様心得可

申候、  
一 長き風説書、極秘イキリス蒸気船にて、今来年中ニ可参様子之段、蘭人申出候よし、定めて承知之事とぞんし申候、阿部も此間申聞候、御国も折角用心可致と

申居候、  
一 大炮掛り等、追々被仰付候よし何寄之事、しかし鑄立方余り其後多くも無之様子、又響合計りにて無之哉、

何卒現事十分御手当御座候様いたし度、表向より内実  
之方手厚ニ相成候様致度事ニ御座候、当時鑄立ニ相成  
候筒もよろしく候へとも、夫より十貫目・六貫目之ポ  
ンベカノローンと申筒、一名ベキサンス、右之筒台場  
ニは極よろしく、其筒之備有之台場は、用心致し近寄  
間しくと、西洋ニて申候程之筒と承り申候、其方申出  
候義、出来兼可申とは存候へ共、心得迄に申遣候、ポ  
ンヘン玉とは違ひ申候、其筒之図はベキサンスと書付  
候て、鑄製方江も下ヶ置候間、御座候とそんし申候、

是は野戦之用立不申、台場第一之筒ニ御座候、

一 青山事も西洋江入門ニ相成候よしニ承り候間、野村彦  
(致野流砲術師家)  
術師家

兵衛事も此迄荻野流ニて、内々ながら筒預ヶ、弟子六  
十人程も相成候得共、青山も其都合ニ候ハ、彦兵衛  
も門弟一同成田入門之方、御都合もよろしくとそんし  
候間、此將江も相談いたし、藤五郎迄内々申遣し、門  
弟一同成田ニ入門致し、稽古致し、是迄之流義も、預  
ヶ申候筒も御座候間、油拔之為にも相成候間、内輪ニ  
て不絶稽古いたし候様ニとの事申遣候間、是又心得ニ  
申遣候、海老原等之口氣如何ニ候や、承り次第承り度  
そんし申候、

一 其外我等心得ニ相成、よろしきと存候事も御座候ハ、

無慮慮可申遣候、六郎より外志人も油断不相成、誠ニ

困り入候事ニ御座候、其地市中御取しまりもきひしき

よし、人氣如何とそんし申候、当地阿部之評判弥よろ

しく、諸役人一同心伏、市中も静ニ相成、人氣立直り

候様子ニ御座候、何事ニても一存ニ無之、三奉行其外

掛り吟味之上、其内を善悪勘考候て取計ひ候様子ニ聞

得申候、一人も阿部をあしく申ものは無之、何卒左様

ニ有度事ニ御座候、殿中も無別条と申事多く、役人等

進退誠ニ少く御座候、当地季候初冬之ことく、綿入老

ツニては朝夕は寒き程ニ御座候、信州辺地震いまた少

しツ、御座候よしニ聞得申候、真田領分計りにて五千

人程之死亡と聞得申候、当地火事も少ナク御座候、雲

州御名代来月二日出立之筈ニ御座候、行列余程立派と

聞得申候、

一 其御地御取しまり且被仰渡等も、心得ニ相成候義は承

り度、当地心得ニ致し申候、

一 寛之助も先々平和、しかしいまた十分成長無之候、追

々はよろしくと被存候、右ニ付ても色々奥向入組之事

有之甚タめんどふ、しかし最早相濟候姿ニ御座候、極秘

之事ニ御座候、着もいたし候ハ、直ニ可申聞候、

一右は返事旁申入候、此返事伊木(常盤)ニても種子ヶ島方にて

も、都合次第ニよろしく頼ミ入申候、自分は以後都合次第、両方之うちより可遣候、先は早々用事申入候、以上、

八月廿九日

(東大史料編纂所所藏)

三七四 山口定救へ書翰 八月二十九日

密書相達シ致披見候、当地相替候事も無之候、扱申遣

候条々委細相心得申候、申遣之通実否之儀は無心元事

ニも可有之、しかし心得ニも相成申候、徳之島之事等

も外より承り申候、山川表迄ニて笑(調所広篤三階堂行徳)・二より外実事届

不知との事、尤其通と聞得申候、御側設計ニも無之、

御家老も委敷事は不知、少し間有候て知る位之事之よ

しニ御座候、

一二印出府之儀も其通り候事、池城上国不致うちは、出

府いたさぬとの事、此池城義いまた上国不致事、是も

うたかわしく、若や先しはらく上国不致様、御留メニ

相成居候事かとも被存候、様子さくり候ハ、しれ可申、

池城唐国之様子申遣候通りとの事ニ御座候、しかし此

儀実否うたかわしく、どふか唐国も又少々戦争も有之

との事ニ御座候、此義も心付ケてさくり候様可致候、

弥其通りニ候ハ、とても引取り之義無覚束、段々考

候処、池城上国、二印出府も、少し琉球之様子分り候

うハニ可相成やとも被存候、

一法元江申、台場図(元明、六左衛門、作事奉行見習)もらひ可遣候事尤ニ存候へ共、洩候

時あふなく、折角用心第一ニ御座候、

一寺々取建之事、別庄(在)も取広メ申候義致承知候、弥評判

不宜事と存申候、精光寺地蔵何之訳ニ候や、此義さく

り見可申候、此度はしめて萬印参詣ニ候や、又此迄内

々代参等参候義も御座候や承り度、少し心得ニ相成候

間承り度、外ニも萬印信仰ニて祈禱等たのミ申候寺社

も御座候や、急ニは不及候へ共、追々聞合セ可申遣候、

一押川其外申遣候儀、委細心得申候、

一黒木御勝手方御免之儀、日置程(島津久風)ニも無之と見得申候へ

共、先同様とそんし申候、將印ニも此前之様ニは無之、

何事も表向之事計り、内々之儀調より不申遣様子、外

より承り候姿ニ見得申候、將の申ニは平の辺は二印江

色々と云はれて、此前と違候様子、第一身分之所恐候

て、何事も御沙汰ニ従ひ候様ニ、近年は別て御座候よし、相良〔五大集カ〕之比より別て其様子ニ御座候と内々申聞候、是は虚説に有ましくとぞんし申候、

一百姓等疑念起し候よし、如何様ニ申候や承り度、追々承り候義も有之、將も先日色々申聞、歎息いたし居申候、市中等衣服等むつかしく、宿内迄入て吟味有之哉、二聞得申候、弥其通ニ候や、百姓町人如何ニ相成候や、一段々將口振、且様子考候処、是迄將も色々と思評も御座候へ共、御前向万事之儀ニ余程考候て無事ニ相成、

手ひどき事無之相済居候様ニ被存候、江戸も將はなれ候後は、色々手つよき事も出候様子ニ御座候、將申ニは何事も御沙汰通りニては、皆々恐入難儀も御座候、夫は御側役之役ゆへ、追々和らけねはならぬ事、夫を二印が其候出し候ては、たまり候ものニは無之、此前より自分ニ覚有之と、此節も時々申候、是等之評判も如何承り度候、

一嘉藤次之儀、上之方か下之方か、評判よく承り可申、此度川崎〔屋敷〕と申ス留守居附役も下り候、如何之訳かよく承り見可申候、

一御巡見もいつ比御座候様子ニ候や、よく承り可申候、

来春ニ相成候や、又御参府も秋之様ニ被存候か、如何之様子ニ候や、是また承り見可申候、

一立野焼物、星山之儀其後何之沙汰も無之候か、あの籠如何之様子ニ候や承り度候、良阿彌等之口振よく承り可申遣候、素印〔相良素印、奥茶室〕も其後逢候や、如何ニ候や承り度候、一百姓町人之人氣如何ニ候や、又諸士も如何ニ御座候や承り度候、

一海老原之様子承り度、友野〔長谷〕は少し勢ひ薄くと被存候か、如何ニ候や委しく可申遣候、

一此度之返事は山崎江向け可遣候、山田〔益正〕と打交セ可遣候、此方も同様ニいたし候、不目立様第一ニ心かけ可申候、

一近藤様子如何ニ候や、評判承り度候、〔藤左衛門〕

一權五郎山川迄参候よし、又例之通り夫成出帆不致ニ相済可申とも被存候、様子承り度候、

一イキリス当・来年之内、日本江可参と蘭人申出候よし承り申候、又池城義唐国ニて申談し、此方より十万兩程之品物遣し、承知ニ相成候との事、隠密より申上候との事、世間にて内々申もの御座候、此義も心かけ承り合せ可申候、

一調印持高之儀、如何程ニ候や、内実様子委しく承り可

申遣候、

一二印出府後、〔久包、側用人〕吉利寄之よし、如何之評判か承度候、

一笑印儀、近年余程病身ニ相成候間、寒氣之節如何と存申候間、若不快等之儀御座候ハ、早々可申遣候、心得ニ相成申候、

一余り度々書面遣候ては目立不宜、九月末遣候ハ、十月止メ、十一月又正月初メと遣候様可致候、しかし何ぞ差掛り候義も御座候ハ、早々可申遣候、

一当地寒さつよく、綿入袴つにて御座候、火事は無之候、信州地震いまた有之よしニ聞得申候、先は要用迄申入候也、

八月廿九日 函

〔東大史料編纂所所蔵〕

三七五 山口定救へ書翰 九月二十九日

八月之書面相達シ令承知候、權五郎之儀致承知候、表面は琉球迄参候つもりと相見得、〔三階堂行傳〕志津馬ニは矢張琉球迄参候段申聞候、弥大しま迄ニ候や、委細承り度そんし申候、

一〔八月十日徳術館開場〕稽古場之開きの事、大砲掛り・異国掛り出席無之事は

不快ニてや、又は出席いたし候様ニ御沙汰無之哉、是又承り出可申候、

一〔關所匠師ニ爾輩行儀・海老原清照〕笑・志・海江金被下云々、右之儀いよゝ相違無之事ニ候や、篤と承り糺シ可申出候、

一草ム田之茶屋之儀、不似合之事ニ候、何ぞ下こゝろ御座候や、よく承り糺可申遣候、

一百姓町人難儀之事、如何之事ニて左様ニ御座候や、ケ条書にて様子委しく可申遣候、〔島津久宝、家老〕黒木ニも逢候よし、さ

そゝ心配之事とさつし申候、民百姓迄も難有奉仰候様ニ申上ニ相成候儀は、其通我ら江も其段、時々笑・〔徳山〕將共々申居候事ニ御座候、黒印も色々儀申上度と申事

は、如何之事共ニ御座候や、是又委しく可申遣候、昆布之事、阿部申候ニ違ひ無之、夫故聞得を恐れ鹿兒嶋〔指宿長兵衛〕之分御免ニ相成、田舎之太平次江被仰付候事と見得申

候が、夫にてはまた公義より何か近年中ニ出候ニは相違無之候、太平次より色々頼まれ旁之事とそんし申候、

一〔吉崎廿八郎、奥小巻〕吉壮八之事、是は申迄もなく相心得申候事ニ御座候、〔仁丸雪庵、奥茶道〕仁節之事、是も其考尤ニそんし申候、

一此節之有様根深き事ニて、樺山之節より根深く、皆々も申、家老中も左様ニ存候様子之処、ケ条書にて委し

く承り度そんし申候、

一 黒木江此後も逢候ハ、何もしらぬつもりにて、御領

國中難義之事を、我ら江

自分江内々御申上被成候ては如何ニ

候やと、都合ニ御座候ハ、申候て様子可申遣候、何と

申候や様子承り度御座候、島津久武、家老壹岐之義は如何ニ存居候や

是もよき都合も御座候ハ、何となく様子承り見可申、

しかし少しも不心付様、第一ニそんし申候、

相良素吉、重久玄徳一 素・玄江此度改て御内用掛被仰付候、是も油断不相成

候、用心之事御座候、仁節之義人物如何ニ候や、是ま

た様子承り度そんし申候、

一 隠密之儀、借船出家等之儀云々、委細心得申候、尤ニ

御座候、是は左迄恐れ候事は無之、聞出されてもあし

き事なければよろしくとそんし申候、

一 笑江御成之事いつ御座候や、委敷承り度候、指宿江御

入湯いつよりニ御座候や承り度候、

一 二印取計之儀、手つよき事と存候、一体之処評判可申

遣候、

一 其方之儀、全く去年中入用多くとこの事より、一体取し

まり向も不宣との事、笑申候様子ニ聞得申候、折田八郎兵衛、

道雄行最早下着と存申候、是も同様之事とそんし申候、何と申

居候や、様子承り度そんし申候、是は二印と不印不和の様

二も聞得申候、如何承り度そんし申候、

一 琉球之事情、猶また委しく承糺シ可申、事ニ寄候得は、

八月末九月比佛らんす船参候やも聞得候間、飛船参候

ハ、よく承り糺シ可申候、

一 其方每度山崎拾、山田為吉山内人江文通も、若目立候てもあしく、時ニ

寄候ては福崎事在国ゆへ、季連、小納戸見吉右江頼ミ山迄遣候様ニ致候

てもよろしく御座候、

一 近藤ら之様子如何ニ候や承り度事、

一 琉より帰り候もの御座候ハ、何となく様子委しく承

り見可申候、清国にて池城事よく相頼ミ、列帰る約束

ニ相成候との事ニは御座候へ共、内夷之様子よく承り

合せ可申遣候、先は条々申入候、猶後便可申入候也、

九月廿九日

(東大史料編纂所所蔵)

三七六 山口定救へ書翰 十月晦日

書面相達候、此方何も無事ニ候、良寛、軍役方取調掛川さき之事承知いた

し候、是は笑事園田きらひ、將江も秘し候ていたし候

事、此度御軍役御手当被仰出候為之事にて、これは随

分笑之所存宜敷事ニ御座候、

一 萬印（ゆかり、音聞御堂）の一条、委細心得申候、とくに此義（人形）は承り、京都

ニて出来申候事も、委しく手つゝきも相分り申候、当  
人之手元ニ參候後、如何相成候や、此義は存し不申、

其義は存し不申、其義も少し手を付ケ候得共、いまた  
不分、矢張当人之手元ニ御座候様子ニ御座候、其方も

折角心附ケ居可申候、竹下傳取次伊集院太郎左衛門江  
申付候事之由、山田（浦安、町奉行格兼御座候）も存し候事、去年立前より色々京

地ニては申候事ニて、將はしめよく存し居事御座候、  
二主（二階堂行巻）も存候よし、虚説ニては無之候、其方ニも猶又こ

ゝろ付ケ可申候、

一 將之儀、笑不和相違無之、しかしいまた内心弥之義、

難計御座候、五万両之義、是は尤ニ候得共、弥之処何

とも難申、水上ニて夜ニ入候事は其通りと存候、壹万

両三人ニて取かすめ候との事も評判承り候か、是は何

とも難申、二事は琉球館聞役名代被仰付候よし、左様

之義取交り、色々評判ニ相成事ニては無之哉とぞんし

候、

一 色々之義御聞ニ入候事、誠ニ六ヶしき都合ニて、中々

六ヶしくと存申候、今少ししたしか成事ニて、弥か様の

事有之と申儀、よく不相分候てはとても六ヶしく、よ  
く承り出候様可致候、

一 先便ニも申遣候とふり、月々書面遣候ては目立候、十  
二月末か、正月初メニ遣候様ニ可致候、後便は此方よ

りも不遣候、  
一 其方表江出候儀云々、左様ニも可有之、二印出候得共、  
わざと何事も承り不申、先きよりも何も不申候、

一 笑持高之儀、其外鳥目等之儀云々、承知いたし候、表  
向五千両程借財も御座候、此儀わざと左様ニ致候や、

猶又委しく承り度候事候、  
一 宗印勢（海老原清照、軍役方總頭取）ひ尤之儀、是もむつかしき人ニ御座候、御家老  
中とても叶申間敷、実は御家老中一同申合セ、笑等之儀

申上候事、出来ぬと申は少しよわき事ニ御座候、一同  
申合セニて動かぬ事申上候ハ、よもや 御取上ケも

有そふなる事と存候、

一 豊後・壹岐・石見・久馬評判如何承り度、笑江附候や、

又不残不附や、是又承り度候、中務評判あしくと存候、

主計はよろしくと存申候、

一 精光寺之儀云々、誠ニ不似合至極之事ニ御座候、猶又

様子委しく可申遣候、笑江出入之町人之内をよく取こ

み、様子内々聞候様致事は出来兼申候や如何、承り度候、

一 清水竈之儀云々、致承知候、

一 藥丸剣術之儀云々、此義は笑より承り候事も御座候、取立之様子ニ聞得申候、

〔自願統〕

一 妙國寺御法事之儀云々、御尤ニ御座候、笑取計ひ人氣

〔慶見島市下伊敷町〕  
を取り候為かと被存候、しかし御尤ニてよろしく存申候、

一 此比猶更一人ニて取計ひ候由、追々左様可相成、今ハ

下より事起り可申と存申候、御家老中ニも時節致かた

なく、扣居候と被存候、いつれ追々工夫も可致、し

し当時之処ニては、甚タ六ケしく御座候、是迄返事旁申入候、

一 二印御用も済候て、廿五日ニ立申候、先々阿部之方も

承知ニて相済、人数も可也ニ聞済ニ相成候間、定て帰

着之うへは、上々都合ニ相済候と可申、左候て又大目

付格かとも存申候、右之都合も様子委しく可申遣候、

且また世間評判も、さそやかましくと存候、よく承り

可申遣候、

一 笑事悪意増長ゆへ切捨可申、又は鉄炮ニて打可申やな

そと、下々ニて申候やニ、内々風評承り申候、弥左様ニ申候もの御座候や、委しく承り度そんし申候、

一 一つ指宿御立御帰り、其外御出等御座候か、又何そ御

座候節々、承り次第委しく書付可申遣候、遊印（ゆり）も方々

参候義も御座候ハ、承り度候、

一 遊印霧島参詣、何事か不分候、来年ニも相成候ハ、

何となく承り合せ、様子聞つころひ可申候、

一 其外は後便ニ可申遣候、先は用事申入候、此方阿部評

判弥よろしく、諸人心服いたし、諸役人も一杯ニ相つ

とめ候様子御座候、其外火事もなく、世上一同平和ニ御座候、以上、

十月晦日 圓

別紙

〔奥封ウハ書〕

「書添」

別紙之通り、主計より内々申遣候、我ら為を存し申遣

候処、如何ニも大悦至極ニ御座候、定て其方内々はな

し候事と存候か、主計はよろしく候へ共、けして他言

無用ニ御座候、呉々心得第一ニ存候、同人若相尋候ハ

、別紙申遣候事は内々ニ致し、只聞合せも不致様、

他言も不致様ニ、かたく被仰付候と申置べく候、且ま



た主計申遣候処は、重疊大悦ニ存候段、被仰下候段もよく可申、しかし主計より何も不申候ハ、此方よりは申ましく候、左候て又以後はけして主計江も、何事も申間敷、只々心中ニ秘し候て、承り候分を内々可申遣、けして外江他言無用ニ御座候、主計江は返事ニ委細承知、大悦いたし候、早速取止メ可申、且我ら内存委敷申遣候事ニ御座候間、是又心得ニ申遣候、主計別紙は返し可申候、尤正月三日便ニ此返事可遣候、主計申候処も尤ゆへ、此方よりも正月末ニ後便可遣候、来月来々月は遣すましく候、此段申入候、只々心中ニ秘し可申候、以上、

十月晦日 圓

(東大史料編纂所蔵)

三七七 山口定教へ書翰 嘉永元年二月二十九日

〔封紙〕

「フシ」

〔裏封〕

「フシ」

度々の書面相達シ令披見候、追々暖氣ニ相成候得共、愈無事珍重ニ候、此方相替儀も無之候、申越之条々委細心得申候、軍役一条且給地高之一条も云々、委細致

披見候、此度之給地高之事は、御趣意はよろしく候へ共、承り候得は

上江高差出、拜借其外之処も、此節上納いたし、高取もとし候様ニとの事之由、弥左様ニ御座候得は甚々不宣、是迄上ヶ置候高は当人江被下切ニ、無上納ニ被仰付候様無之候ては、下と共に利を争候ニ相当り、御趣意ニ違ひ可申候、又余三月迄とハ早過申候、何も是迄大手拔之処を其様ニ急き候ても、軍役之為とは不相成、人氣猶更動き候事と被存候、且又此義付、笑・海・二等自分の田江水を引、且加藤等之面々笑江取込ミ、色々自由可致と存候間、委しく相さくり可申遣候、一御巡見も在之候よし、人数被召列候由、是もよろしく候へ共、実用薄く、響合第一ニ相成、甚々不安心之事御座候、白尾等之事も、尤之義ニ御座候、是はよろしく御座候、

一將印娘之義云々致承知候、尤ニ存候、しかし主殿等之義考候得は、少しは間から不宜やニも被存候、

一笑印高在金之儀云々、在金之儀は是は左程は有ましくと存申候、

一黒木其外之事、評判之通ニ存申候、皆々只恐れて居る

(島津久宝、家老)

(島津久寶、當番)

計り御座候、とても今申出候ても、行れ不申事故致か  
た無之候、〔島津久備〕中務此度寺社奉行勤ニ相成候、此義は初よ  
り笑も不承知之人と承り居候、夫故其通ニ御座候、將  
は少々不本意ニ存居候と相見得申候、

一 二印其他少々不印之様子ニ評判之由云々、此節仲被仰  
付候処ニては、左様ニも可有哉、猶又承り合セ可申遣  
〔高利久保〕  
〔御役〕

候、御參府之節は、早く大坂江二印出候様子ニ聞得申  
候、御側を放し、大坂之方を専らに為致候心得かと存  
候、〔海老原清照〕海印は誠ニむつかしき人物ニ御座候、笑も其儀は  
存居申候て、余り御側江出候ては、不宜ものゝよし申  
居候趣は、此前より承り居申候、猶委敷可申遣候、い  
つれ小人の寄合ゆへ、長くは持チ申間敷と存申候、

一 主計之儀云々、猶又相心得、折角極密第一ニ御座候、  
此節も主印よりも色々申遣候、余程厚き心得御座候人  
ニて、よろしくと存申候、〔盛胤、大目付〕名越右膳も随分よろしく候  
や、是又評判承り度存候、

一 海印、黒印江申掛ケ候儀、誠ニ以て不屈至極、余り勢  
ひ過ぎ申候事、不遠罪ニ逢可申と存申候、

一 萬印之儀云々、申迄もなく先年より之事ニ御座候、  
〔助七〕  
一 福崎之事、着之うへ万々承り可申候、

一 主印書面請取申候、

一心岳寺海苔到来、満悦ニ存申候、何ぞ可遣と存候得共、  
火へん之用ニも可相成と目録遣申候、  
〔統野〕

一 当地何も相替儀無之候、しかし当廿二日夜、〔忠良老中、青山屋敷  
藤山藩主〕、〔忠重、老中、宇都宮藩主〕松平忠恵、〔若年寄、小幡藩主〕  
より出火、戸田山城・松玄蕃類焼いたし、廿三日昼八

ツ比、又々岡山上やしきより出火ニて、阿部伊勢類焼  
〔岡山藩主池田慶政〕  
いたし申候、老中三人類焼、珍敷事ニ御座候、花も此

両三日少シ相見得申候、来月十日過盛りと存申候、

一 玄碩・猪右衛門も出立いたし申候、四月上旬其地着と  
〔重久、素丸〕  
存申候、

一 近藤隆左衛門事、其地様子如何ニ候や、委敷承り度候、  
〔温床、船奉行家老藤田助兵衛〕  
一 高崎五郎右衛門事、笑之方余り不宜とや、是又承り度

シ、其外何も委敷承り度候、

一 琉球も最早時節ニ相成申候、無油断可申遣候、先は返  
事旁用事申入候、扱又越前やさだも三谷三九郎二男江  
婚禮いたし候よしに御座候、

一 其外後便可申遣候也、

二月廿九日 圓

猶々、〔大井村別邸〕大井当年別て宜敷、鳥代も多く御座候、猪右  
衛門着いたし候ハ、承り可申候、且表奥附合之事、

きひしく候や、是又委敷承り度存申候、以上、

〔東大史料編纂所蔵〕

三七八 山口定教へ書翰 三月二十九日

〔封紙ウハ書〕

山及江」

〔奥封ウハ書〕

度々之秘書相達シ令披見候、無事珍重之事ニ候、此方

無異之事ニ候、返事以一書申入候、

一磯にて御試之儀、全御響合と被存候、又女中之儀、如

何と存候、実事如何と存候、野村事様子如何ニ候や承

り度、同人江よき折面会いたし、何となく実ニ御手当

ニよき様子か、又成田流〔正之、御流儀徳術師職也〕は只響合計り之様子ニ候か、

承り候て可申遣候、

一疏江又異船も参り候よし、弥之事ニ候や、委しく承り

糺シ可申遣候、又滞留異人在番所江参り、漸々作大夫

等も忍ひ候よし、是又委敷可申遣、最早追々時節ニ相

成候間、篤と承り糺シ細事可申遣候、呉々極秘ニ可致

候、

一吉井之儀は外之訳ニは無之候、全く成田流内まく之手

段、江戸江可申遣やとの掛念ニ相違無之候、其通り秘

し申候は、全表裏有之故之事と存申候、炮術和解書等

も、宗印少々持下り候得共、少しも成田門人江見セ不

申様子にて、内々にて此方江書物無之困り候様子ニ、

門人之中より申遣候向多く御座候、吉井出入不致候と

も、外より皆委敷様子は相分り申候、しかし書物は此

方よりも一切遣不申候、

一笑・宗勢ひ強く候よし、又屋敷取添之段致承知候、只

今通り相成候うへは、折角目立候ニ致し、公義江隠密

よりしれ候様ニ相成方、かへつてよろしく、内之浦之

事も、猶又委敷承り可申遣候、

一御巡見之節落書之事云々、肥後のものにては有之間敷、

隠密之内かと存申候、其亭主如何ニ相成候や、是又委

しく可申遣候、

一西目江巡見、是は虚説と存候、笑計り之事と存候、

一黒木も海岸巡見相願候よしニ候得とも、出来不申候よ

し、外之人ニは何も為致まじき工ミニ御座候、笑江戸

江参候も、例之御心願ニ御座候、人ニ働かせ候て、若

出来候時あしく候間、自分ニ参候事と存候、とても最

早御心願はむつかしく御座候様子ニ御座候、阿部事笑

江対面も如何ニ候や、六ヶしくと存申候、

一高之事致し様あしく候間、とても十分行届兼候は知れたる事ニ御座候、

上ニ利を取なから之取しらへゆへ、とても六ヶしき苦ニ御座候、権家江入込候ものは、存外利を取ニ違ひ無之と存候、委しく可申遣候、

一宗印評判強きよし尤ニ御座候、笑は我俣計りニも無之、半分はよき事も御座候得共、宗印は十倍之奸悪之ものニ御座候、少シ学問御座候間、猶更六ヶしく御座候、

一黒木・笑出立跡は、將江次渡候事ニては無之哉、夫と（島津久直）も又左衛門又々登城との事ゆへ、機嫌とり人氣の為ニ、又左江被仰付候かも相知不申、又々手段かへ候哉と被存候、様子委しく可申遣候、

一下より上を疑ひ、上より下を疑候様子之由、下情上ニ達せざるゆへに御座候、

上はよき思召も御座候ニ相違無之候へ共、中ニて自分勝手取計候ゆへ之義、又笑・二より外、御政事向直ニ不申上ゆへ、疑念も起り申候、とかく大破れを引出シ不申候ては、立直り六ヶしくと存申候、

一來々年疏人之事弥と存候、しかし異人次第追々根深く相成候ハ、六ヶしきもの御座候、

一琉球之義余り押計候事ながら、当年は大丈夫ニ異船可參と存候、たとへ列婦候とも、只は帰り申間敷、是迄滞留も致候事ゆへ、以来通信致候義調候ハ、可列婦

とか何とか可申、又今一ツ考候得は、廣東ニて承知とは申候得共、其後本国より申遣候趣御座候間、是非ニ地面求メ、商法取組可申旨、申候ニヶ条之内を、多分可申と被存候、しかし笑等押隠し候は必定ゆへ、よく心附ケ聞合致候て可申遣候、此義は急度承り出シ可申遣候、

一吉（吉崎壯八郎、奥小松、備守、軍役方兵遣役）壯、有馬方入門之義、委細心得申候、いつ比入門致候や、是又承り度候、

一笑屋敷内武芸有之よし宜敷事候、全く諸士引立之心と見得申候得共、夫計りニても中々行れ不申、かへつて笑ひ之種かと存申候、

一周防殿之事云々、是は全く御免駕後之所、左様無之候ハ、又々我ら御暇ニ相成候様子ニ御座候間、夫ニては物入多との申立ニて御座候、全く内心は、成丈ヶ我ら御暇ニ不相成様ニ致度心根と見得申候、我らニも御いとまは甚ためいわくニ存候事ゆへ、此度も六ヶしく候得共、内実之訳合篤と阿部江咄合候て、漸々右之通

りニ相成候事ニ御座候、夫を申立帖佐も出候事と被存候、実ニ一門のうちにては周・内〔島津久光・島津内匠久徳、共に軍役名付〕両人より外人物は無

之、外は役ニ立不申ゆへ、当前之事ながら遊印御座候ゆへ、種々申候事ニ御座候、一周周評判は其地いか、

ニ御座候や承り度、我ら存候処は、随分一体もよろしく御座候と存候か、評判承り度存候、実我らニは随分

よろしく、内匠殿よりはよく相成可申哉と存居候、世間之様子承り度存申候、

一 二印御都合且將之様子等、委しく申遣へく候、実ニ將〔二階若候〕と笑は内心不和ニ無相違との事、たしかニ申候ものも

御座候、是又委しく可申遣候、当地岩印〔岩下新大夫カ〕評判以外の外ニ御座候、くされ材木を干両ニ取入候との事、世間にて

色々申候よしニ御座候、〔高杉御文中カ〕一二印之供にてふき之弟列れ参り申候、右は当時如何ニ

致居候や、何となく様子さくり可申候、信切にて世話いたし候や、又何そ所存有之候や、よく聞合セ可申候、

一名右は評判よろしく候や承度候、〔名越右衛門、盛盛〕二主も其後色々委しく文通も御座候、笑其外之義、委しく取調居候筈ニ御座候、

一 其外相替儀も御座候ハ、委しく可申遣候、此度先右

之段申入候、後便又々可申遣候也、

三月廿九日 御

〔東大史料編纂所所藏〕

三七九 山口定教へ書翰 五月二十九日

〔封紙ウハ替〕  
山口江

三度之書面相達シ委細致承知候、日々寒暖不同之季候ニ候へ共、愈無事珍重存候、扱申遣候条々、一々返事申遣候、

一 黒木も着いたし申候、着翌日逢申候、いまた其後逢不申候、此飛脚立之後ニ逢可申と存申候、着早々逢候て、長談いたし候ては目立、又何とか御国江申遣す人も可在と存申候間、見合セ居申候、

一 調印屋敷之儀云々、甚タ不当之事ニ御座候、いつれ今ニ思ひ当り可申候、其地評判さそかしと存申候、十分栄花を極メ候所存と相見得申候、古今同様の事、後白川の院之御時、清盛ニ自由を為致候様子ニ、大小之違ひと存申候、嘉永・壽永もよく似申候、最早両三年と被存候、家作等取附候ハ、猶又委しく可申遣候、

一 琉球之義、いまた左右も無之よし、此度も何事も不申

參候、無事と申事も不申來候得共、外より無事之段は申參候、御家老よりは何も問合も無之候、余りつまらぬ事と豊後等も申候よし、此間も阿部より何事も不申來候やと、留守居呼出にて御尋も御座候、たとへ何事なく候とも、春より今迄二兩度程は御届け御座候へは宜敷、老中より先をこされ候て御届ニ相成様にては、何か不行届之段出候ても、いたしかた無之と存申候、何事も自分勝手之手段ゆへ、甚々むつかしく存申候、〔温恭、船奉行兼家老座書役勤〕  
一 高崎五之事、是は訳合有之存候ものにて御座候、随分たしかにて、笑等之儀余程不承知之様子ニ聞得申候、當時は勢ひ無之もの、様ニ承り申候、書役之内にも、余程不伏之ものも多く御座候やニ承候義も御座候、色々承合候も、〔島津久武、江戸詰家老〕鳴壹程たしか成人は無之様ニ存申候、正直にてたしか成、篤実之ものニ無之候ては、万事を委任いたし候事は、中々不相成ものニ御座候、巧言令色之ものにては、たとへ如何様ニ利発ニ候とも、中々委任難相成、金子出入位之義はともかくも、政道はむつかしくとそんし申候、

一 二印之事案のことくニ御座候、此ものは將よりあしく、追々さそく我意相はたらき可申事ニそんし申候、誠

ニ以て早き昇進ニ御座候、昇進も早候間、退役も早くとそんし申候、笑之居候内は、いつれ古狸きゆへ可宜、笑居不申候ては、二・宗共ニ中々たもち申間敷とそんし申候、

〔島津久光〕

一 重富之事云々、此義は宜と存申候、此人随分よろしくと存申候、少し様子相分り候ハ、此人より笑・二之破れ口ニも可相成やとそんし申候、書物相応は読め、

二・笑等之無学ニは無之候、此人所存と笑と違候と、直ニ破口之基ひと存申候、柔和ニは候得共、内心は柔和計りニは有ましき様子と存申候、此人政事ニ差はまり候へは、よろしくと存申候、

〔越下合山中之重富、大砲調練〕

一 谷山大砲見物、笑家内等之義、誠ニ以て不届至極之事

ニ御座候、公辺隠密も大かた聞出候事とそんし申候、御本丸女中さへ不宜候処、猶更不可然義、誠ニ世の末とそんし申候、国家要用之大切成炮術を、なくさみ同様ニそんし、さじき等かけ見物之義、誠ニ以て不届至極之至と存候、上にてはよもや御存知はあるましく、左様ニ自由ニ致候事、御存知無之事恐入候事ニ御座候、

一 重富之儀、我ら下向無之為と存候旨、尤ニ御座候、其通りニ相違無之候、去々年下向ゆへ、人数之儀等やか

ましく被仰出候と、笑存居候ニ相違も無之候、自分ニも又御名代ニて下向は最早いやニて御座候、十分の事は出来不申、誠ニ空名ニて御座候間、右之段篤と阿部江は意味合申置候て、よく承知ニ御座候、雲上ニてもよく御承知之旨も、阿部内々申聞候事御座候、大かた笑等我俣之事は、雲上迄も知れ居候様子ニ御座候、一近在抱地等之義、申受ニても可相成評判之よし、けして二・宗等之別庄出来之事と存申候、自分勝手之所業可致と存申候と存申候、是又委しく承り度事、一將之事様子委しく可申遣候、二事、將を色々申、笑も不和相違無之候、笑より將は少し学問有之ゆへ、十分自由ニ不相成ゆへ、二と取替候事と存申候、將は大かた豊後同様之御家老ニ相成可申候、御側詰は止ミ可申と存申候、將も出立前も色々申候、着之上如何と存申候、委しく可申遣候、

琉よりは戌年御断申出候へ共、御手当被下候間、是非と申処ニて、飛舟出候て夫か帰り、琉も御受申出候よし、内々豊後江申遣候もの御座候との事ゆへ、多分其事と存申候、異船参、御いとま出候程之事故、公義如何六ケしきものと存候、二印夫にて出候得は、此度は申とりニて、十分ニ参候事六ケしき事と被存申候、(種子島輝久之別邸)一田之浦海上炮術之義云々、実ニ不宜、一度位ならし有之候とても、何も役ニ立ぬ事ニ御座候、実用ニて御座候へは、毎月三度程ツ、も役々出候てならしいたし、花火のことく見物等無之いたし候へはよろしく、誠ニ以の外之義、響合ニ相違は無之候、此節も御書ニて海上試も無滞相済、御安心之旨申参候、宜き様ニ笑・二等申上置候事と存申候、(重久玄彌)一重玄之儀云々、委細心得申候、何も格別焼物註文は不致様ニ覚申候、五具足一揃申付候様ニ覚申候、猶又書留メ相糺シ可申候、此後之処委細心得申候、最早此方ニても其心得ニて、此度は何も是と存候ものは不申付様ニ覚申候、(科巴)甫阿彌江別ニ申付候様ニ覚申候、是は表向註文ニては無之候、商売焼之方かと存申候、右様之義も細々承繕可申聞候、(高木)東雪等よく聞合可申候、(相良)素白

御同朋頭之事何か不分、御納戸奉行格か又御同朋頭とは何の事ニ候や、少々不印ニて候や如何、承り度せんし申候、右之通書候処、雪庵(七礼)は参り候得は、是迄之通りニて御同朋頭一役添候よし、左様ニ候得は、不印と申ニては無之と存申候、

一笑山川(其信郡)辺廻勤、俄ニ日数少く相成候は、全く琉球飛船と被存申候、二印立前右之義打合セ可申為と被存申候事、

一笑も大かた御立比ニ出立と存申候、いつれ御側はなれ候と、何か又人か申上候てはならぬと、その掛念きひしく御座候、此義將も左様申居候、

一焼物之事も、此度安清迄玄より申遣候、三具足一揃・文具一揃之註文と申出候よし、外小植鉢御座候、是は不申出候、沢山之つもの処、二品計りゆへ、笑も案内ニて、何事なく註文焼いたし候様ニとの事之よし申

来候、立野も追々御趣法替ニも可相成様子之段も申遣候、苗代川の方は何事なく甫印承知ニて、是迄之通り

ニてよろしき旨申来候、猶又其地之様子可申遣候、  
一 二印も不遠出府と存申候、櫻田御やしき御作事、芝御(江戸芝の藩邸)作事等も、此度御用承り参候様子之旨も、豊後迄内々

外より申来候との事ニ御座候、

一 番形御女(中)之儀、此度天亡ニ付、如何ニ致候やと存候、いつれ笑・二考も可有と存申候、上ニは御存しは無之事ニ御座候、此義は全く極秘取あつかひニ御座候、種六(種子島時助)より外存候ものは無之、將も委敷事は不存候、

一 寛之助も此比少シ丈夫ニ候処、時氣ニ当り色々と手当もいたし候へ共、中々むつかしく、猶又蘭法ニもいたし候へ共、其前より手後れニ相成居候事ゆへ、行届不(五十五日天七)申事ニて御座候、

一周防殿事云々申遣候通り候ハ、萬印(ゆら)之意味も御座候、しかし此人実ニ器量御座候へは、御国之為ニも御座候間、笑等之悪事存分ニ可申上と被存候、いつれ申出とも急ニは出来申間敷と被存候、夫とも又只笑江もたれ居候様子ニ御座候や、今少しいたし候ハ、可相知、様子承り出し可申遣候、

一 海宗事、此比去ル町人より木綿五十反・金二包到来いたし候よし、何と申町人ニ候や承り可申遣候、

一 岡半事、湯治先ニて酒ニ酔ひ、馬ニて小兒をふみ殺候よし、此度之事ニ御座候や、是また委しく承り合セ可申遣候、萬・半より金子出し、内濟ニ相成候様子ニ聞



得申候、此前之事か、此節之事か、委敷可申遣候、

一 大嶋江惣髪にて土佐之國と申候て、五十人乗之船参り候義、弥之事二候や、よく承り糺可申遣候、豊後は全く風評と申候へ共、猶又承り糺可申遣候、

一 成田門人青山・野村等之門人之儀、何か不伏之様子、  
〔天山路・荻野流砲術師家〕

無抛稽古いたし候て、青山・野村ニは自分流儀之方は、進て稽古もいたし候よしニ承り申候、如何ニ御座候や、是また委しく可申遣候、

一 於琉球佛人老人極々大病之よし聞得候、如何之様子ニ御座候や委敷可承候、  
〔折田八郎兵衛の弟〕

一 大嶋之義等は、折八弟大嶋江参り居候間、折八はよく存知候事と考候間、以折承り可申候、

一 北国辺海浜所々江異船多く参り申候、何も訳なく通行之様子ニ御座候、松前江は異人参候との事、兩三日跡ニ承り候へ共、弥之義不相分候、  
〔北條道〕

一 高鍋之ものと唱、成田方江入門致し度と申候て、其内行衛不知もの有之候よし、弥左様ニ御座候や承り度存候事、  
〔官儀〕

一 当年は佃嶋打場、今日よりはしまり、都合七度御座候筈ニ御座候、追々公辺も砲術流行之様子ニ聞得申候、

其外は後便可申遣候、七之丞江相渡し遣申候事、以上、  
〔備前守連〕

五月廿九日附

〔東大史料編纂所所蔵〕

三八〇 山口定救へ書翰 七月二十九日

〔封紙ウハ書〕

山口江

〔裏封ウハ書〕

書面相達候、愈無事珍重ニ存候、此方相替儀も無之候、

扱申遣候条々委細心得申候、さては先月は事の外取込、  
〔為正、小僧〕

其うへ余り度々ニも御座候ては、山田等も掛念之様子、  
〔兼照、奥小姓〕

且は早川務より申遣候ニは、其方并ニ近藤等、江戸江  
〔陸左衛門町奉行物頭〕

色々申上は不致やと申風聞御座候よし、山壮迄申遣候  
〔山田壮右衛門〕

間、此きわ見合之方可然旨、同人も申候、此も尤ニ御

座候まゝ、差ひかへ申候間、其方ニも其心得第一ニ御

座候、左候て山田等江も、十一月比迄は必ず文通いた

すましく、其うち務ニても誰ニても丈夫之人、出府之

節ニ書付可遣候、余り不遣もあしく候間、十一月比ニ

可遣候、且又此度は山田方よりは取込ニ付書面不遣、  
〔三階堂行健、大目付〕

追々御着も近寄、二印も出府、旁少し見合候旨可申遣

候間、其心得第一ニ御座候、必ず以後さとりられぬ様可

致候、此方小姓其外も油断不相成もの御座候間、中々油断不相成候、山さき等江は必ず文通はまづいたすましく候、

一 此書面は〔高杉御室、伊集院兼珍女、伊集院兼直、奥小姓〕すま江申付、藤九郎遣遣候間、相届き候ハ、

返事又々不目立様ニ、同人江渡候様ニ可致候、尤九月未便より返事遣候てよろしく、夫迄ニ委しく万事承糺シ委細可申遣候、必ず不目立様ニ可致候、

一 二印出府之事、琉人参府一条専ら取あつかひ申候事にて、是非成年被召列候様ニ被遊度との御願ニ御座候、

此義も余りよき御都合ニは有ましくそんし申候、

一 笑事此度之出府は少しあふなき事とそんし候、阿部事〔正弘、老中〕

何か申候様子ニ聞得申候、出府之うへ御内用取あつかひは、猶以御不都合かと被存申候、

一 琉球之儀もれ兼候よし、左様とそんし申候、しかし少々にては相しれ候ハ、可申遣候、此義第一掛念至極之事ニ御座候、

一笑之義、勢ひつよき事誠ニ可恐事ニ御座候、以後いかゝ之勢ひニ相成候やらむ、とても致かたなき節は、誰ニても一はまり不致候ては、とても治り申ましくとそんし申候、

一 青山千九郎儀〔善助 天山水流術師範家〕云々、成程同人ニも少々不行届之致かた

も御座候との事ニ承り候へ共、余りきましく、第一人気ニさわり不宣、外ニ如何程もいたしかたは御座候事、

弟子中一同大起り致へくも難計事ニ御座候、又内々承り候得は、外武術も不残一流ツ、ニ相成候筈之由、評判御座候よし、弥左様ニ御座候や、其通りニ御座候へは、とても治り申ましく、笑事忽チ打ころされ可申とそんし申候、夫を打すて置候様にては、士にては無之

候、弥左様之事ニ候へは、誠ニ一大事之事とそんし申候、委しく承り度候、此後も何ぞ捨置かたき一大事間出候ハ、少しも早く可申遣、しかし秘密之取あつかひ第一ニ御座候、此便りは山田・山さき江も極内と心得可申候、

一 二印立前ニ同人江千両、笑江五百兩被下候よし、二印も訳も御座候、笑事何の為ニ御座候や一向不分、誠ニ自分勝手とそんし申候、

一 嶋登之儀云々、此義誠ニ不相濟事之第一ニ御座候、今〔島津久包、小姓与善頭〕

二天罰当り可申候、

一 重玄之儀心得申候、兼て心得候へ共、猶又用心第一ニ可致候、承得候儀は委しく承置度、左候得は猶更心得

二も相成申候、

一 御軍役方之事、承候儀は追々可申遣候、成田・青山等之事もいかゞ御座候や、成田其後入門等御座候や、又

人氣不伏ニて候や、折合申候や、承り度事、

一 未近江之義云々、何も役ニ立不申候、將之義も如何ニ〔末川久平、家考〕

候や、承り度候事、

一 萬一条并ニ人形、相良等之事、誠ニ不容易事ニ御座候、猶又承り糺可申遣候、〔葉目〕

一 其方等江便之義、重玄申候や、是も推量之様ニ聞得申候、壹岐江も書面遣候様子と申候よし、全く虚説ニ御座候、〔島津久武、家考〕

一 相良之事誠不思議之事ニ御座候、漸々と相良江押付ケ、御前向を取つくろひ候事ニ相違無之候、夫故山さき等

もあふなき事とそんし申候、〔笑一郎、小納戸〕

一 菊池矢市も、長々不快ニて終ニ落命ニ及申候、余程八ケ敷所、おしき事御座候、〔吉井七之丞、泰通〕

一 吉七は当時如何ニいたし居候や、是また承り度、必ず

便り之義、人ニ氣とられ申ましく候、御留守中は猶更

笑より隠密も御座候と存候間、湯治ニても参り候て、

嫌疑をさけ候様ニ可致候、追々承り候処、重玄中々油

断不相成事ニ御座候、

一人形之義、全く其事出候ハ、たしか成註文ニて出来

候事ゆへ、糺かたむつかしくと、よき様ニ申上候て、其後色々外ニ事寄セ候義と存申候、

一 御問条ニ、たとへ宿江参り候と有之候とも、不参もの

を、是非御問条通りニ無之候ては不相濟と、目付申候

事不心得事ニ御座候、掛り目付誰ニ候や、名前承り置

度候事、〔義近、小姓与番頭兼社奉行〕

一 市田右近義云々、此人も不動、其外如何之事も可有之候へ共、少しつよ過申候、嶋主殿之品と考候へは、夫

程ニは及ましくとそんし申候、又当地大坂等ニてかこ

ひもの、其外商ひ見世いたし候役人は、かまひ無之も

のやらん、とかく我意増長、致かた無之候、

一 成田大そふニ流行之よし、成田・青山門人不和之義如

何二候や、青山門人一そふ動起候へは、かへつてよろ

しく、笑等悪事吟味いたしやすき事ニ御座候、

一笑印家作之義云々、如何之心得ニ御座候や、誠ニ天魔

之所行とそんし申候、〔島津久光〕

一 周防之事云々、追々様子分り候ハ、又々可申遣候、

随分志は可有と存申候、

〔種子馬久珍〕  
一種子彈正不快之よし、様子承り候ハ、可申遣候、

〔岡田半七丸〕  
一岡半之事、何方之湯治ニて御座候や、是又承り度候事、

〔海印之義、言語同断之事ニ御座候、笑より又一倍大悪と存申候、

〔各儀摩藩邸〕  
一二印も此せつ大勢ひニ御座候、櫻田・高輪・芝・西向

不殘御普請はしまり申候、此時節金子有之とも、余り

大匠過大物数寄かとそんし申候、

一具足之義云々、これは如何様ニても、とても非常之節

具足は役ニ立ぬものと存候、鉄炮杯ニはとてもむつか

しく御座候、

一焼もの之義云々、手焼も何となく追々取止メ可申考ニ

御座候、焼物土等も追々外江取片付ケ申候考ニ御座候、

重玄之案内ニ可致と存候、

一利欲之義、笑笑等之心底ニては当り前之事、自分ニは実

ニ忠心と存居可申とそんし申候、

一大炮試之義云々、大造之よし、是は公辺ニ聞得候ても

差支無之事御座候、しかし軍立等中々常人之出来候事

ニは無御座候、鶉のまねのからすと存申候、何そ事御

座候ハ、後悔ニ可及とそんし申候、

一此返事、必ず九月末ニ可遣候、八月末ニてはあしく、

九月も飛脚より前、人之不心付うちニ藤江可相渡候、  
〔伊集院藤九郎兼直〕  
此便りは山田等江も内々也、

一山田より此節、まづ書面は方々さふくしく候間、見

合候段可申遣候間、其心得ニて挨拶可申遣候、藤出立

ニても八蔵江頼ミ、藤江文通いたし遣候てもよろしく

御座候、

一しかし十月末、十一月末、両月は遣すましく、すま事

出産十二月初旬と存候間、其節は不宜候事、無抛義御

座候ハ、右両月は雪庵江向ケ可遣候、同人はたしか

ニて宜敷御座候、先は要用迄申入候、雪庵江遣候ハ、

宿元状之内江頼ミ可遣候、先は要用申入候、

一高輪大普請、芝普請之内引移り之様子、御着も事ニ寄

候へは、櫻田かとそんし申候、猶後便可申遣候、先は

早々申入候也、

七月廿九日 留

三八一 伊集院兼直へ書翰 七月二十九日

〔奥封ウハ書〕

一極内々申入候、愈無事珍重ニ存候、扱は是迄内々聞合

〔藤九郎江〕

〔東大史料編纂所所蔵〕

等二付、山田〔山口定教〕より山不及江密書遣し候処、薄々承り候

へは、笑笑其儀承り付候様ニ御座候間、山田等より之

便りは、此せつ取止メ申候、右付不遣候て不相成義も

御座候間、別紙之一封を少しも不目立様ニ山不及江相

渡し、返事請取遣候様可致候、必ず人ニさとられ不申

様ニ可致候、実々相知れ候ては不宜候間、よく心得可

申、返事も差出候ハ、封込ミ可遣候、八月末之間ニ

合不申候ハ、其方計り之返事遣し、不印返事は、九

月末之便ニ遣候てよろしく御座候、不印江も必ず福さ

き・山田江も、此便り之義は申遣すましくと、かたく

口留メ可致候、

一立前申付候有馬入門之儀〔備守、軍使、方兵遣役者〕如何ニ御座候や、否承り度

存申候、

一相良之事付、追々承り候事も御座候、中々不容易世上

ニ御座候、必ず色々申ましく、おとなしくうつらぬ様

子ニいたし居、人ニ氣どられ申ましく候、

一吉井七左衛門江も封もの遣候間、極内々可相渡、是ま

同様、必ず人ニしれぬ様ニ可致候、若又都合む

つかしく御座候ハ、様子見合せ、都合よき節ニ可相

渡候、山不も同様之事ニ御座候、

一琉球異人并異国船之事、承り候ハ、実否無差別、早々  
可申遣候、

一此書面遣候義、如何様ニ懇意之者たりとも申ましく候、

一青山門人等、其後如何ニ候や、成田江入門いたし候や、

一一人気如何ニや承り度候事、

一一体之人気も如何ニや、笑・海等をうらみ居申候や、

一笑家作等、立派ニ出来候や、委細承り度候、

一成田等、炮術等江必ず立さわり申ましく候、

一此書面遣候儀、極内々ニ御座候、其方ニは中二〔伊集院兼珍、青  
形御意〕・すま

等之義も有之候間、極内々内用申付候間、其段よく相

心得、何そ笑笑等悪事聞出候ハ、早々可申遣候、猶後

便可申遣候、以上、

七月廿九日 團

猶々、山不等江文通之義、笑笑かんどり候儀は、重

玄申候よしニ聞得申候間、同人義、別て心得可申候、

其方承候義も御座候ハ、何も委敷極内可申遣候、

ゞ、

一九月末迄ニは、兩人返事請取可遣、又其後書面相渡候

ハ、可遣候、十二月初旬、すま出産と存候間、其比ニ

届き候飛脚にて見合セ可申候、

三八二 伊達宗城へ書翰 八月二十七日

〔奥封ウハ書〕 龍土大君 齊彬拜答

先魁は貴答添致拜見候、愈御清栄奉賀寿候、然は辰之  
〔阿部正  
正 辰中、福山藩主〕  
一条、今朝御密話有之候処、決して云々とは出申由  
ゆへ、書面差出候様ニとの趣、且安心可致旨被仰下、

誠ニ難有次第、御礼難尽筆紙奉存候、則事実之書面差  
上候間宜敷奉希候、只々も此義 御沙汰出不申様猶又  
〔徳須賀高松、徳島藩主〕  
率希候、猶委敷は朔日ニ伺度奉存候、阿州之一条も御

承知之由、昨日は未夕差出之有無は不申間候間、其思  
召にて今日御申聞にて、相済候処ニ御咄奉希度、彼之  
老人は実ニ誠実之心底ニ御座候条、何事も打明ケ申聞

候間、其思召にて御密話奉希候、実は、  
〔伊達宗紀、前宇和島藩主〕  
入道老公より伺候て、甚夕心痛之余り申遣候事ニ御座  
候、大坂等之義は少しも不存事にて仰天仕候、全悪笑

之手段と奉存候、弥実事ニ候へは、不屈至極之義と奉  
存候、自ら阿州可申上候間、委細は不申上、余り之事  
にて信用致兼候へ共、平日之所行之内、不思議之事と

引競候へは、有間敷とも不被申、実ニ汗顔之至ニ御座

候、

〔山内豊徳、土佐藩主〕  
来朔日、土州之一条月番計りと心得申候間、廻勤済罷  
越可申と奉存候、

先は当座之御礼迄奉申上候、度々之書状差出候も如何  
〔信順、八戸藩主〕  
ニ付、南部江頼申遣候、又申上候、阿州江は今日辰江  
御示談相済候儀、明日可申遣存候間申上置候、先は草  
々頓首、

八月廿七日

〔宇和島伊達事務所所蔵〕

三八三 徳川齊昭へ書翰 九月十二日

〔封紙ウハ書〕

〔上〕

〔奥封ウハ書〕

〔上〕 御請

松平修理大夫

先達は尊書謹て拜読仕候、先益以御機嫌能奉恐賀候、

然は竹致進呈候処、種々御用と相成由、難有次第奉存  
候、右ニ付御国産之御品頂戴被仰付、誠恐入難有奉存  
候、御礼迄奉申上度如斯御座候、恐惶頓首、

九月十二日

猶々、時氣折角被遊御自愛候様奉存候、以上、

別紙

〔封紙ウハ書〕 御請

〔裏封ウハ書〕 別紙御請

御添書難有奉存候、被仰下候とをり、内実は種々沢合有之、嫌疑多奉恐入候、しかし度々ニさへ無之候得は、少しも差支候義は無御座候、中山も何も相替候儀無之、佛人之内宅人は病死仕候、迎船未々參不申、当年は是非參候趣ニ、国より追々申遣候へ共、いまた渡來之沙汰は無御座候、たとへ渡來候て、別条なく罷歸候様ニ相成候とも、是迄之義、無ニはいたすましく、何か難題可申掛やと奉存候、尤佛人死去之御届もいまた不仕候、折角早くと私も存候へ共、中々行れ不申、其通故嫌疑之処も御推察奉願候、〔通伝、松前藩主〕松前不快其外云々、誠ニ一大事と奉存候、同席中格別議論も承知不仕候得共、十分御手当無之候ハ、彼地は他之有ニも可相成や、中山よりは別して掛念かと奉存候、

一 島津入道歌之事云々、此間より追々相糺候へ共、拾遺〔日新斎いろは歌〕

後葉集も所持不仕、其上龍伯之百首不相分候間、国元〔島津義久〕

江申遣候条相知れ候ハ、早々可申上候、御著述之内

江御加入被下候義、誠ニ難有奉存候間、少しニても相知候ハ、可申上、此間より余程相尋候得共、当地ニて

は知れ兼申候、外ニいろは歌と申候て、島津入道日新齋と申候もの、龍伯祖父ニ御座候、此もの読置候て、〔種密〕近衛殿下御奥書御座候分は、当地ニも御座候、乍然中々撰集等ニ入候事は有ましく、専ら教之歌ニ御座候、似寄候間奉申上候、御用ニ候ハ、可入御覽候、

一 当年西洋風説も、彼方少々争乱有之哉ニ承り申候、先はよろしく、只今之内ニ万事防禦御手当有之度事ニ候へ共、安ニ甘シ、又々心緩ミ可申哉と奉存候、

一 軍船等之儀も、私方ニてはよき手段も御座候へ共、存候計りにて中々行れ不申、残念ニ奉存候、領国中此節は、少々は大砲等も鑄立仕候へ共、中々十分ニ行届不申、恐入奉存候、兎角何方ニても名聞之処置、且聚斂之政事多く人心一和不仕、誠ニ歎息仕候事ニ御座候、か様之儀申上候儀恐入奉存候、種々御懇書被成下候ニ付、乍恐奉申上候、早々御火中奉願候、以上、

九月十二日

〔島津斉彬文書所収〕

三八四 徳川齊昭へ書翰 九月二十二日

〔封紙ウハ書〕 一上 申上 修理大夫

〔奥封ウハ書〕  
「上」 申上 修理大夫」

尊書難有致拜見候、先以益御機嫌能恐悦之至奉存候、然日は新之歌御用之由、難有奉存候、則写申付奉差上候、外ニは差当入御覽候様成品も無御座候、国元より返事遣し次第、猶又可申上候、扱又当秋初て捉飼仕候間真鴨進上仕候、先は右可申上如斯御座候、頓首謹言、

九月廿二日

猶々、冷気折角被遊 御加養候様奉存候、ワシ、

別紙

〔奥封ウハ書〕  
「別紙御請」

御別紙難有奉存候、琉国之儀、異人死去之事等、此間漸々と御届ニ相成申候、其後何も不申来候、種々被仰下候儀恐入奉存候、兎角安を甘し候世の中、扱々残念ニ奉存候、

一 珍綿之事、いまた製方相分兼候得共、近々には少し相知れ可申哉と存し、相楽しミ罷在候間、知れ次第早々可申上候、

一 扶桑拾葉集之事難有、国江は一部御座候へ共、当地江は無御座、御序も御座候ハ、頂戴之儀奉願候、  
一 西方争乱云々胡元之事、誠に御尤之思召恐入奉存候、

国元大炮之事弥之數委敷不相分候得共、私存候分は、去々年より当春迄に三十挺余、其外在合之分合て西洋炮五十挺程と奉存候、劍付は二千余も張立仕候、

〔前田齊泰・慶等〕  
一加州父子余程志も御座候様子、色々毎度咄合も仕候、

一 思召之御儀承知仕候、誠に御尤之御儀、既に滞留佛・英共に、近比は地理・人情・言語・文字等追々相分、

差支無之由よし、極内々承り申候て、甚タ可惡事と奉存候、此度死去佛人事は、多年之病氣にて、当年唐国在留之佛人より書翰遣候内ニも、最早死去いたし候事と存候段、滞留佛・英兩人江申遣候よし故、別義も有間敷奉存候へ共、異船渡来之うへ如何可申哉も難計奉存候、又寺取立之事も有ましきとも難申上、いつれニも不容易儀にて、可恐事ニ御座候、且又人に寄臆病と申上候もの御座候よし、いつ方ニても同様之事にて、利財のみ之志之もの兎角に種々申立、無批名聞之為ニ武備取計候へ共、内心ニは左も不存罷在候様子、実に盲蛇之御たとへ恐入奉存候、東照宮之乱に治を忘れさる様ニとの金言、当時之病と奉存候、呉々も利財聚斂名聞權勢流行之義、扱々恐入奉存候、先は極御内々御請旁奉申上候、御火中奉願候、以上、



二白、先年之狎<sup>〔神〕</sup>追々子生立候よし難有奉存候、只今も一疋所持仕候、同苗着仕候ハ、外江可遣と奉存候、若御用ニ候ハ、差上候ても宜敷御座候、以上、  
〔全書〕  
〔島津吉彬文書所収〕

三八五 伊集院兼直へ書翰 十月二十九日

igûû in  
〔伊 集 院〕  
tookoe loo  
〔藤 九 郎〕江

両度之書面相達、委細令披見候、愈無事珍重ニ存候、此方相替事も無之候、扱申越候条々、委細心得申候、  
〔山口定教吉井泰諭〕  
山・吉等之書面も無相違落手いたし候、山江は此度は不遣、十二月末ニ書面可遣、吉江は此節遣申候、返事  
旁左ニ申入候、

一有衛之義云々致承知候、追々修行可致候、尤表向自分信仰之趣ニ可致候、又成丈ケ不目立様ニ可致候、摩利支天之法・大威徳等之法修行第一ニ御座候、しかしはしめより色々有衛江申候ては、又目立もいたし候間、

其処は程能可致候、

一山・吉等書面之儀、其方江戸江参候後も差支無之様ニ、大丈夫ニ申談置、少しも掛念無之様ニ致し可置候、其方には山<sup>〔山田為正福徳寺通〕</sup>・福七等之ごとく平日用も少く、又年功も無之事故、人も氣を付候処薄くとは存候へ共、せつかく念入候様ニ可致候、

一当地江参候とも、表にて書付等出候ては、兎角ニ目立申候間、矢張奥江遣し候方よろしく、只今より心得之ため申入置候、  
〔重久玄福〕  
重玄別て用心可致候、

一疏之事、佛人婦り候よし、跡英人如何ニ候や、委しく可承候、又佛人来三四月比可参やニ申候よし、夫らの都合程よく承り合せ可申候、

一成田之入門之義云々、矢張入門いたすべく、手つゞきちかひ居候とも、何事も申間しく、風になひく柳のことき振合第一ニ御座候、左候て彼方様子も見聞之趣可申遣候、

一山・吉等江よく申合せ、必ず自立不申様可致、吉事来年<sup>〔藤久島船宅〕</sup>下嶋と存候、其跡も村野事弥丈夫<sup>〔笑農 奥小姓 吉井七郎右衛門泰諭弟〕</sup>にて御座候ハ、夫江取次候てもよろしく、吉とよく可申談候、  
一笑やしき取広メ、旁よろしく出来候様子、其外世上之

評判等可申遣候、

一 御留守中は格別何も有ましくと存候、此中に去年中之笑等之事、委しく評判承り可申候、尤目立不申様こと

折角心かけ可申候、

〔折田八郎兵衛〕

一 折八其後面会いたし候や、様子委しく承り度存候、

〔折田八郎兵衛〕

一 田百二下着と存候、此人はたしかに御座候、笑等江取

入候や、又は如何之様子ニ候や、承繕可申候、

〔経礼、納戸奉行〕

一 三原藤五郎事、表向笑江随従ニ候得共、内心は左様ニ

も無之様ニ承候、是また様子委しく可申遣候、

一 一体之人氣、少しはをり合ひ申候や、委しく様子可申遣候、

一 西目辺ニキリシタン有之との事、薄々承申候、其後評判無之よしには候へ共、猶又承り合せ可申遣候、

一 先は返事旁申入候、此返事は直ニ霜月未便より可遣候、

十二月之便は先遣すましく、たん生之左右御座候うへ  
ニ可遣候、産は大かた十二月初旬と存申候間、十二月末之便りニは先見合可申、霜月は便御座候てもかへつてよろしく御座候、先は早々申入候也、

十月廿九日 圖

〔東大史料編纂所所蔵〕

三八六 徳川齊昭へ書翰 十二月二十六日

〔封紙ウハ書〕

〔上〕

〔奥封ウハ書〕

「上」 申上 修理大夫」

一 簡拜呈仕候、寒冷之節御座候得共、益御機嫌克恐悦奉存候、然は其後久々御ふ沙汰申上恐入奉存候、寒中御機嫌相伺度愈品呈上仕候、余は来春万々可申上候、恐惶頓首、

十二月廿六日

猶々、時氣御自愛專一奉存候、以上、

別紙

〔奥封ウハ書〕

「別啓」

別啓仕候、其後同苗着後旁にて、色々取まきれ、久々不申上恐入奉存候、中山も佛人は帰候へ共、英人は未タ帰国不仕候、中々油断不相成事ニ奉存候、其後何も沙汰承り不申候、  
〔鍋島吉正、佐賀藩主〕  
一 珍綿之儀、肥前守かたにて、少々工夫も附候やニ承り候、伊達は最早存知候様子ニ御座候、私はいまた委敷事は承り不申候、

一何も此節は可申上程之儀承り不申候、

一和菓之法色々糺候処、皆々漢法多く、和計り之法は至

て少く御座候、近日中ニ運阿彌迄差出候様可仕候、和

法二万方は御所持被遊候や、私も半分は所持仕罷在候、

一崎陽もいまた何之御差凶も無之、(黒田清博 福岡藩主)美濃守も別て心配罷

在候、当年持渡蘭書いまた手ニ入不申候、蒸気船之書

も参候趣ニ承り申候、

一來春ニ相成候ハ、何卒慎独二字之額字 御染筆奉願

度、いつれ委細來春可申上候、

先は右可申上如斯御座候、以上、

十二月廿六日

(照國公文書所蔵)

三八七 伊集院兼直へ書翰 嘉永二年正月二十九日

度々の書面相達令致披見候、愈無事加年之由、珍重ニ

存候、此方相替儀も無之候、申遣候条々、委細心得申

候、要用のみ返事旁申入候、

一すまも安産男子出生、大慶いたし申候、此度は山口・(定教・兼)

吉井江遣候、吉井江は箱物、山口は封ものニ御座候、

一笑死去、(家考所蔵、嘉永元年二月十八日宛、二階堂行傳、大目付)左門御供御免、二印出立等之之義ニ付、其地

(弘鑑男広時、小納戸頭取)

之様子委しく可申遣候、(三階堂行傳御免)二等破れ候とて、必ず油断い

たすましく候、猶更此便り等は内密ニ可致候、

一其方出立後は如何様ニ取計らひ申候や、右之処も委し

く可申遣、又いつ比其地出立ニ相成候や之旨、細々可

申遣候、

一十二月二日之飛脚云々、其せつは何も遣し不申候、す

ま引入中ニ御座候、

一吉井之書面請取申候、

一笑之屋敷家内仰天、且二印様子、世間風説等委しく可

申遣候、重玄も仰天と存候、是また可申遣候、何事も

委しく可申遣候、

一町方并百姓諸士難義之事、第一何事ニ御座候や、是ま

た委しく可申聞候、此度よりはいつ二ても、便次第封

もの遣ても宜敷御座候、

一高輪引移も、先ツ止メと存候、追々様子も替り可申候、

先は用事取込申入候也、

正月廿九日

(東大史料編纂所蔵)

三八八 山口定教へ書翰 正月二十九日

〔封紙ウハ書〕

山江

度々の書面相達致披見候、愈無事珍重ニ存候、此方相替事も無之候、

一委細申遣候趣致承知候、一々返事可申遣等ニ御座候へ共、相済候義は不申遣候、要用已ミ申入候、

一笑事もとふく、死去ニ御座候、今少し存命にて、二印同様ニ相成候ハ、猶更之事ニ候処、運のつよき人にて御座候、其地之評判委しく承り度そんし申候、

一此度二印之事も色々評判も可有之、存外ニ都合よく相すみ申候、二印之義も承り次第、万々可申遣候、

一此度二印之事、其地江相知れ候ハ、色々評判も可申、又左門御供御免之筈ニ御座候、旁色々可申と存申候、

是迄御内用方勢ひ之向き、仰天之様子委しく承り度存候、重玄等ニも大仰天と存候、是また様子委しく可申遣候、

一琉球之義も、是迄恐れ申間しく候へ共、色々人々も可申存候間、承り次第可申遣候、

一重佐次其外町人共之様子も委しく可申遣候、

一此節之義実の時節到来之事にて、都合よく参り申候、色々と此せつ承り候へは、種々の事も御座候、美濃大

〔福岡藩主〕  
骨折ニ御座候、阿部もよく心得申候、此節よりは先々

よろしくと存申候、笑不快、其うへ公辺之様子薄々知れ候と、伊平とも忽ち様子をかへ、笑・二之事色々

と申候事、余程我意甚しき事ニ御座候、此せつも二印出立被仰出、御内用方御金等も、伸請取申候処、三千両

程は張面之仕様無之、新らしく張面取仕立呉候様ニと頼ミ候よし、其外色々承り申候、目黒はしハやそはも、廿一日夜、井戸江身を投げ死去いたし申候、吟味され

てはたまらぬと存候事と見得申候、  
〔海老原清照、軍役方總頭取〕  
一海老此節下候後、定めて様子違ひ可申候、委しく可申遣候、

一御心願も御ほめも、中々むつかしく、此後十分ニよく御取計有之、人氣立直り、英人婦り候ハ、よろしく、

左様ニ無之候ては、中々むつかしく、此節も先漸々と何事なく相済、笑と二印やられ申候、  
〔江戸幕府密書〕

一普請等もいまた不相分、是また御延引と相成可申と存申候、

一此後藤九より之便は、いつ遣候ても宜敷御座候間、用事之節いつにてても可遣候、山印之方はまづ書面等差出申ましく候、

一御國中此後之様子委しく可申間候、必ず極内々ニ可致候、先日より書通も可致処、此二印一条発候ハ、可遣と、夫故延引ニ相成申候、

一此後も其地之様子委しく可申遣候、追々御役替等可有、これ又委しく可申遣候、

一去年も遣候間、目ろく相かへらす遣申候、一其外は後便可申遣候、先は用事申入候也、

正月廿九日 團

(東大史料編纂所蔵)

三八九 村野實晨へ書翰 正月二十九日

(封紙ウハ書)  
「ワシ」

村江」

度々之書面相達令大慶候、愈無事珍重ニ存候、申遣候条々委細心得申候、要用のみ返事申入候、

一笑吐血之事、(之は高橋御書家書提す、現在は杉並区に移転)大圓寺にては無之候、宿にて之事ニ御座候、全く胃血之よしニ御座候、最早死去之事も相知れ可申と存候、

一笑之慮従之ものさそく仰天いたし候事と存申候、委細可申遣候、

(二階堂書院 大目付)  
一二印事、急ニ出立被仰付候、最早相知れ候事と存申候、

追々と様子も相替り可申候、此義兼て霞申合せ、漸々と内沙汰出候事にて御座候、(黒田吉博、福岡藩主)

一云々、又井上云々、是又致承知候、此度三人之切地さや形ちりめん六尺遣申候間、一二三と印附ケ可遣候、折角内密之取計専一ニ存申候、(吉彬三男 盛之進、四男盛之助)

一先比遣候作法は、当正月元日よりはしめ申候、不動尊も大慶ニ存候、両尊共ニ作法いたし申候、

一 (黒田吉博) ni hono 守追々相談もいたし、此度二并ニ笑之事も、出候事ニ御座候、御隠居一条は、既ニ阿部も同人江は

なしも御座候へ共、此義は此度は発し不申候、其訳は内々うつりて、右様成立候ては、此所は訳もなく候へ共、永々とかく御機嫌も不宜候て、旁不都合ニも御座候間、相成事ニ候ハ、御自身より思召立ニ相成候様

ニ御座候得は、後々の為にもよろしく、来年琉人参府、英人も帰候ハ、御ほめも可在、其処を取、大かた思召より起り可申、若々思召無之節は、此節かよき時節と

内々うつりも可申との事ニ相成候て、此節之笑と二之事出申候、左候得は先ツ御國中も立直り可申との相談

にて、取計候事ニ御座候、御隠之方は阿も出し安く、(徳臣)

此度之様ニ出候事は、倍臣ゆへ甚々いたしにくき処を

出候事ニ御座候、〔西筑右衛門、江戸留守唐〕西筑何事も不承候、笑死、二此節之

如きゆへに見合セ候事かと存申候、内実は御心願ニもとてもむつかしく、最早御隠ニても可然事と、阿も美

江申候事度々御座候へ共、前文之趣相談ニて、美より申候て成程尤との事ニて、笑と二の事出申候、極内此

段申入候、

一 *hi no no* 宰府・箱崎祈禱之義云々、其通りの事ニ御座候、

一 *hi no no* 之事云々、大慶ニ存申候、必ず此度之義御座候ても、猶更極密ニ可致候、

一 一向之義云々、委敷申遣すべく候、此後は少々は存寄

も豊後等江も申候事も出来申候、豊後も追々自分存寄

同度、而三日跡に申候事ニ御座候、

一 勸農之一条も、何はよろしく、何は百姓難義と申義、

一 承り度事ニ御座候、

一 給地云々之儀云々、実に窮士御すくひ之為にも相成り

候やらむ様子、委しく可申遣候、

一 吉利も来年相済候ハ、何卒思召より御隠之事出候様

致度ものど考居候様子、万事此節は吉と六・豊と相談

ニて取計候事ニ御座候、

一 武士小路之義云々、か様の義も此度は追々不目立様に

改り可申候、吉利も豊も急ニ改候と御不明之処出候間、追々と悪事改正可致と相談専らニ御座候、

一 *hi na no* 易之義云々、別紙披見いたし申候、易之表

よく当り候哉と存申候、此度笑・二退散ニ相当かと存

申候、

一 二下着之後之様子委しく可申遣候、相応ニきひしく被

仰渡候様子ニて御座候、調〔調所左門、後御留敷馬〕左ニも御供御免ニ相成申候、

此人も下着之うへ、御沙汰も可出様子ニ御座候、其地

評判等委しく可申遣候、

一 有衛事近々御いとまニも可相成、実は御普請も阿より

響有之、止メニ相成候間、御立後御止メ被仰出、大破

之分御取つころひ之筈ニ治定ニ相成候、

一 海も下着後様子委しく可申遣候、此人も追々は追下ケ

られ可申、何を申も急ニ手を附候ては御不徳ニ相成、

其処甚タ六ケしく御座候、

一 目黒そはも廿一日夜井戸江入死申候、二も去冬より今

迄ニ、金子等も余程つかひこみ、張面を仲江次渡候事

出来兼候よし、御内用旁三千と申金之口、行先不知金

過半ニ御座候、其外追々筆紙ニ難述様子、仲より一々申上候処、余程御仰天之様子ニ承り申候、吉・豊等も

御意不申候得共、来年御参府迄ニ御すゝめ申上、御参  
府後御隠之様可致心得かとも存し申候、右通りゆへに  
先此度之様子見合セ、とても直りかね候ハ、又如何  
様ニも致様も可有、西筑等思ひ立も可然存候、しかし  
表は先つよろしく相成候へ共、奥之処甚々心はいにて  
御座候間、姦女退散之義、折角工夫専一ニ頼ミ入申候、  
一 其外申入度事も御座候へ共、後便可申遣候、此節より  
は何時ニ便遣候てもよろしく御座候、

一 篤之助も弥丈夫之様子ニ御座候、

一 此度表にては皆々大悦之様子、奥にては (おら) ioera (しま) sina

(やま) iama 其外も只驚き、機嫌不宜様ニ存し申候、尤阿よ

り申候事は、美と吉利・豊後之外、六も伊平も誰もし  
らす、全く思召にて出候処ときひしく御沙汰も御座候  
へ共、内々は皆々氣も付き居候様子ニ相見得申候、

一 去年着後より追々伊平・吉利等より承り候ニ、外ニこ  
はきものはなく、只我らと美濃こはき計り、外は何も  
かまひなくと、老人もニも存居候て、去々年より別て  
我らの事、色々申上候様子ニ聞得申候、委細は不申遣  
候、段々思ひ当り候事も御座候、伊平も利口ゆへに、  
着いたし隠密入込ミ之御様子等承り候と、直ニ様子替

へ候て、何事も不残豊・六等江打明けはなし申候様子  
ニ御座候、猶後便委しく可申遣候、其地之事も委敷可  
申遣候、

一 西筑の事もよろしく御座候へ共、美濃三月は下着ゆへ、  
国江委細申出候ハ、同人事取計らひ候考も可有之と  
存申候、急ぐ事ニは無之候間必ずせき不申、か様へ  
可致と申事、此方江申遣候後ニ、弥丈夫之手段にて取  
計可申、必ず麓忽之振舞有ましく候、先々要用申入候、  
後便万々可申入候也、

正月廿九日

(鹿児島県立図書館所蔵)

三九〇 徳川齊昭へ書翰 二月九日

(封紙ウハ書)

(一上)

(裏封ウハ書)

一上 御請

修理大夫

尊書難有拜見仕候、先以新春之御慶目出度奉存候、益  
御機嫌克被遊御超歳恐悦奉存候、拟年首之御書、并相  
願置候 御書、早速頂戴被仰付、千万難有拜領仕候、  
且御詠歌も難有万々御礼奉申上候、甚々乍延引右御請  
御礼迄奉申上候、恐惶頓首、

二月九日

猶々、御端書難有奉存候、春寒折角 御厭被遊候様  
奉存候、一昨日捉飼仕候雁一羽、并掛床一面、御  
書拜領之御礼ニ進上仕候、敬白、

別紙

〔裏封ウハ書〕  
「別紙御請」

御別紙拜見、額字之御儀万々難有、向様とも早速ニ仕  
立申付、朝夕拜見仕り、慎謹之心掛可仕、重畳難有奉  
存候、

一 大隅江御書被下候義云々、厚思召之段難有奉存候、同  
苗も難有奉候候へ共、内実は近年手痛ニて、執筆甚々  
難義仕り、近親ニも文通不仕、此度之御請も実は乍恐  
側向ニて代筆仕候様之事故、甚々恐入奉存候へ共、右  
之義打明奉申上候、且嫌疑之儀も此節は先安心之姿に  
相成申候、序故御内々奉申上候、国元人氣も立直可申  
哉と先々安心仕候、種々之義申上恐入候へ共、極内々  
奉申上候、不悪御覽奉願候、

一 佛退散其外英人之義云々、思召之处至極御尤奉存候、  
只今何とも難申上御座候へ共、前文之通り、此節少々  
様子も替り候間、現事之光景も委敷可相分、御届之書

面もてには無之様可相成候間、委細追々と様子も可相  
分奉存候、思召之处至極当然之事と、私共も此迄之御  
届等実は疑ひ罷在候事ニ御座候、

一 綿菓之義、弥之事承候ハ、早速可申上候、

一 当年中山大かた英船可参やと奉存候、北地等之儀委敷  
承知も不仕候へとも、伊達之口振り等承候へは、不容  
易御時節と奉存候、共和政事之儀も薄々承候、いつれ  
近年中事起り可申やと奉存候、

一 前文様子相替り候との儀は、是迄万事取計候家来面三  
人種々誤合有之、退役等申付候て、不目立様ニ万事改  
正之筈ニ御座候、誠ニ恐入候へ共、外より達御聴候も  
難計、極内々奉申上候、先は御請奉申上候、以上

二月九日

〔島津高彬文書所収〕

三九一 伊集院兼直へ書翰 三月二十九日

〔裏封ウハ書〕  
「レシ」

書面相達候、廿八日夕見候間、差掛り吉井江之用計返  
事申入候、後便可申入候也、

三月廿九日

〔東大史料編纂所所収〕



三九二 伊集院兼直へ書翰 閏四月三日

〔奥封のハ書〕  
一レソ  
〔伊集院兼直九郎〕  
伊藤九江

書面相達令承知候、衛守かた行之事云々、掛念も尤ニ存候、世間江響きても如何ニ候間、其内時節見合可仕旨申置候て、此節之処追々居り合候て、宣敷時節ニ致候かた可然、夫よりも外江響き合候様子無之候ハ、  
ともかくもニ御座候、伊平等不聞付様ニ可致候、〔針科侍医〕青山道策ニも用心可致候、〔定意〕山口返事遣候、其地之様子、其後委敷可申遣、又御出又は奥向評判承り次第可申遣候、先早々申入候也、

閏四月三日

〔東大史料編纂所蔵〕

三九三 山口定教へ書翰 閏四月三日

〔封紙のハ書〕  
一レソ  
〔奥封のハ書〕  
山江  
山不江

二月末便之書面等相達申候、愈無事珍重ニ存候、ニ・笑等之事申遣し致承知候、年来之悪事及露頭候義は其

通り之事ニ候得共、いまた中々余党多く候条油断不相成候間、其方ニも深く相つゝしみ可申候、

一海老印之儀も、中々申出通り御取計も無之、申上候御都合無之よし、全く伊平等かゝへ居候やと存申候、

仲も大心配之様子、中々内向之処色々むつかしき趣ニ

申遣候間、能々心得可申候、とかく笑之跡と海等を、御いとひ有之様子ニ聞得申候、

一御内用方は勢ひ無之、無縁之もの勢ひ付候由尤之事ながら、必ず〱油断致すましく候、

一此節伊平は利口ゆへ、早々風をかへ申候て宣敷、内心は何とも難申、平・岩等〔平田・岩山カ〕は余程閉口之様子ニ聞得申候、

一將も御用部や江罷出候得共、御前御用向は無之よし、〔島津久徳、家老〕夫ニては如何可有や、中々いまた油断不相成候、先當時仲上々御都合と存候、其地評判可申遣候、伊平心中誠ニ以て恐ろしく、難計ものニ御座候、

一四月二日之書面も相達候、申遣候条々心得申候、人形一条、又々風聞有之よし、必ず油断いたすましく候、

一琉球之事致承知候、此節御届等も参り申候、先月十日比より、当地ニては専ら風聞いたし申候、

一鳴登り之事も致承知候、〔島津久包〕

一鳴登り之事も致承知候、